

ふれあい、ささえあい、心を結ぶまちづくり

盛岡市地域福祉計画

【中間年度見直し】

盛 岡 市

目 次

第1部 総論

第1章 計画の見直しについて

1	見直しの背景	1
2	見直しの内容	1
3	地域福祉ワークショップの成果	3
4	計画見直し後の取組み	8

第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

1	人口構造等	13
2	これまでの取組みと地域の支え合いに関する考え方	16

第2部 各論

第1章 人と人との支え合いにより、安心して暮らせるまち

1	福祉教育の推進	19
2	生活環境の整備	25
3	人材・事業の育成	33

第2章 福祉サービスが利用しやすいまち

1	福祉サービスの基盤整備	43
2	サービス利用を支援するシステムの構築	50
3	情報提供体制の整備	64

第3章 みんなが地域活動に参加するまち

1	ボランティア・NPO・事業者との協働	67
2	地域活動の推進	73

資料編

○ 盛岡市地域福祉計画中間年度見直しの経緯	85
○ 中間年度見直しにおいて評価に使用した項目	86
○ 用語解説	89
○ 盛岡市社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員名簿	91
○ 関係法令	92
○ これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告（抄）	94

第1部
総 論

第1章

計画の見直しについて

第1章 計画の見直しについて

1 見直しの背景

今回の見直しは、平成17年に策定した本市の地域福祉の理念を示した「盛岡市地域福祉計画」の中で中間年度の見直しを定めていることと、国から発出された「要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認等の円滑な実施について」(平成19年8月10日)により、地域における要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認方法等を市町村地域福祉計画に盛り込むこととされたことによるものです。

また、平成19年・20年度に計画の構想段階から市民と意見交換を行うパブリック・インボルブメントと位置付けて開催した地域福祉ワークショップの成果や、国において、地域住民のつながりを再構築し、支え合う体制を実現するための方策を検討するために設置した「これからの地域福祉のあり方にに関する研究会」報告を地域福祉計画に反映させることとしたものです。

2 見直しの内容

(1) 盛岡市災害時要援護者避難支援ガイドラインの策定

地域福祉計画に位置付けるもので、災害時における要援護者の避難支援対策に係る市の基本的な考え方を示すとともに、避難支援に関わる全ての人々の活動の指針になることを目的としたものです。また、地域福祉ワークショップで災害時の対策についてのテーマを選択したグループが多かったことや、地域福祉計画アンケートでも市民の関心が高かったことから、計画の見直しに併せて策定するものです。

(2) 国の「これからの地域福祉のあり方にに関する研究会」報告の反映

厚生労働省が平成19年10月に設置した「これからの地域福祉のあり方にに関する研究会」で検討された結果が、平成20年3月31日に報告書としてまとめられており、その内容を反映させることとします。

【これからの地域福祉のあり方にに関する研究会報告書(抄)】

VI 既存施策の見直しについて

検証と見直しの観点

- 地域福祉は、従来の福祉の枠を大きく超えるものであり、防犯・防災、教育・文化、住宅・まちづくり等幅広い分野との連携が必要。
- 公的な福祉サービスについても、地域福祉の視点に立ち、制度や運用の弾力化、改善が必要。
- 社会福祉法や民生委員法などで規定されている現行の地域福祉に関する施策についても、新しい地域福祉の推進のため、整合性がとれるよう見直すべき。
- 見直しの視点は以下の3つ。
 - ・住民主体を進める。

第1部 総論 第1章 計画の見直しについて

- ・「新しい支援」の概念に立つ。
- ・これからの地域福祉を進める条件に適合する。

地域福祉計画

- 住民主体の地域福祉活動を推進するものとなるよう、次の事項を盛り込むべきではないか。
 - ・地域の生活課題の発見方策
 - ・圏域の設定
 - ・情報の共有
 - ・地域福祉活動の担い手や拠点
 - ・資金の確保
 - ・災害時要援護者への支援 など
- 市町村内に圏域を設定した場合、圏域ごとに「地区福祉計画」を策定し、市町村地域福祉計画に位置づけるべきではないか。
- 住民参加を一層徹底すべきではないか。

(3) 平成 17 年度からの 5 年間の評価

ア 平成 20 年 12 月から平成 21 年 1 月にかけて実施した地域福祉計画見直しに関するアンケート調査による市民意識の動向

(ア) 調査の対象

①市民（住民基本台帳より無作為抽出）

- ・市内に在住する 18 歳以上の人

調査数 2,699 人 回収数 1,107(回収率 41.0%)

- ・市内に在住する 12 歳以上 18 歳未満の人

調査数 201 人 回収数 89(回収率 44.3%)

②団体（市内のボランティアグループ、福祉関係団体、NPO 法人）

調査数 100 団体 回収数 53 団体 (回収率 53.0%)

(イ) 調査の方法

郵送法により実施。

(ウ) 調査の時期

平成 20 年 12 月から平成 21 年 1 月

イ 地域福祉に関連する事業の実績

ウ 地域福祉ワークショップ

今回評価に用いた項目により計画の進行管理を行い、平成 26 年度に次期地域福祉計画について検討を行います。

3 地域福祉ワークショップの成果

計画の構想企画段階から地域の皆様と意見交換を行うパブリック・インボルブメントと位置付けて、平成19年から2年間かけて32地区福祉推進会で開催しています。

【パブリック・インボルブメント】

盛岡市の計画と事業の構想企画段階から市民などが参画できる機会を設け、そこで議論を通じて政策形成の過程を共有しながら、市民などの意見を踏まえて意思決定するとともに、その結果について公表する一連の手続きです。

地域福祉ワークショップ開催状況

No	地区名	1日目	参加人数	2日目	参加人数	会場
1	西厨川	H19.2.15	23人	H19.2.23	21人	西厨川老人福祉センター
2	見前	H19.5.22	23人	H19.5.29	22人	世代交流センター
3	北厨川	H19.5.30	23人	H19.6.6	23人	北厨川児童・老人福祉センター
4	みたけ	H19.6.15	32人	H19.6.22	25人	みたけ地区活動センター
5	築川	H19.6.21	23人	H19.6.29	23人	築川支所
6	青山	H19.7.4	22人	H19.7.11	22人	青山地区活動センター
7	つなぎ	H19.7.5	27人	H19.7.12	28人	つなぎ地区活動センター
8	巻堀	H19.8.23	20人	H19.8.30	18人	巻堀地区コミュニティセンター
9	仁王	H19.8.24	24人	H19.8.31	20人	仁王児童・老人福祉センター
10	上田	H19.9.18	37人	H19.10.2	33人	上田老人福祉センター
11	桜城	H19.9.26	18人	H19.10.3	17人	桜城老人福祉センター
12	中野	H19.11.9	14人	—	—	川内老人福祉センター
13	土淵	H19.11.21	32人	H19.11.28	25人	土淵地区活動センター
14	玉山	H19.11.29	28人	H19.12.7	19人	玉山地区公民館
15	淡民	H19.12.3	25人	H19.12.11	22人	玉山総合福祉センター
16	好摩	H20.1.24	28人	H20.1.31	29人	好摩地区コミュニティセンター
17	松園	H20.2.14	54人	H20.2.21	49人	松園地区活動センター
18	米内	H20.2.15	26人	H20.2.22	19人	上米内老人福祉センター
19	本宮	H20.2.28	42人	H20.3.6	43人	本宮地区活動センター
20	杜陵	H20.6.6	31人	H20.7.11	23人	杜陵老人福祉センター
21	城南	H20.6.9	35人	H20.6.16	33人	山王老人福祉センター
22	津志田	H20.6.13	39人	H20.6.20	34人	見前地区公民館
23	加賀野	H20.6.21	28人	H20.6.28	24人	加賀野老人福祉センター
24	山岸	H20.7.15	23人	H20.7.22	17人	山岸地区活動センター
25	仙北	H20.8.20	40人	H20.8.27	34人	仙北地区活動センター
26	東厨川	H20.8.29	23人	H20.9.8	22人	厨川老人福祉センター
27	飯岡	H20.8.26	39人	H20.9.2	36人	飯岡農業構造改善センター
28	緑が丘	H20.9.4	53人	H20.9.11	53人	緑が丘老人福祉センター
29	大慈寺	H20.9.18	31人	H20.9.25	29人	大慈寺老人福祉センター
30	永井	H20.10.16	28人	H20.10.23	21人	永井児童センター
31	太田	H20.12.5	50人	—	—	太田地区活動センター
32	乙部	H21.1.28	35人	H21.2.4	36人	乙部老人福祉センター

(1) ワークショップを開催した目的

「盛岡市地域福祉計画」及び「盛岡市社会福祉協議会地域福祉活動計画」では、地域福祉の推進は、市民、事業者、行政（市と社会福祉協議会が連

携) の三者が協働で行うこととしております。

「地域福祉ワークショップ」は、参加者全員で、地域をどのようにしていきたいか自由に話し合う機会を作ることを目的として開催したものです。

盛岡市 地域福祉計画の基本理念

ふれあい、ささえあい、心を結ぶまちづくり

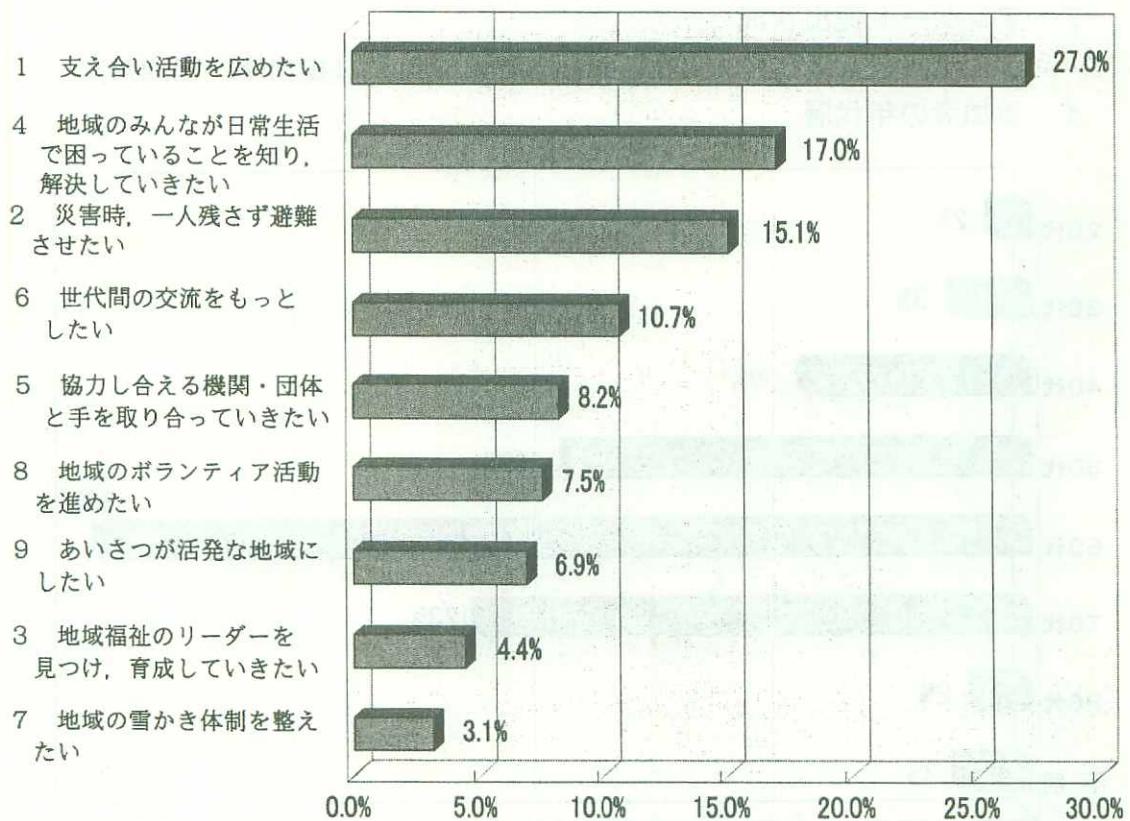
盛岡市社会福祉協議会 地域福祉活動計画の基本理念

地域内住民の良好な交流と相互の支えあいによるまちづくり

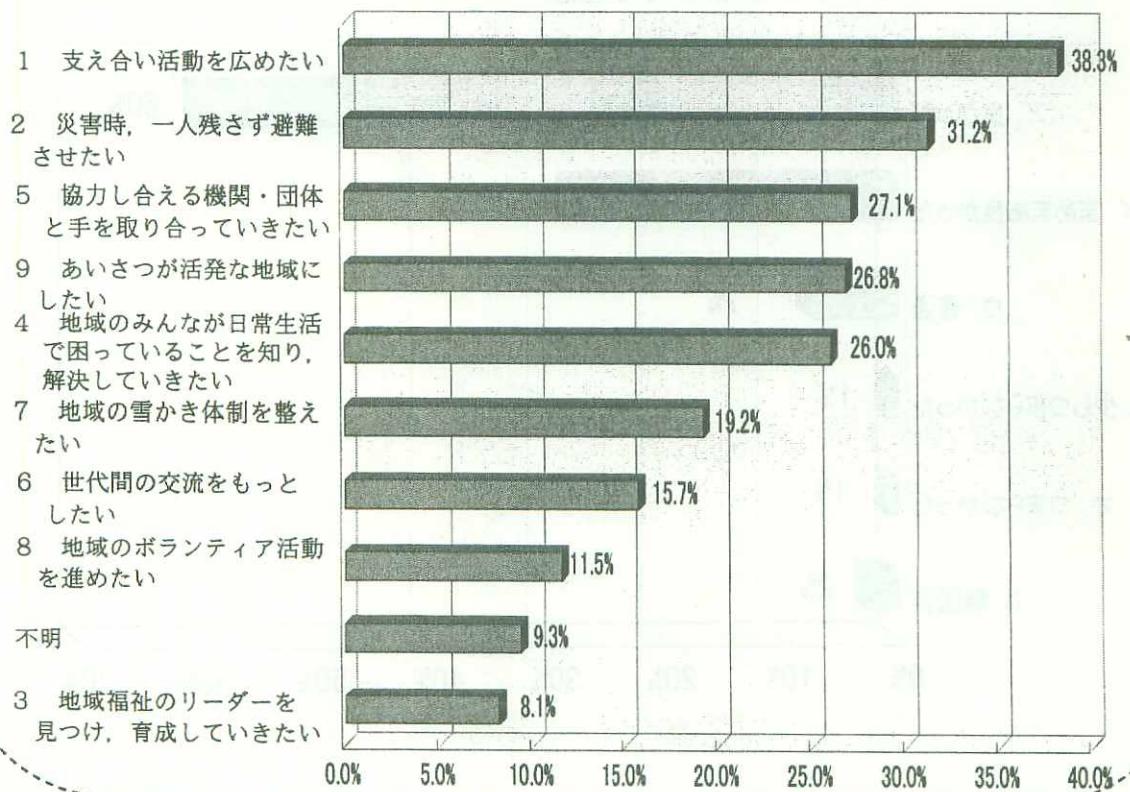
(2) 選択されたテーマ一覧表

地区 (開催順)	テーマ	各地区的班数								
		1 支え合い活動を広めたい	2 災害時・一人残さず避難させたい	3 地域福祉のリーダーを見つけ、育成	4 地域のみんなが日常生活で困っていることを知り、解決していきたい	5 協力し合える機関・団体と手を取り合っていきたい	6 世代間の交流をもつとしたい	7 地域の雪かき体制を整えたい	8 地域のボランティア活動を進めたい	9 あいさつが活発な地域にしたい
1 西厨川	1	1	1	1		1				5
2 見前	2			1	1	1				5
3 北厨川			1	1	1	1			1	5
4 みたけ	1	1		1	1	1			1	6
5 築川	2			1			1			4
6 青山	1	1		1		1		1		5
7 つなぎ	1	1		1					1	4
8 卷堀	2				1				1	4
9 仁王	1	1	1	1						4
10 上田	1	1				1		1		4
11 桜城	1	1			1				1	4
12 中野	1			1						2
13 土淵	1			1	1	1				5
14 玉山	2			1			1			4
15 渋民	1	1		1		1			1	5
16 好摩	1	1			1	1			1	4
17 松園	1	1		1	1	1		1	1	7
18 米内	1			1			1	1		4
19 本宮	2	1	1	1	1				1	7
20 杜陵	1	1		1		1	1			5
21 城南	1	1		1		1			1	5
22 津志田	2	1		1				1	1	6
23 加賀野	2	1		1			1			5
24 山岸	1			1	1	1			1	7
25 仙北	2	1		1	1	1				6
26 飯岡	1	1		1	1	1		1		6
27 東厨川		2				2				4
28 緑が丘	3	2	1	2				1		9
29 大慈寺	1	1	1						1	4
30 永井	1			1	1				1	4
31 大田	3	1		1				2		7
32 乙部	2	1	1	1						5
合計		43	24	7	27	13	17	5	12	11159

(3) 選択されたテーマ（グラフ）



【参考：平成 20 年 12 月実施「盛岡市地域福祉計画アンケート調査」より】

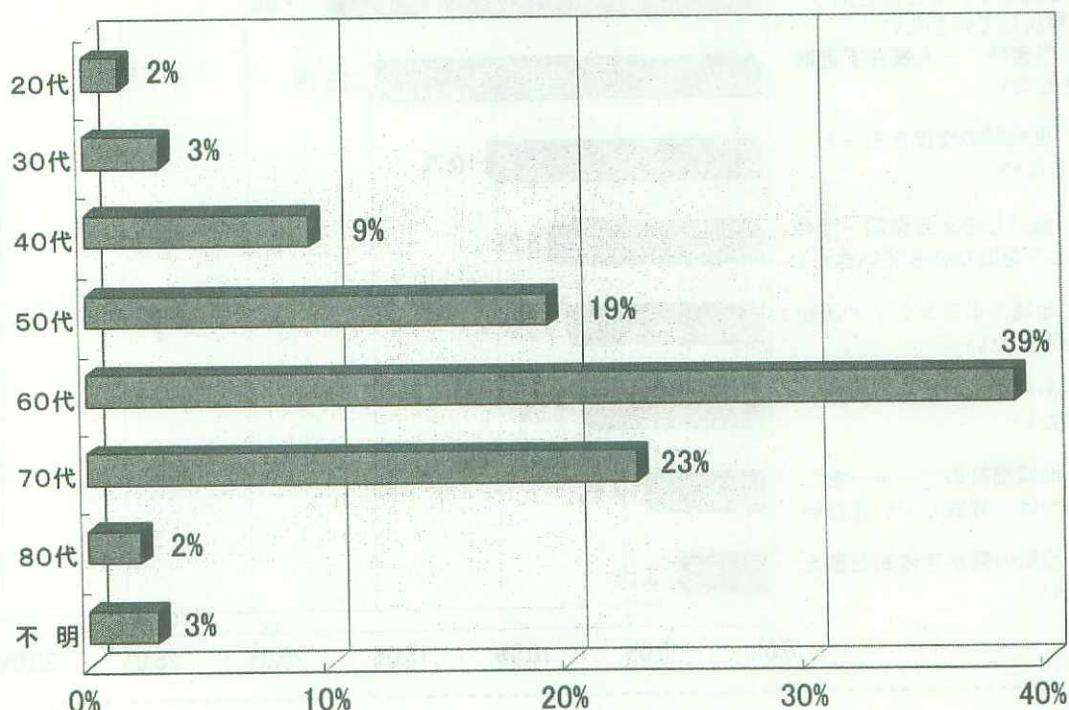


(4) 地域福祉ワークショップ参加者アンケート結果（抄）

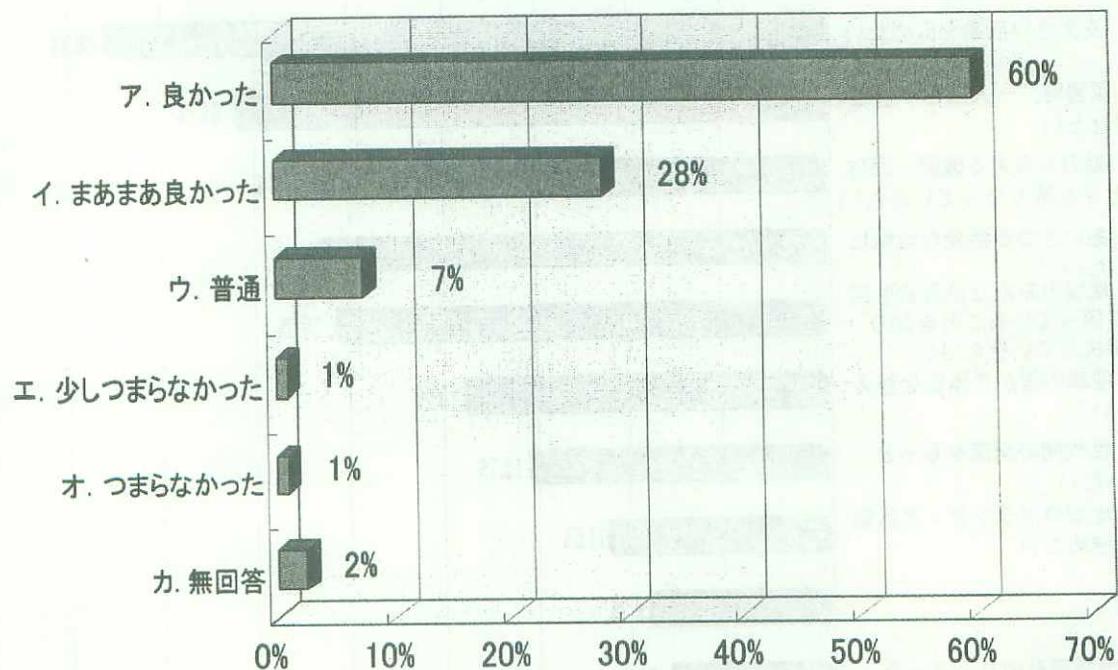
ア アンケート提出状況

参加者実数 968 名中 728 名からの提出の協力（提出率 75.2%）

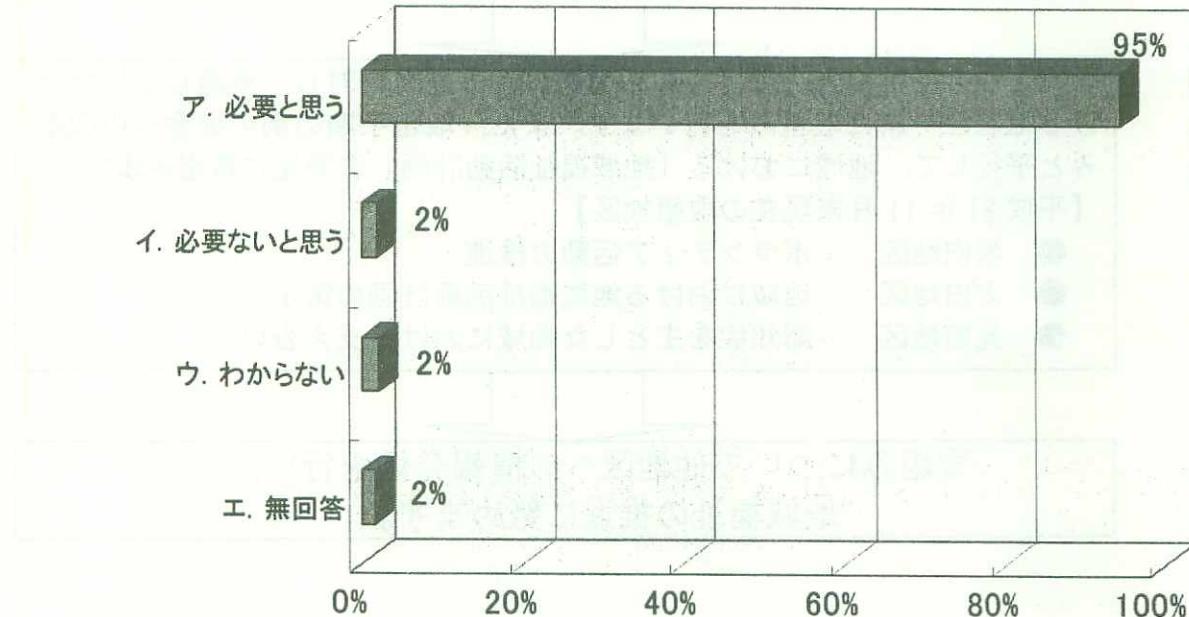
イ 参加者の年代層



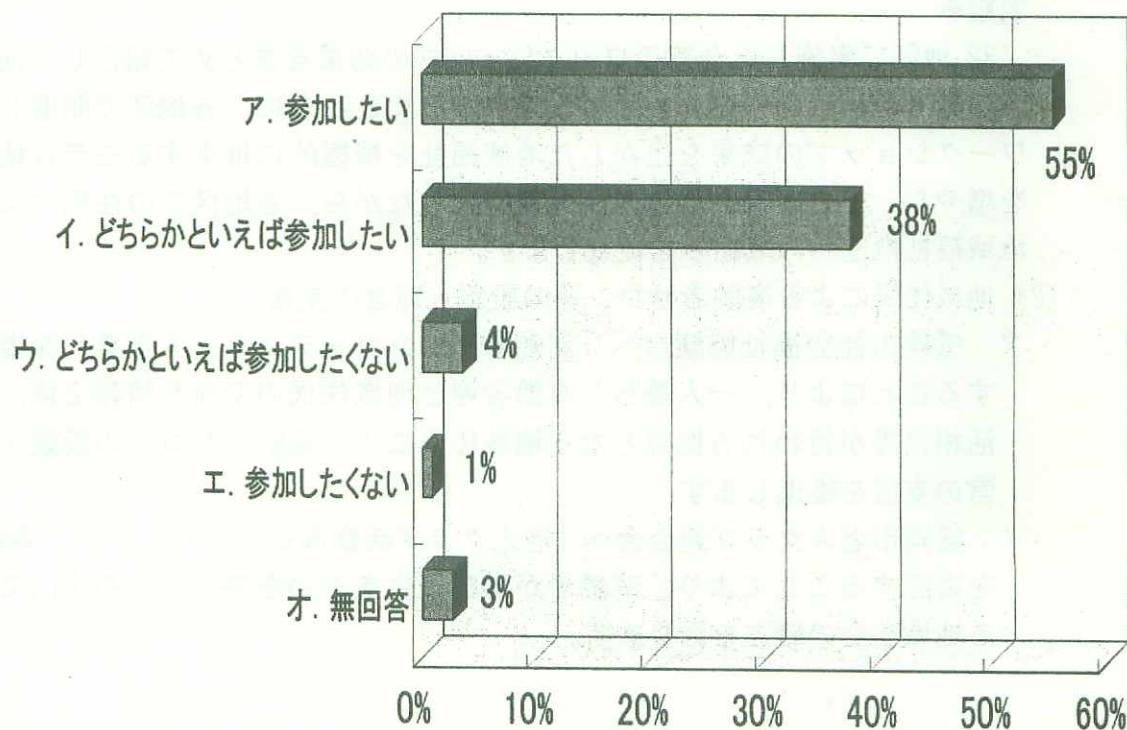
ウ ワークショップに参加しての感想



エ 今後の地域でのワークショップ開催の必要性



オ 今回のワークショップで出された解決策への参加意欲度



(5) ワークショップ終了後の取組みについて

ワークショップの結果報告を行い、地域における取組例を提案します。

市と社会福祉協議会では、取組手順の例の提案に対し、実施していただける地区と一緒に取組みを行います。また、取組手順の例の提案への取組みと平行して、地域における「地域福祉活動計画」の策定に取組みます。

【平成21年11月末現在の取組地区】

- 米内地区 ボランティア活動の推進
- 太田地区 地域における地域福祉活動計画の策定
- 見前地区 認知症を主とした地域における支え合い

取組みについて他地区への情報発信を行い、
地域福祉の推進に努めます。

4 計画見直し後の取組み

平成22年度からの5年間は、次のことを中心に取組むこととなります

(1) 盛岡市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」と連動したモデル地区的取組み

32地区で実施した全てのワークショップの結果をまとめて報告し、他地区で話し合われた内容を参考にしていただくとともに、各地区で開催したワークショップの成果を生かした地域福祉を積極的に推進するモデル地区を増やし、その事例を他地区へ情報提供しながら、各地区での住民による地域福祉推進への取組みを促進します。

(2) 地域住民による高齢者サロン等の設置・運営の支援

ア 盛岡市社会福祉協議会へ「高齢者サロンコーディネート事業」を委託することにより、一人暮らし高齢者等と地域住民の交流や情報交換、生活相談等が行われる拠点となる地域住民による高齢者サロンの設置・運営の支援を推進します。

イ 盛岡市老人クラブ連合会へ「老人クラブ活動推進アドバイザリー事業」を委託することにより、高齢者が喜びと生きがいを感じながら生活できる地域社会の確立を図ります。

(3) 地域福祉計画の進行管理

中間見直しで実施した評価に基づき、今後5年間の進行管理を行いながら、平成26年度に策定する「次期地域福祉計画」について検討します。

※ 参考（盛岡市災害時要援護者避難支援ガイドラインによる取組み）

(1) 災害時要援護者支援班の設置

災害時要援護者情報の共有化や避難支援プランの策定等を行う災害時要援護者支援班を、保健福祉部と総務部消防防災課の横断的なプロジェクト・チームとして設置し、平常時の仕組みづくりに取組みます。

また、災害時は保健福祉部に設置し、安否確認・避難状況の把握、避難所との連携等に取組みます。

(2) 「地域支え合いマップ」を活用した支え合い活動の促進

盛岡市社会福祉協議会へ「地域支え合いマップ作成等アドバイザリー事業」を委託することにより、災害時要援護者を地図上に掲載する「地域支え合いマップ」の作成等の支援を行いながら、地域における支え合い活動を促進します。

(3) 災害時要援護者避難支援ガイドラインの周知説明等

盛岡市社会福祉協議会の地域支え合いマップ作成等アドバイザリー事業と連携し、災害時要援護者避難支援ガイドラインについての説明会を行うこと等により、災害時要援護者の避難支援対策を推進します。

◎ 盛岡市地域福祉計画の目的

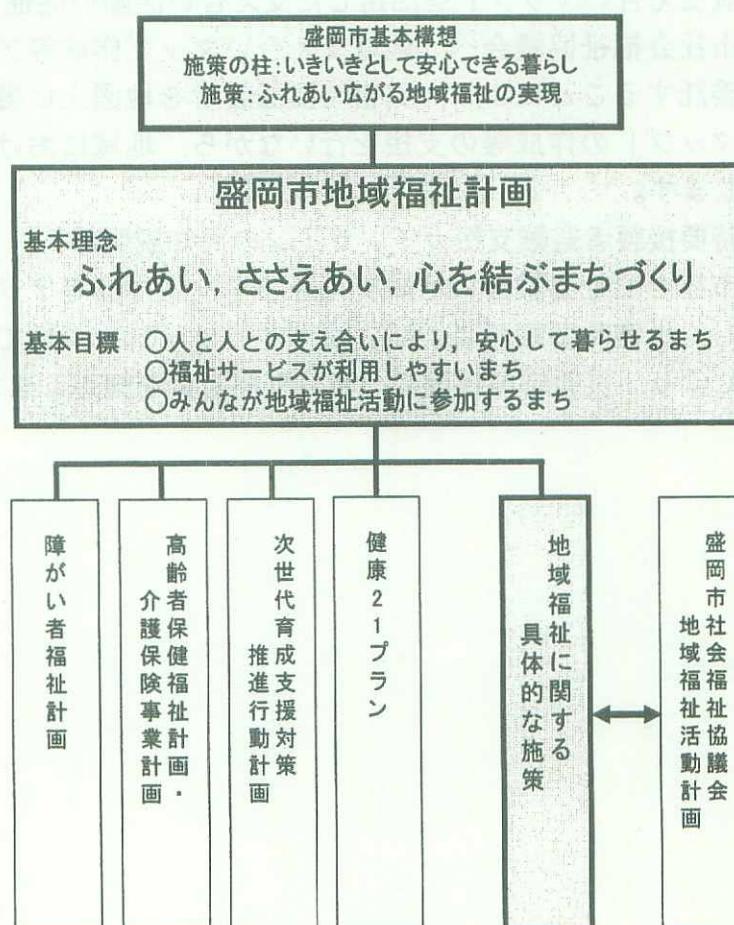
すべての市民が、住み慣れた地域で、障がいのある人もない人も、年齢にかかわらず、人としての尊厳をもって、家族や地域の中でその人らしい自立した生活を送ることができる地域社会の形成が求められています。

この盛岡市地域福祉計画は、地域福祉関連施策の推進と仕組みづくりを通して、幅広い市民の主体的な参加と市民、事業者（社会福祉を目的とする事業を経営する者）、行政の協働のもとに、自助、共助、公助が相まって、いきいきとして安心して暮らせる、人と人が支え合う＊福祉コミュニティを実現することを目的として策定するものです。

* 福祉コミュニティ

地域で援護を必要とする人やその家族が、住み慣れた地域で通常の生活を続けることができるよう、地域住民が自発的に援助を行う相互に結び合った地域社会。

◎ 盛岡市地域福祉計画の位置付け

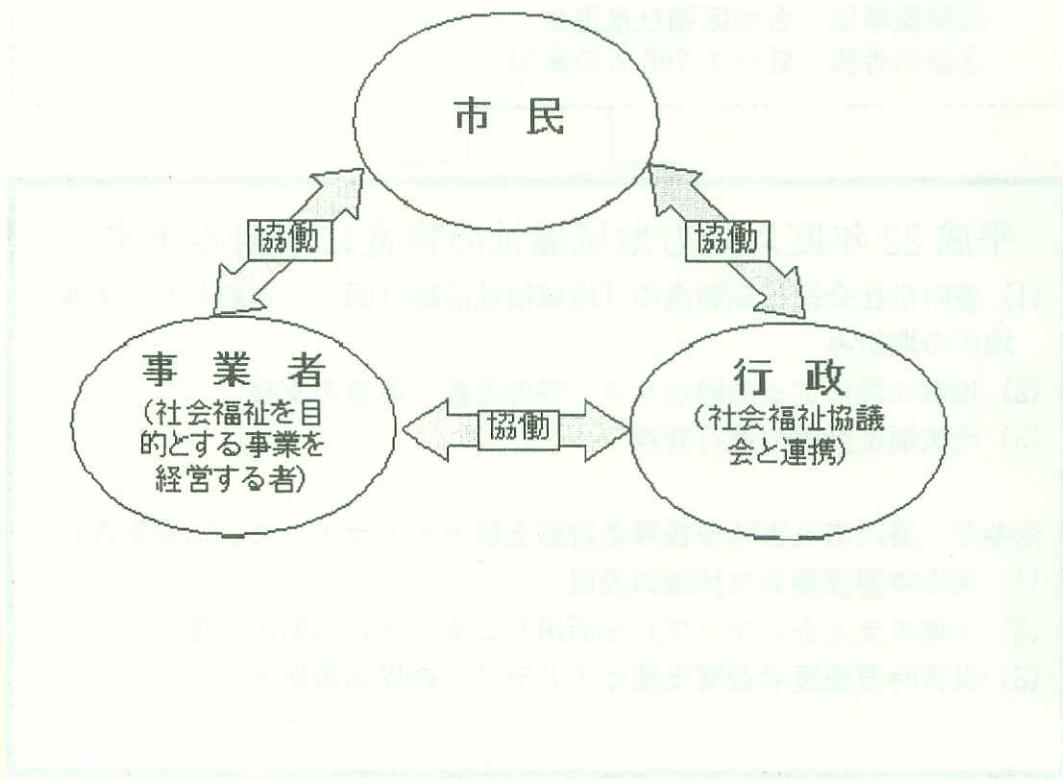


◎ 盛岡市地域福祉計画の期間等

年 度	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
総合計画基本構想	(策)									
地域福祉計画	(策)				(見)					(見)
障がい者福祉計画	(策)			(見)						
高齢者保健福祉計画 ・介護保険事業計画	(見)			(見)			(見)			(見)
次世代育成支援対策推進行動計画	(策)				(見)					
健康 21 プラン	(策)				(見)					
市社協 地域福祉活動計画		(策)				(見)				

(見) 見直し年 (策) 策定年

◎ 地域福祉推進のイメージ図



※ 中間年度見直しのイメージ

盛岡市地域福祉計画
(平成17年度に「理念計画」として策定)

平成21年度中間見直しの内容

- 1 災害時要援護者避難支援ガイドラインの策定
- 2 国の「これから地域福祉のあり方に関する研究会」報告の反映
- 3 5年間の評価の実施
 - (1) 地域福祉計画アンケート
 - ①時期 平成20年12月から平成21年1月
 - ②市民 調査数2,900人のうち、1,196人から回答(回答率41.2%)
 - ③団体 調査数100団体のうち、53団体から回答(回答率53.0%)
 - (2) 地域福祉に関連する事業の実績
 - (3) 地域福祉ワークショップ(パブリック・インボルブメントと位置付けて開催。)で話し合われた内容
 - ①実施期間 平成19年2月から平成21年2月
 - ②開催単位 各地区福祉推進会
 - ③参加者数 延べ1,796人の参加

平成22年度以降も地域福祉の推進に取組みます。

- (1) 盛岡市社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」と連動したモデル地区の取組み
- (2) 地域住民による高齢者サロン等の設置・運営の支援
- (3) 地域福祉計画の進行管理

※参考(盛岡市災害時要援護者避難支援ガイドラインによる取組み)

- (1) 災害時要援護者支援班の設置
- (2) 「地域支え合いマップ」を活用した支え合い活動の促進
- (3) 災害時要援護者避難支援ガイドラインの周知説明等

第2章

地域福祉を取り巻く現状と課題

第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

1 人口構造等

(1) 平成 17 年国勢調査からの概要

昭和 60 年から平成 17 年までの人口推移を見ると、平成 17 年国勢調査における盛岡市の人口は 300,746 人となり、前回の平成 12 年から 2,111 人減少しました。旧地域別に見ると、旧盛岡市地域では 2,049 人、旧玉山村地域では 460 人の減少となりました。なお、旧都南村地域においては 398 人の増加となりました。

(単位：人)

区分	昭 60	平 2	平 7	平 12	平 17
盛岡市	287,312	292,632	300,723	302,857	300,746
旧盛岡市	235,469	235,434	239,940	239,627	237,578
旧都南村	37,307	43,063	46,538	49,216	49,614
旧玉山村	14,536	14,135	14,245	14,014	13,554
岩手県	1,433,611	1,416,928	1,419,505	1,416,180	1,385,041
全国	121,048,923	123,611,167	125,570,246	126,925,843	127,767,994

また、総人口の年齢 3 区分を見ると、昭和 60 年までは 0 ~ 14 歳の児童の割合は 20% 以上で、65 歳以上の高齢者の割合は 10% 以下でしたが、盛岡市地域福祉計画を策定した時点の最新の国勢調査のデータ、平成 12 年には高齢者の割合が 0 ~ 14 歳の児童の割合を上回ったところでした。

今回の最新データ平成 17 年には、高齢者の割合が児童の割合を更に上回り、少子高齢化の進行が顕著に現れています。

区分	実数(人)			構成比(%)		
	年少人口	生産年齢 人口	老年人口	年少人口	生産年齢 人口	老年人口
		0 ~ 14 歳	15 ~ 64 歳		65 歳 ~	15 ~ 64 歳
昭和 60 年	63,222	199,774	24,316	22.0	69.5	8.5
平成 2 年	56,718	204,943	30,826	19.4	70.1	10.5
平成 7 年	52,092	209,262	39,341	17.3	69.6	13.1
平成 12 年	46,159	208,171	48,469	15.2	68.7	16.0
平成 17 年	41,928	199,632	56,177	14.1	67.0	18.9

世帯の種類不詳な世帯総数については、年々増加を続けています。しか

し、一般世帯数は、平成17年には、初めて前回調査を下回る世帯数となりました。

人口、一般世帯数ともに平成12年がピークで今回減少に転じており、盛岡市においても人口減社会に突入している傾向が見られます。

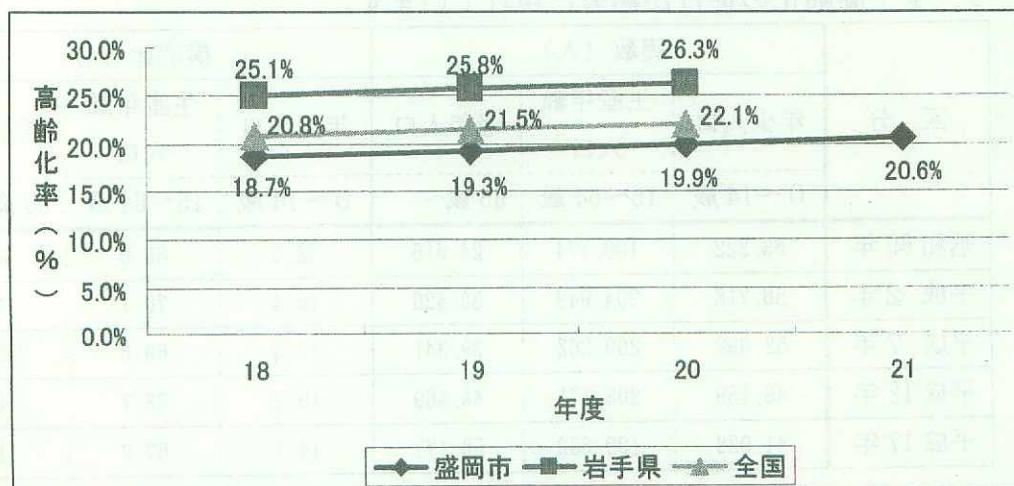
また、1世帯当たり人員の減少傾向は変わらず、平成17年は2.44人となっています。

区分	総数		一般世帯			施設等の世帯	
	世帯数	人口	世帯数	人口	1世帯当たり人員	世帯数	世帯人口
昭和60年	97,838	287,312	97,643	280,112	2.87	195	7,200
平成2年	104,226	292,632	103,919	285,378	2.75	180	7,109
平成7年	113,112	300,723	112,913	293,839	2.60	175	6,856
平成12年	119,297	302,857	119,040	295,601	2.48	205	7,198
平成17年	121,876	300,746	118,989	290,195	2.44	238	7,542

(2) 民生委員による高齢者世帯調査の概要

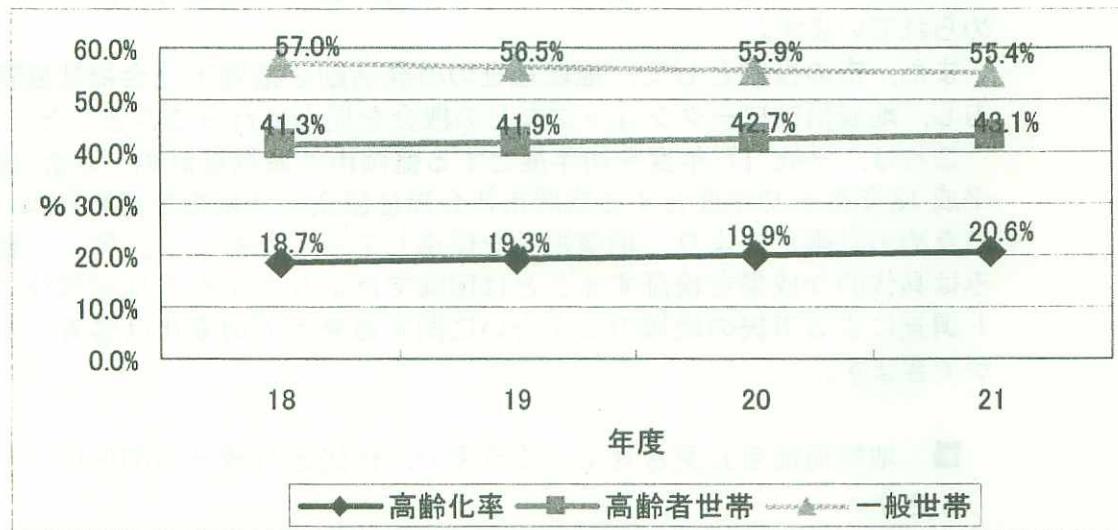
我が国では、他の先進国に例を見ない早さで高齢化が進み、高齢者人口及び高齢化率は、平均寿命の伸長や低い出生率を反映して今後も上昇し続け、平成26年には、国民の4人に1人が65歳以上の高齢者という超高齢社会が到来するものと見込まれています。

こうした中、本市においては、毎年6月1日を基準日とした民生委員による高齢者世帯調査を行っておりますが、平成21年に20%を超えていました。



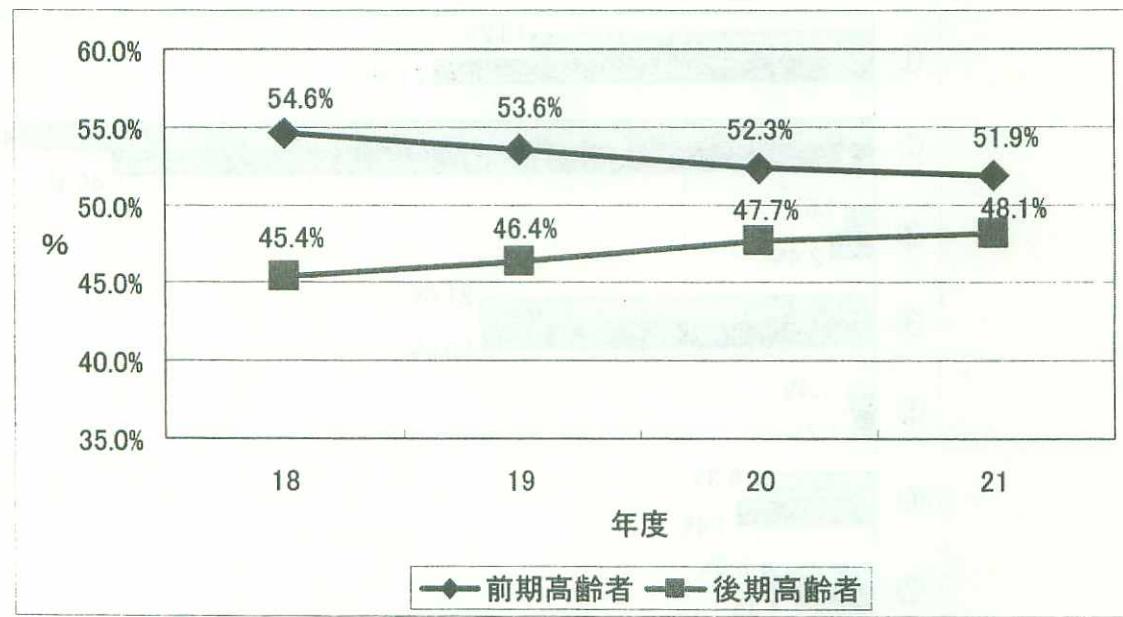
(資料：地域福祉課)

また、高齢化率の上昇とともに、高齢者世帯（1人暮らし、高齢者夫婦又は高齢者のみの世帯）の割合も上昇し、一般世帯の割合は減少してきています。



(資料：地域福祉課)

65歳以上 75歳未満の前期高齢者と、75歳以上の後期高齢者の高齢者に占める割合を比較すると、年々差が縮まってきていることが分かります。



(資料：地域福祉課)

2 これまでの取組みと地域の支え合いに関する考え方

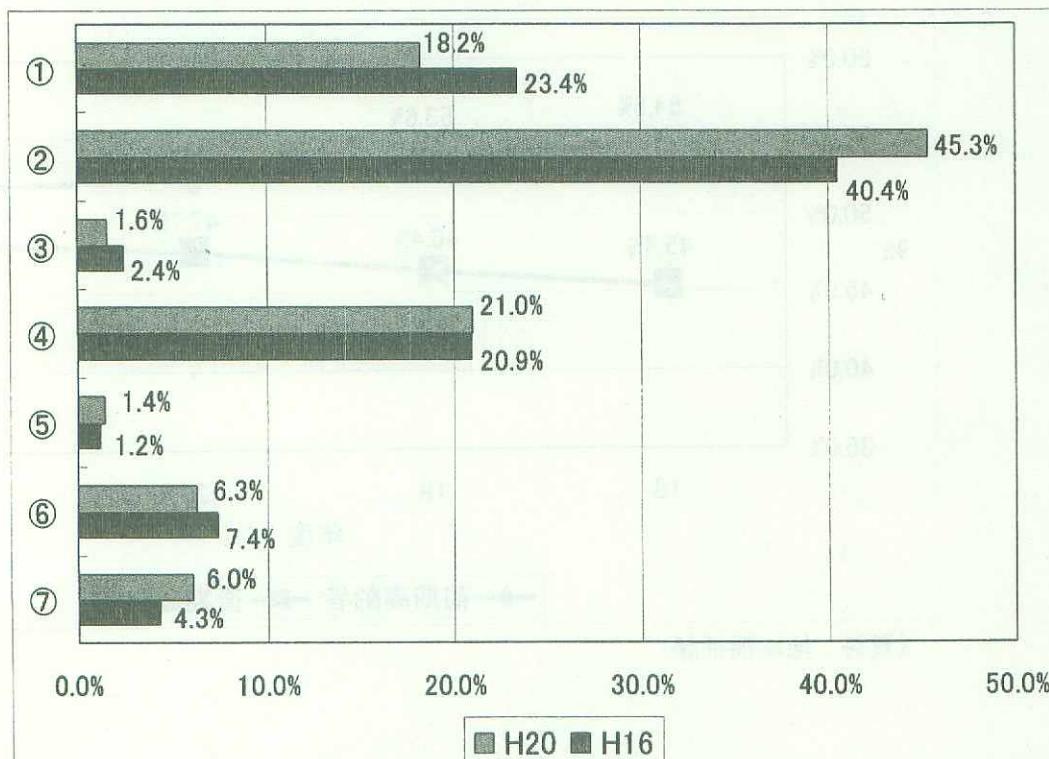
市の福祉施策を推進するうえで、地域福祉計画の他に分野固有の施策や達成目標を定めた各個別計画があります。地域福祉計画は、各個別計画を推進するうえでの共通する理念であり、各個別計画は、地域福祉計画のもとに進められています。

また、市の役割として、地域福祉の啓発活動を盛岡市社会福祉協議会と協力し、地域福祉ワークショップなどの機会を捉えて行ってきました。

これは、平成17年度を初年度とする盛岡市地域福祉計画（理念計画）と、平成18年度を初年度とする盛岡市社会福祉協議会地域福祉活動計画（活動するための計画）により、地域福祉を促進していくためです。啓発活動の取組みは具体的な成果を検証することは困難ではありますが、地域福祉アンケート調査による市民の地域の支え合いに関する考え方の変化は参考とすることができます。

■ 地域福祉を充実させていくうえで、住民と行政との関係はどうあるべきか。

※ 平成16年度の回答割合は、高い順に「②住民も行政と協力、①住民同士で助け合う、④行政が責任を果たすべき」でしたが、平成20年度調査によると、「②住民も行政と協力、④行政が責任を果たすべき、①住民同士で助け合う」となっています。



- ①家庭や地域をはじめ住民同士で助け合い、手の届かない部分は行政が援助するべきである
- ②福祉の充実のために、住民も行政も協力し合い、ともに取組むべきである
- ③福祉を充実する責任は行政にあり、住民はそれほど協力することはない
- ④行政が責任を果たすべきだが、手の届かない部分は住民が協力するべきである
- ⑤その他 ⑥わからない ⑦無回答

■ 住み慣れた地域で安心して生活していくために必要なこと。

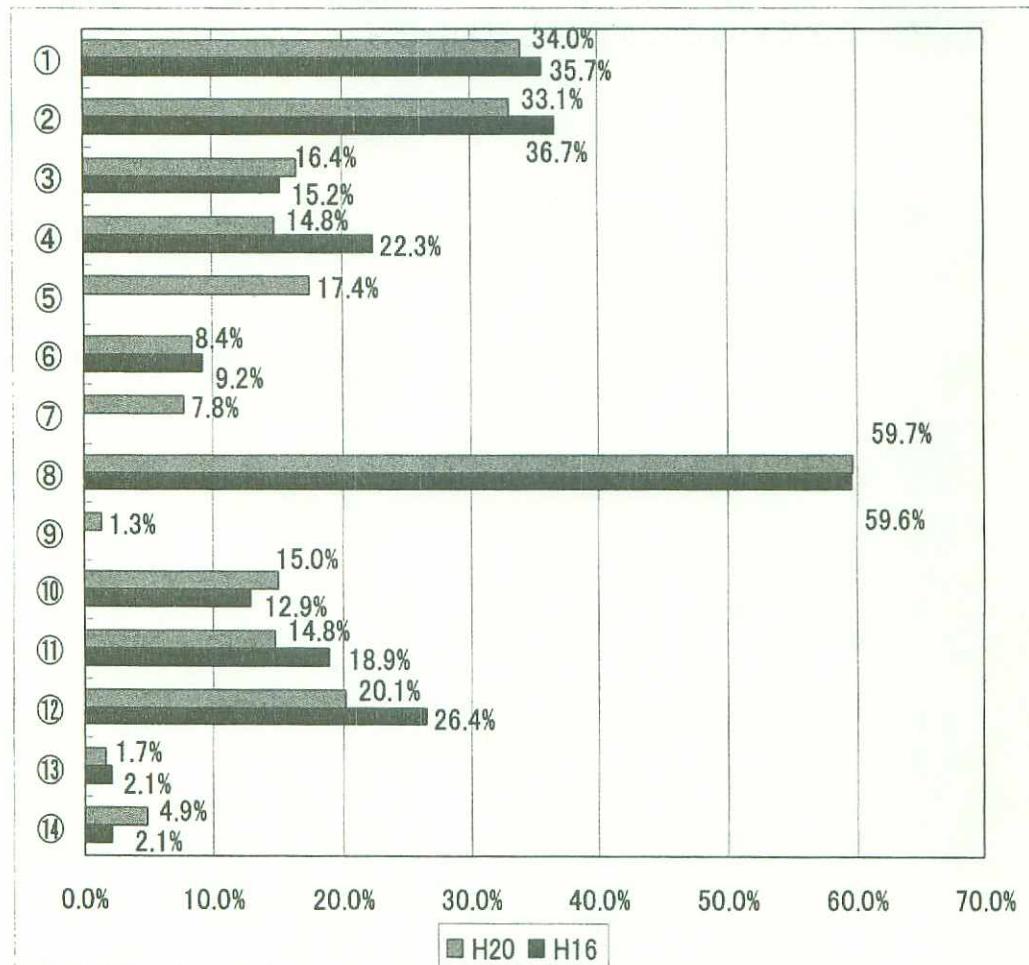
※ 前回と今回の調査で、顕著に差が現れているのは、次のとおりです。

【割合が増加しているもの】

- ③福祉や保健に関するサービスを提供する事業者を増やす
- ⑩学校などでの福祉や保健に関する教育を充実させる

【割合が特に減少しているもの】

- ④地域における福祉や保健に関する活動の中心となる人材を育てる
- ⑪多くの住民が福祉や保健に関する関心を高められるような啓発を行う
- ⑫道路・商店・病院・公共施設・公共交通機関などのバリアフリー化を進め
る



①福祉や保健に関する情報提供を充実させる

②支援を必要とする人の多彩な希望に応えられるような豊富や種類のサービスを用意する

- ③福祉や保健に関するサービスを提供する事業者を増やす
- ④地域における福祉や保健に関する活動の中心となる人材を育てる
- ⑤地域福祉のコーディネーターを育てる
- ⑥福祉や保健に関するボランティア活動を活発にする
- ⑦サロンを創出する
- ⑧社会保障制度（年金・保険など）の安定を図る
- ⑨地域福祉活動を支えるための会費や寄付を募る
- ⑩学校などでの福祉や保健に関する教育を充実させる
- ⑪多くの住民が福祉や保健に関する関心を高められるような啓発を行う
- ⑫道路・商店・病院・公共施設・公共交通機関などのバリアフリー化を進める
- ⑬その他
- ⑭無回答

この2つのアンケート調査結果を見ると、地域住民も一緒に地域福祉に取組むことには変化はありません。また、地域福祉に必要なことは、サービスを提供する事業者を増やしながら、福祉教育を推進することとなっております。

これは、地域福祉のあり方にも、少子高齢化の影響で、高齢者中心の考え方方が入ってきていることが原因と思われます。

第2部
各論

第1章

人と人との支え合いにより、 安心して暮らせるまち

第1章 人と人との支え合いにより、安心して暮らせるまち

1 福祉教育の推進

☆ 平成17年度の施策の方向等

現状

- ◇ 学校におけるボランティア教育としては、市内の福祉施設を利用した体験学習やボランティア活動等が年間計画に沿って積極的に行われています。
- ◇ ボランティア活動をしたことがあると答えた18歳以上の人の割合は、28.2%と少ない状況です。

課題

- ◆ 高齢者やボランティアに関する児童生徒の活動に対しては、今後さらに学校や地域での啓発活動及び実践活動を充実させる必要があります。アンケート調査にもあったように、授業以外の場においては十分な対応ができないことも見られるため、学校と福祉関連施設との連携のもとに協力体制の充実が必要です。
- ◆ 各世代で福祉について学習する機会が少なく、福祉に対する意識の啓発に努める必要があります。

施策の方向

- ◎ 子どもから大人まで、生涯にわたりそれぞれの段階で地域福祉に対する理解を深める教育を推進します。また、学校や地域、職場において、障がいのある人もない人もともに活動することにより、福祉に関し幅広く学ぶ機会が得られるよう推進します。

地域福祉ワークショップで話し合われた内容について

32地区で開催したワークショップのうち、福祉教育の推進につながるテーマ「地域のボランティア活動を進めたい」は、11地区で選択されています。そのうち、2地区の内容の一部を紹介します。

■ 米内地区で話し合われた、地域住民ができる取組手順の例

- 【タイトル】自分たちが住む地域をよく知ろう！そしてボランティアがあふれる地域にしたい。
 - ① 世代を超えた交流の場を大切にして、子供のころから地域のこと興味を持てるようにしましょう。
 - ② 自分の住む地域の良さを知るために、イベントを開催しましょう。併せて、みんなが参加しやすくなる工夫もします。
 - ③ 自治会、推進会、人材を活かしてボランティア組織を立ち上げましょう。「こんなことができる」「こんなことをしてほしい」を出し合って、

みんなで解決の糸口にしましょう。

④ 組織が出来たら、実際にできることから始めましょう。

■ 緑が丘地区で話し合われた、地域住民ができる取組手順の例

□ 【タイトル】人にやさしい地域は、人にやさしい私たちが作ります！

① みんなで支え合える町内会を考えましょう。まずは、一声運動から行いましょう。

② ボランティアのきっかけとして、身近なところから行いましょう。

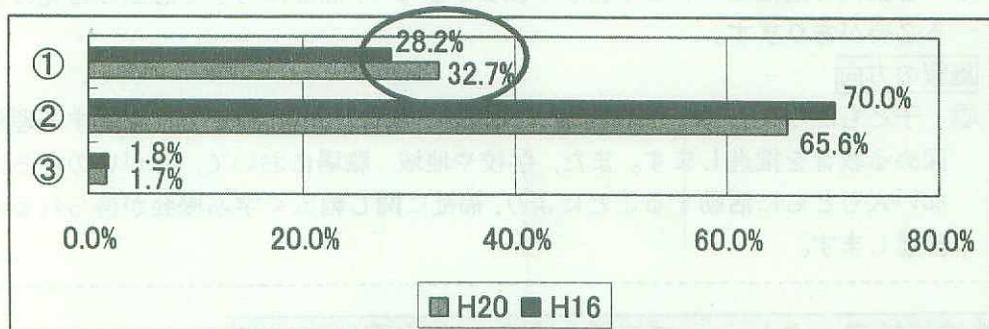
③ 身近な活動から、地域町内の活動へと広範囲の活動を行いましょう。

④ 具体的な行動をコーディネートし、地域でボランティアを登録し、支援しながら解決へと向かいましょう。

アンケート調査や事業実績による5年間の振り返り

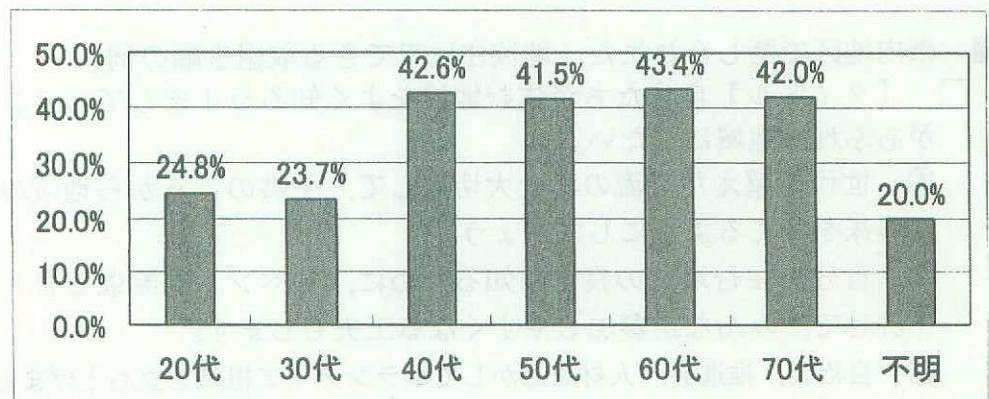
■ ボランティア活動をしたことはありますか。

※ 前回調査と比較すると、ボランティア活動をしたことがある人の割合は増加し、したことが無い人の割合は減少しています。



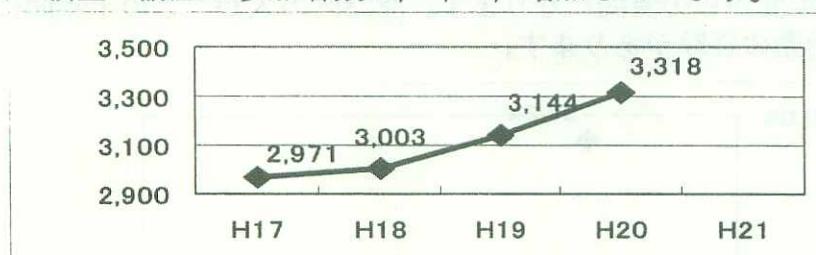
①ある ②ない ③無回答

※年代別、ボランティア活動をしたことがある人の割合



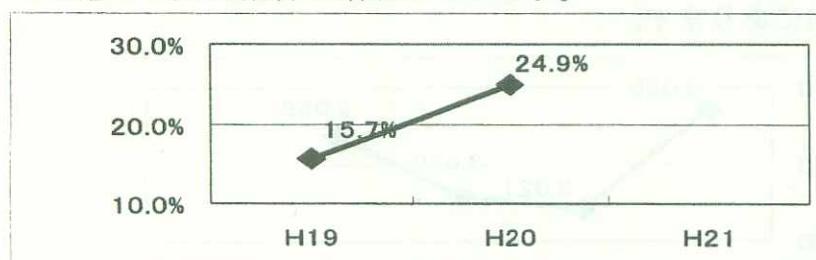
■ 【実績値】介護教室、医療・保健講座事業参加者数

※ 教室・講座の参加者数は、年々、増加しています。

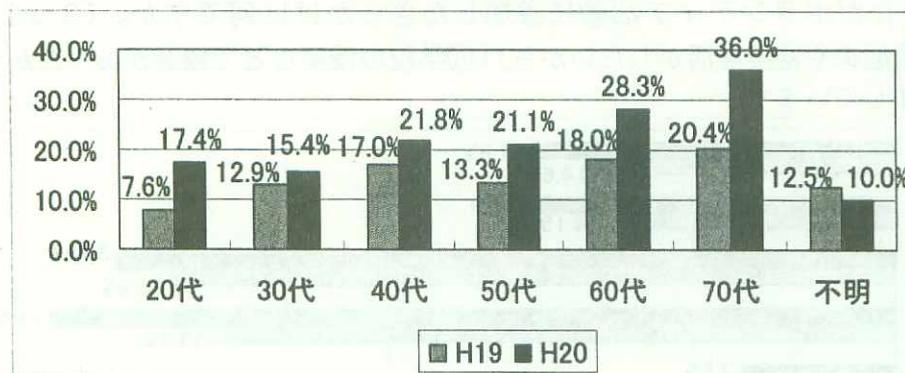


■ 【盛岡市まちづくり評価アンケート】あなたは、身の回りでボランティア活動が活発に行われていると感じますか。

※ 平成19年度からの質問ですが、ボランティア活動が活発に行われていると感じる人の割合は増加しています。

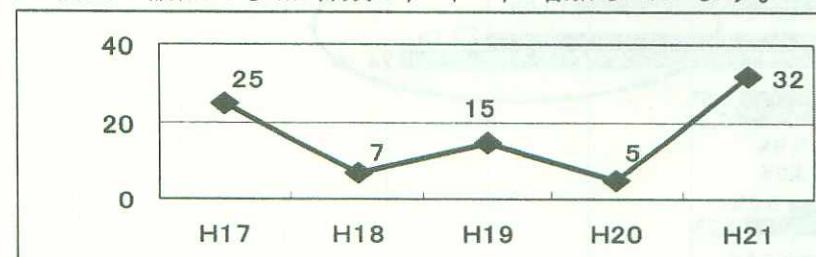


※年代別、ボランティア活動が活発に行われていると感じる人の割合



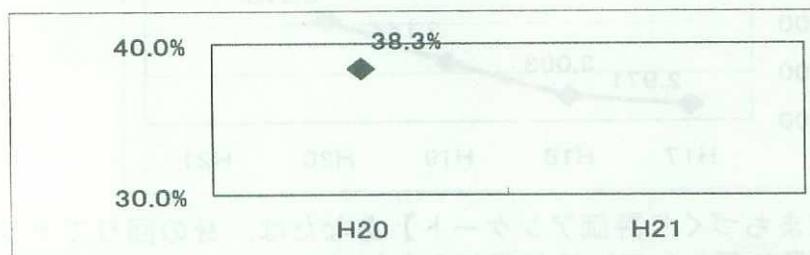
■ 【実績値】高校生ボランティアスクール参加者数

※ 教室・講座の参加者数は、年々、増加しています。



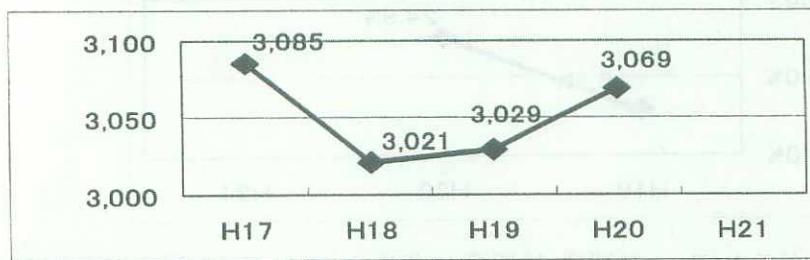
■ 【盛岡市まちづくり評価アンケート】あなたは、この1年間にボランティア活動をしたことがありますか。

※ 平成20年度からの質問になります。38.3%の人が、この1年間にボランティア活動の経験があります。



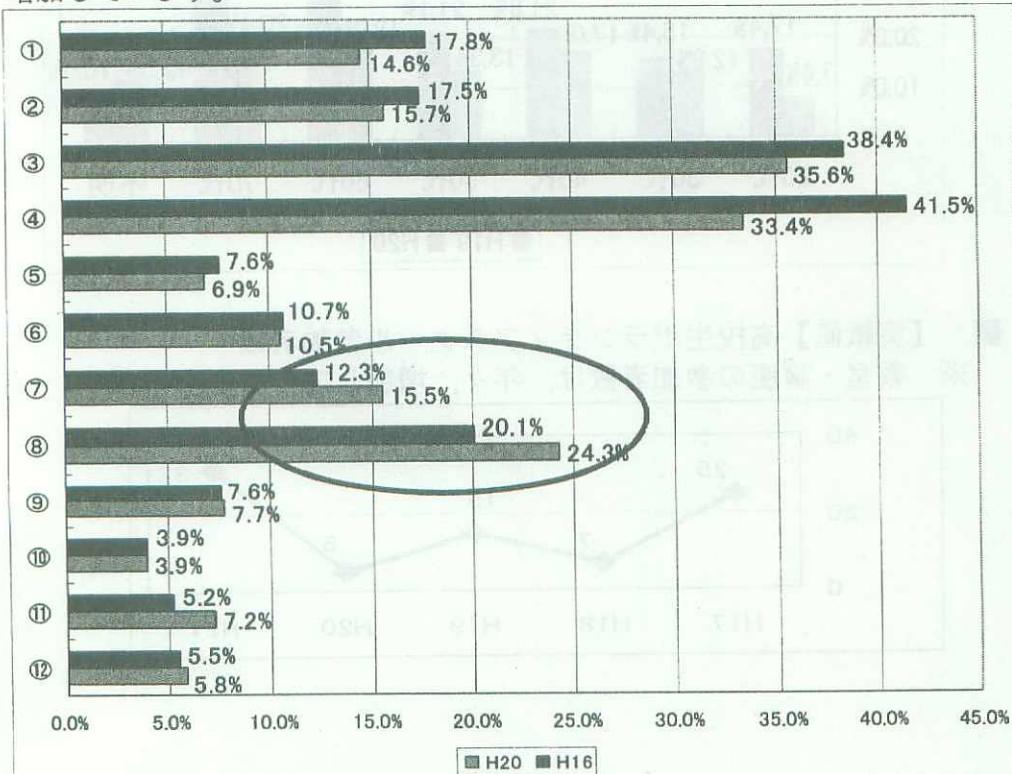
■ 【実績値】盛岡市社会福祉協議会のボランティア養成研修事業参加者数

※ 平成17年度から平成18年度にかけては大幅に減少したものの、徐々に回復傾向にあります。



■ あなたがボランティア活動に参加したきっかけは何ですか。(3つまで)

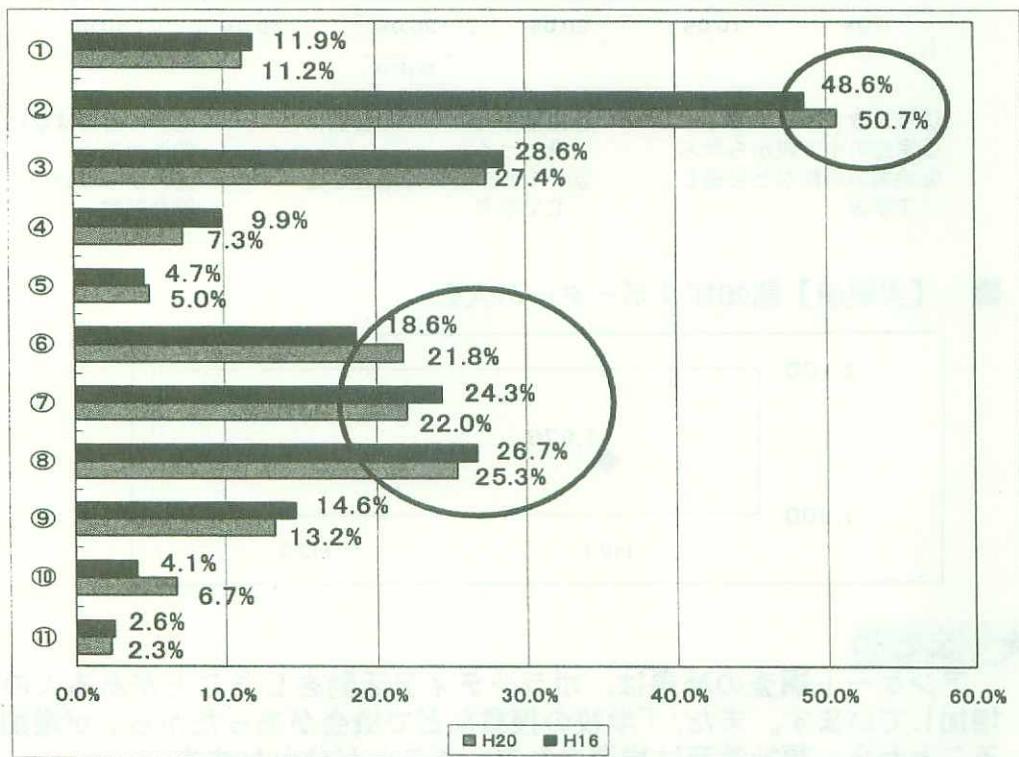
※ 「⑦趣味や特技を活かしたいから」「⑧学校の授業などで機会があったから」が増加しています。



- | | |
|--------------------|-------------------|
| ①困っている人や団体に頼まれたから | ⑦趣味や特技を活かしたいから |
| ②人に誘われたから | ⑧学校の授業などで機会があったから |
| ③人の役に立ちたいから | ⑨つきあい上、やむを得ず |
| ④自分たちのために必要な活動だから | ⑩何となく |
| ⑤楽しそうだから・おもしろそうだから | ⑪その他 |
| ⑥余暇を有効に活用したいから | ⑫無回答 |

■ ボランティア活動に参加したことがないのはどんな理由からですか。(3つまで)

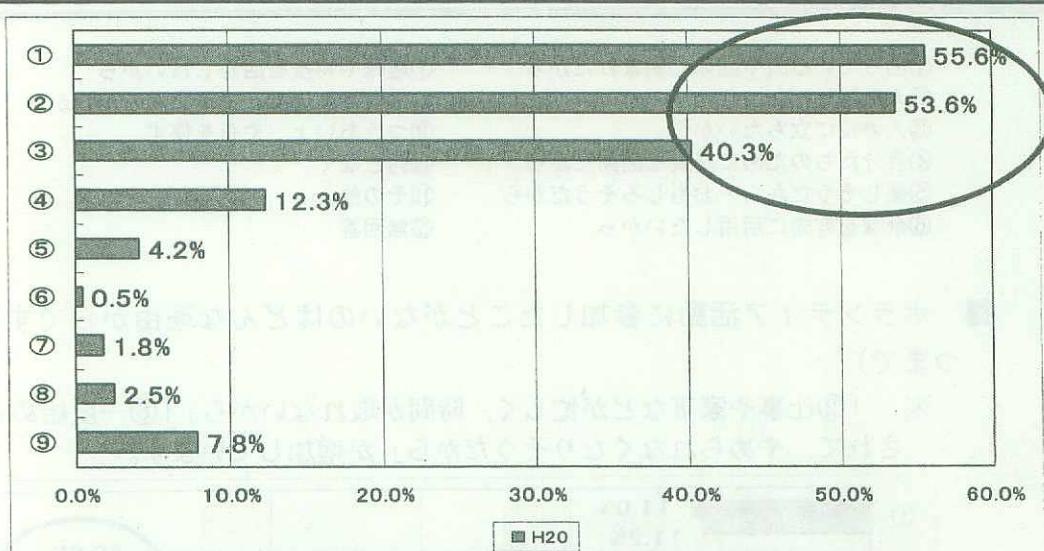
※ 「②仕事や家事などが忙しく、時間が取れないから」「⑥一度始めると拘束されて、やめられなくなりそうだから」が増加しています。



- | | |
|--------------------------|-----------------------------|
| ①育児や介護を必要とする家族がいて余裕がないから | ⑦活動したいとは思っているが、きっかけがないから |
| ②仕事や家事などが忙しく時間が取れないから | ⑧身近に活動できる場所やグループがない（知らない）から |
| ③自分の健康に自信がないから | ⑨ボランティア活動にあまり興味や関心がないから |
| ④人と接するのが好きではないから | ⑩その他 |
| ⑤活動に費用がかかりそうだから | ⑪無回答 |
| ⑥一度始めると拘束されて、やめられな | |

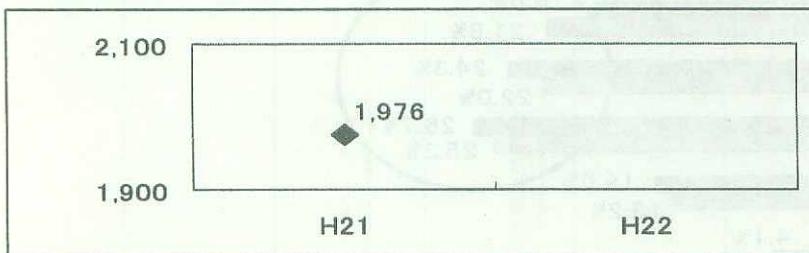
■ 子どもたちに対する福祉教育（思いやりの心や福祉への理解と参加の心を育てる教育）についてどのように行うべきだとお考えですか。（あてはまるものすべて）

※ 「学校」「家庭」「地域」の順番に多くなっています。



- ①学校教育の中で学ぶ
- ②家庭の中で親から学ぶ
- ③地域の活動などを通じて学ぶ
- ④生活していく中で自然に身につく
- ⑤テレビやラジオなどを通じて学ぶ
- ⑥特に必要はない
- ⑦その他
- ⑧わからない
- ⑨無回答

■ 【実績値】認知症サポーターの人数



★ まとめ

アンケート調査の結果は、ボランティア活動をしたことがある人の割合は増加しています。また、「学校の授業などで機会があったから」が増加していることから、福祉教育は推進されていることが分かります。

ただし、参加したことがない理由として「仕事や家事などが忙しく時間が取れないから」「一度始めると拘束されて、やめられなくなりそうだから」が増加していることから、趣味や特技を活かし、気軽に参加できるちょっとしたボランティアを進める必要があります。

★ 中間年度見直しによる施策の方向性

- 趣味などを活かして、気軽に参加できるボランティアを紹介します。
- ボランティア活動に必要な知識を習得する機会を創出します。

★ 国の「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」の考え方

「適切な圏域の設定」や「住民参加を一層徹底すべき」と記載されており、地域の中で、住民参加のボランティアを進めることも地域福祉を進めるために有効と考えられる。

2 生活環境の整備

(1) 生活環境の整備

☆ 平成17年度の施策の方向等

現状

◇ 子どもや高齢者、障がい者などすべての市民が住み慣れた地域で安心して暮らし、自由に外出し、それぞれの能力を生かしながら、地域活動、学習活動、スポーツ活動、レクリエーション活動などさまざまな活動に参加できる環境づくりが進められています。

課題

◆ 多くの人が利用する施設は全ての市民が使いやすく快適なものになっていかなければなりません。＊バリアフリーや、＊ユニバーサルデザインを取り入れた施設づくりが進められていますが、まだ十分とは言えません。

* バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていくうえで障壁（バリアー）となるものを除去するという意味で、もともと住宅建築用語で登場し、段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、現在ではより広く、障がい者の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的な全ての障壁の除去という意味でも使われるようになつた。

* ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別、国籍、人種等にかかわらず、多様な人々が気持ちよく使えるようにあらかじめ都市や生活環境を計画する考え方で、できるだけ多くの人が利用可能であるように製品、建物、空間をデザインすること。

施策の方向

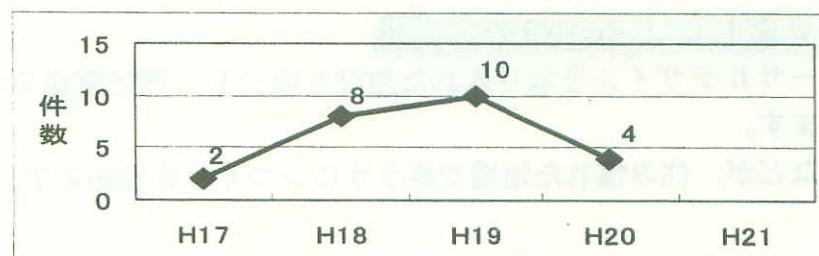
◎ 国が定めた法律や県の条例等関連法令との整合をとりながらひとにやさしいまちづくりの推進に努めます。

地域福祉ワークショップで話し合われた内容について

この施策は施設づくりに関するものですが、地域福祉ワークショップでは、施設づくりに関するテーマは設定しておりません。

アンケート調査や事業実績による5年間の振り返り

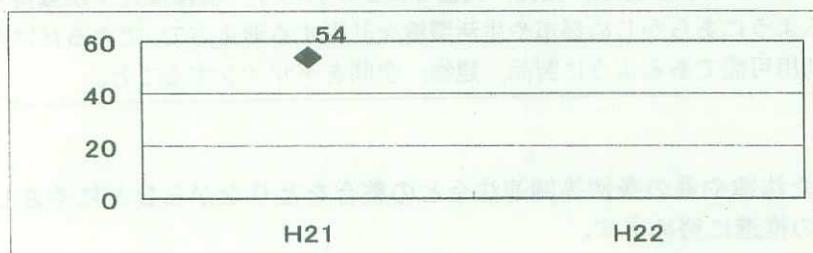
■ 【実績値】施設のバリアフリー化（ユニバーサルデザイン化）を行った件数



※ 平成17年度を初年度とした地域福祉計画を策定後、各所属においてバリアフリー化に取り組んだものの例は、次のとおりです。

施設の名称	主な内容	措置年度
本宮保育園	スロープの設置、長いドアレバー（子どもから大人まで届く）の設置	18
盛岡市勤労福祉会館	出入り口の段差解消（段差プレートの設置）	19
盛岡市都南サイクリングターミナル	玄関先スロープの設置	19
浅岸柿木平公園	多目的トイレ（車イス利用者）	18
渋民公園	多目的トイレ（オストメイト、車イス利用者）	18
小鹿公園	多目的トイレ（オストメイト、車イス利用者）	19
高松公園	多目的トイレ（オストメイト、車イス利用者） 1箇所	19

■ 【実績値】地域における高齢者サロンの設置数



★ まとめ

施設におけるバリアフリー化（ユニバーサルデザイン化）を進めることで、ひとにやさしいまちづくりの推進に努めるとともに、地域に高齢者等が集まるサロンを作るための「高齢者サロンコーディネート事業」を盛岡市社会福祉協議会へ委託し、心理的な生活環境の整備にも取り組んでいます。

★ 中間年度見直しによる施策の方向性

- ユニバーサルデザインを取り入れた施設を紹介し、環境整備の大切さを啓発します。
- 高齢者などが、住み慣れた地域で集うサロンづくりを進めます。

★ 国の「これから地域福祉のあり方に関する研究会」の考え方

「住民による地域福祉活動が積極的にその活動を続けていくためには、拠点となる場所が不可欠である。これにより、

- ・住民が気軽に集まることができるようになり情報共有や協議が進む。
- ・サロンや会食会などの具体的な活動に着手しやすい。
- ・連絡先をPRできることにより相談が受けやすくなり、住民と関係機関などの関係者間の連携が進むことになる。」としている。

(2) 災害時の体制整備

☆ 平成17年度の施策の方向等

現状

- ◆ 災害発生時の被害を最小限に抑えるためには、普段からの住民の防災に対する意識の高揚と地域の連帯感が不可欠です。民生委員・児童委員、地域住民、社会福祉協議会、ボランティアの協力を得ながら、地域の高齢者や障がい者の安否確認や被災状況の把握に努めています。
- ◆ 日本赤十字社や社会福祉協議会を窓口として、災害救護をはじめとする地域のニーズに応じた社会福祉活動等に幅広く参加・協力しているNPOやボランティアの活動の支援に努めています。

課題

- ◆ 防災に対する市民一人ひとりの意識の高揚を図ることはもちろん、各地域において活動が期待される自主防災組織結成など地域の連携体制構築について、町内会長等を通じた働き掛けを行う必要があります。さらに、災害発生時における被害の軽減を図るために、自主的な活動を行うNPOやボランティアを災害時に幅広い知識や技能を持って迅速かつ的確に活動できるよう市社会福祉協議会等と協力して養成していかなければなりません。

施策の方向

- ◎ 地域防災活動の充実を図り、地域内で支援し合える体制の構築を目指します。
- ◎ 市社会福祉協議会と連携しながら災害ボランティア、ボランティアコーディネーターの養成をさらに進めていきます。

地域福祉ワークショップで話し合われた内容について

32地区で開催したワークショップのうち、災害時の体制整備につながるテーマ「災害時、一人残さず避難させたい」は、22地区で選択されています。そのうち、5地区的内容の一部を紹介します。

■ 仁王地区で話し合われた、地域住民ができる取組手順の例

- 【タイトル】「避難経路」地域のみんなが知っている！
 - ① 地域のみんなで防災について話し合いましょう。
 - ② 災害に備えて、避難訓練や避難経路マップづくりなど実施しましょう。

■ 桜城地区で話し合われた、地域住民ができる取組手順の例

- 【タイトル】 災害に対する意識を高め、地域の支え合いを確認し避難訓練を行いましょう！
 - ① 災害に対する意識を高めて、災害に備えましょう。
 - ② 要援護者の情報を把握し、支え合いについて話し合いを行いましょう。
 - ③ 避難場所を確認し、実際に避難訓練を行いましょう。

■ 渋民地区で話し合われた、地域住民ができる取組手順の例

- 【タイトル】全員参加の避難訓練！地域みんなで助け合いの体制づくり

りを

- ① 班単位などで、災害に備えた取組みについて話し合いましょう。
- ② 災害時に必要な情報を把握しましょう。
- ③ 災害時に備え、地域の情報を共有し連絡網などを整備しましょう。
- ④ 災害時に助け合う組織を作りましょう。
- ⑤ 地域で防災活動に取り組んでくれる人を募りましょう。
- ⑥ 避難場所と避難経路を把握してもらう取組みをしましょう。
- ⑦ 多くの人が参加するように工夫して避難訓練を行いましょう。
- ⑧ 災害時の物資の不足に備えて、地域でできることを話し合いましょう。

■ 城南地区で話し合われた、地域住民でできる取組手順の例

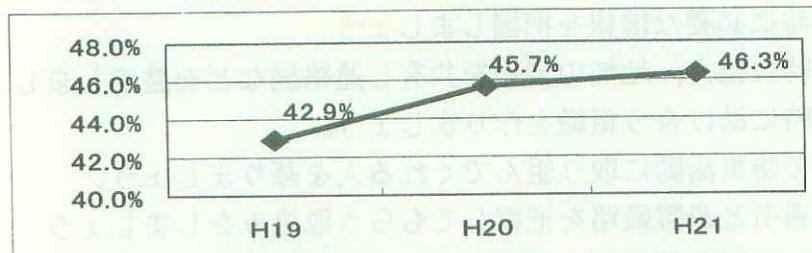
- 【タイトル】事前の避難場所と経路の確認！自主防災組織で子どもやお年寄りを守りましょう！
 - ① 普段からあいさつを交わし、隣近所をよく知るようにしましょう。
 - ② 災害に備え、避難場所と経路の確認や地域への周知に取組みましょう。
 - ③ 自主防災組織作りに向けて、参加しやすい行事の開催や避難訓練の実施などに取組みましょう。
 - ④ 地域で災害時に障がい者、一人暮らし高齢者、子どもを守るための取組みを行いましょう。

■ 東厨川地区で話し合われた、地域住民でできる取組手順の例

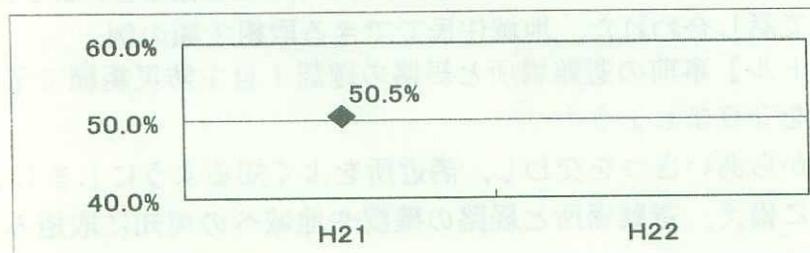
- 【タイトル】近隣の顔が見える地域にしましょう！また、情報連絡網や防災組織を確認しましょう
 - ① まず、地域での話し合いをおこないましょう。一人残さず避難させるにはどうしたらよいか。再確認しましょう。
 - ② 災害時、確かな情報が確実に伝わるよう、日頃から地域住民がお互いを知る機会を考えましょう。
 - ③ 「災害時の勉強会」を実施しましょう。
 - ④ 災害発生時を想定した事前準備を行いましょう。そして、住民全体へ周知しましょう。
 - ⑤ 災害時だけではなく、日頃から支え合いがあるまちをつくりましょう。

アンケート調査や事業実績による5年間の振り返り

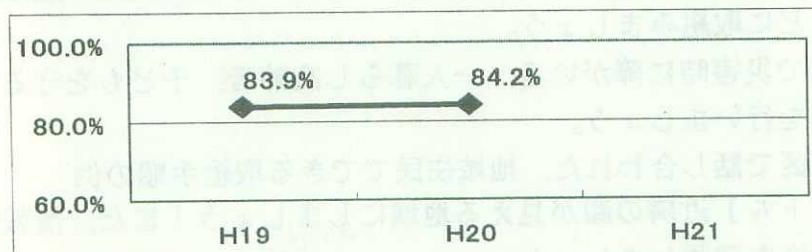
■ 【実績値】災害時要援護者候補者のうち、登録した人の割合



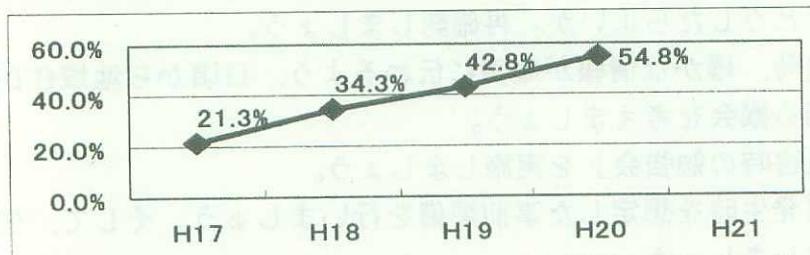
■ 【実績値】災害時要援護者登録者に対する地域支援者の登録割合



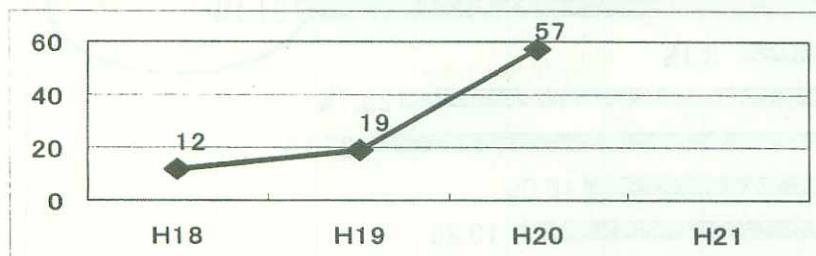
■ 【実績値】災害時要援護者名簿の取扱いに関する協定の締結率



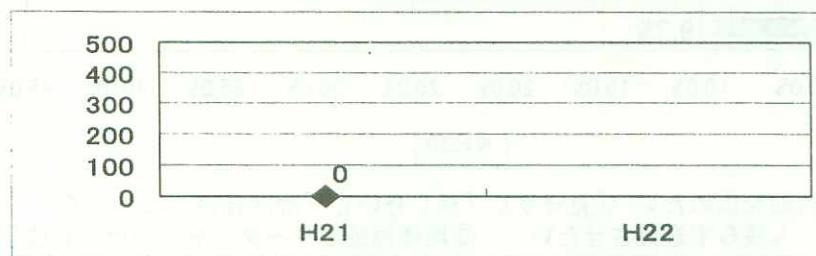
■ 【実績値】自主防災組織の結成率



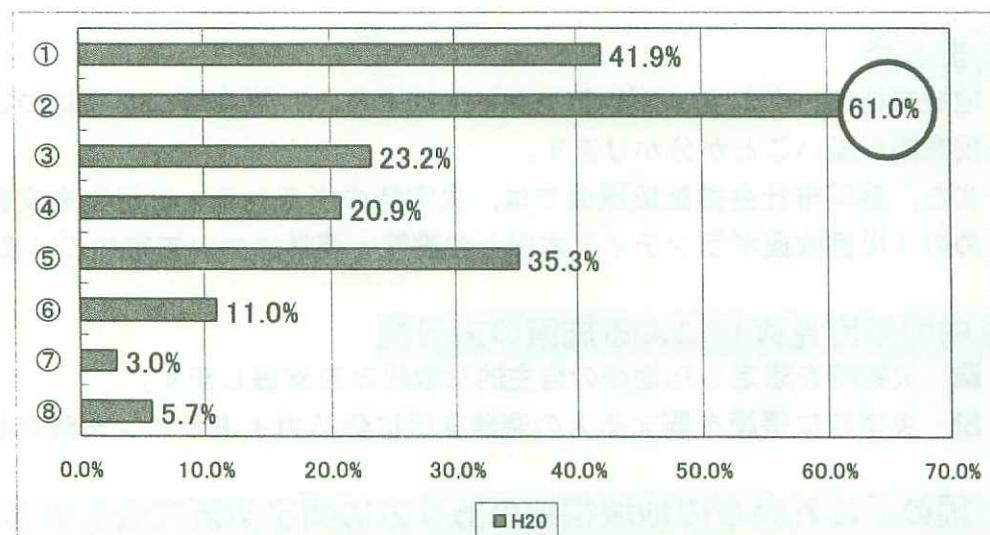
■ 【実績値】地域支え合いマップ（福祉マップ等）作成数（延べ）



■ 【実績値】災害時要援護者避難支援個別計画作成数

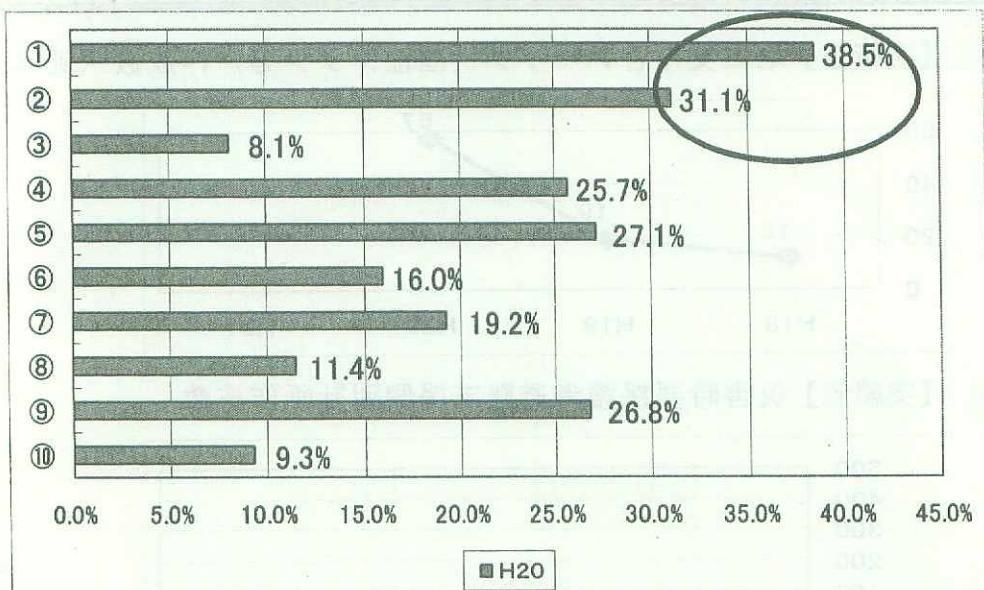


■ 「災害時に住民が支えあう地域づくり」には何が必要だと思いますか。(3つまで)



①自主防災組織づくり（地域住民で結成する防災隊） ②地域の高齢者などがどこに住んでいるか一目でわかる「マップ（地図）」の作成 ③地域での定期的な避難訓練 ④地域やグループなどでの勉強会 ⑤福祉サービスなどを提供する施設や事業者との連携 ⑥わからない ⑦その他 ⑧無回答

■ 市と社会福祉協議会は、住民参加により「地域福祉の推進」について話し合っています。あなたが参加することになった場合、次のテーマの中でどれを選択しますか。(3つまで)



- ①支え合い活動を広めたい（「見守り」、「話し合い」、「助け合い」について）
- ②災害時、一人残らず避難させたい ③地域福祉のリーダーを見つけ、育成していく
たい ④地域のみんなが日常困っていることを知り、解決していく
たい ⑤協力し
あえる機関・団体と手を取り合っていきたい ⑥世代間交流をもっとしたい
- ⑦地域の雪かき体制を整えたい ⑧地域のボランティア活動を進めたい
- ⑨あいさつが活発な地域にしたい ⑩無回答

★ まとめ

地域福祉ワークショップやアンケートによると、災害時の対策について、市民意識が高いことが分かります。

また、盛岡市社会福祉協議会では、災害時のボランティア活動を支援するための「災害救援ボランティア本部」の設置・運営について定めています。

★ 中間年度見直しによる施策の方向性

- 災害時を想定した地域の自主的な取組みを支援します。
- 災害時に援護を要する人の避難支援に係るガイドラインを策定します。

★ 国の「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」の考え方

「災害時等にも対応する要援護者対策として、地域における要援護者に係る情報の把握・共有及び安否確認方法等を市町村地域福祉計画に盛り込むべきではないか。」としている。

別途策定する「盛岡市災害時要援護者避難支援ガイドライン」により、災害時要援護者の避難支援に係る市の考え方を示しながら事業を進めるものとします。

3 人材・事業の育成

(1) 地域福祉に関連する人材の育成

☆ 平成17年度の施策の方向等

現状

◇ 地域で生活を送る高齢者や障がい者を支えていくためには、さまざまな福祉サービスが必要です。見守り、安否確認など誰もが取り組めるものから、介護サービスといった高度な知識や技術を必要とするものまで多種多様なサービスが求められています。

課題

◆ 福祉サービスを担うのは人材です。支援を必要とする人々が、地域で生活するさまざまな局面で適切なサービスを受けることができるよう、福祉に熱心な市民の発掘から、専門職の資質の向上まで、地域福祉に関する人材の幅広い育成が必要です。

施策の方向

◎ さまざまなニーズに対応した研修を開催し、地域福祉の担い手の育成に努めます。

地域福祉ワークショップで話し合われた内容について

32地区で開催したワークショップのうち、地域福祉に関連する人材の育成につながるテーマ「地域福祉のリーダーを見つけ、育成していきたい」は、7地区で選択されています。そのうち、2地区の内容の一部を紹介します。

■ 西厨川地区で話し合われた、地域住民ができる取組手順の例

□ 【タイトル】さりげなく人を育てる、人材発掘大作戦

- ① 日ごろから、声掛けを心がける取組みを始めましょう。
- ② さまざまな世代に協力してもらい、広報活動に取組みましょう。
- ③ 人材発掘の機会として、イベントや交流を行いましょう。
- ④ 仲間を増やして、地域の連帯感を深めましょう。

■ 乙部地区で話し合われた、地域住民ができる取組手順の例

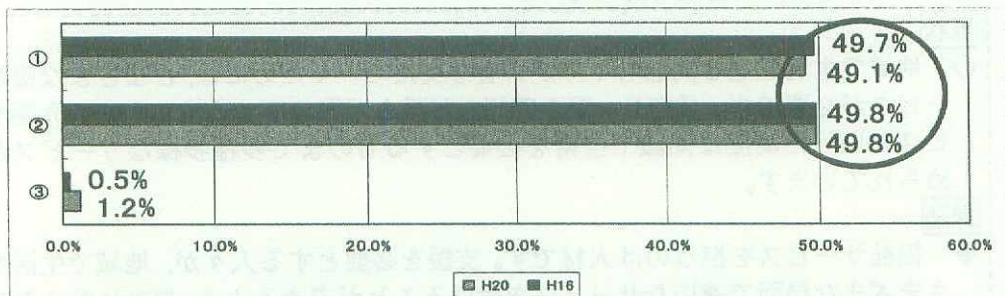
□ 【タイトル】リーダーの発掘も、育成も、とにかく“コミュニケーション”が第一です！

- ① リーダーを見つけるには、まず、コミュニケーションを図りましょう。
- ② 子ども、若い人、その世代に合った“地域づくり”的コミュニケーションを図りながら、大人が「して見せましょう」。
- ③ 次に、町内会の活動に、若い世代の意見を取り入れて、「させてみましょう」。
- ④ 大人は、若い世代の活動を「評価」して“やる気”を引き出しましょう。

アンケート調査や事業実績による5年間の振り返り

■ あなたは地域活動に参加していますか。

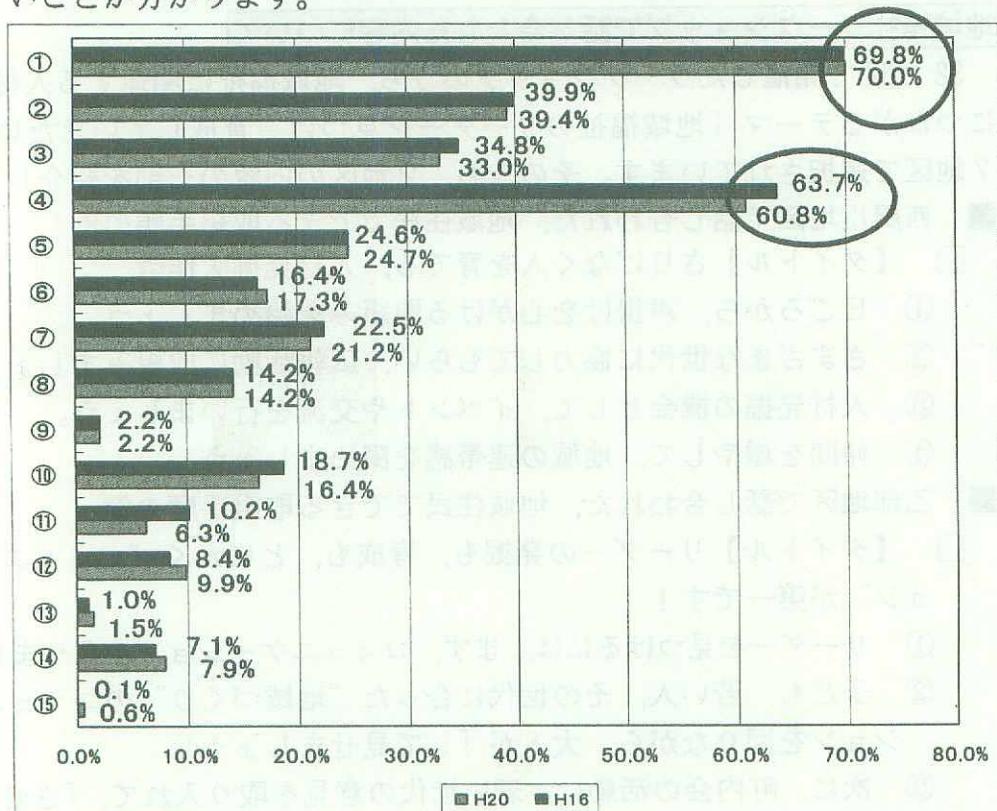
※ 平成16年も平成20年も、参加・不参加は拮抗しています。



①参加している ②参加していない ③無回答

■ 参加している地域活動（あてはまるものすべて）

※ 平成16年も平成20年も、一斉清掃と資源回収へ参加している人が多いことが分かります。



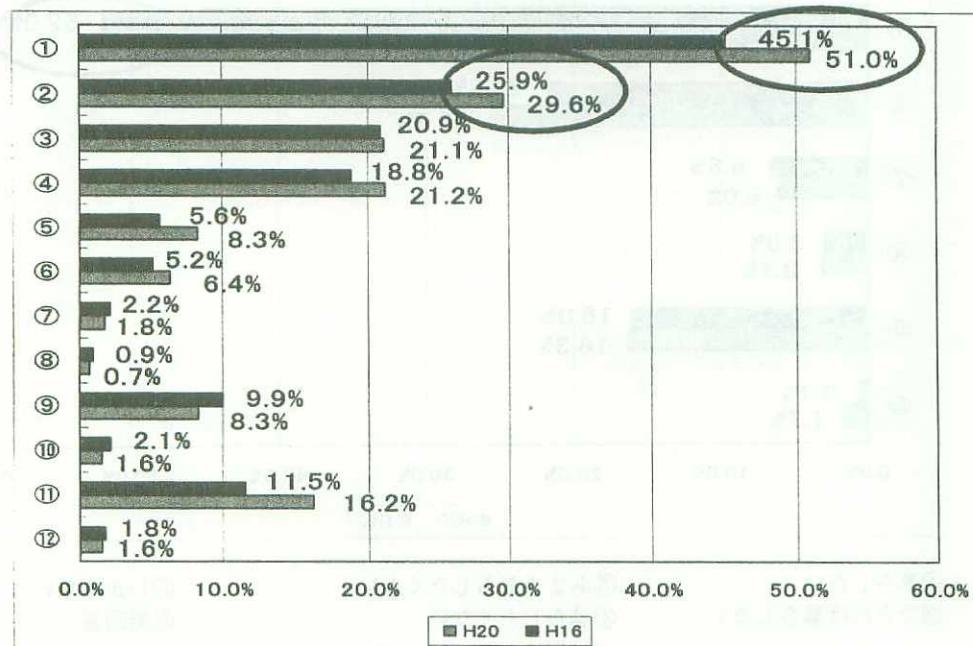
- ①一斉清掃
- ②祭り
- ③地区運動会
- ④資源回収
- ⑤小中学校行事

- ⑥地区文化祭
- ⑦子供会行事
- ⑧学校協力活動
- ⑨青年会活動等
- ⑩老人クラブ活動

- ⑪婦人団体活動
- ⑫防災訓練
- ⑬育児支援活動
- ⑭その他の行事
- ⑮無回答

■ 参加していない理由（3つまで）

※ 仕事が忙しくて時間が無いから、地域活動の内容も分からぬといふ結果が分かります。

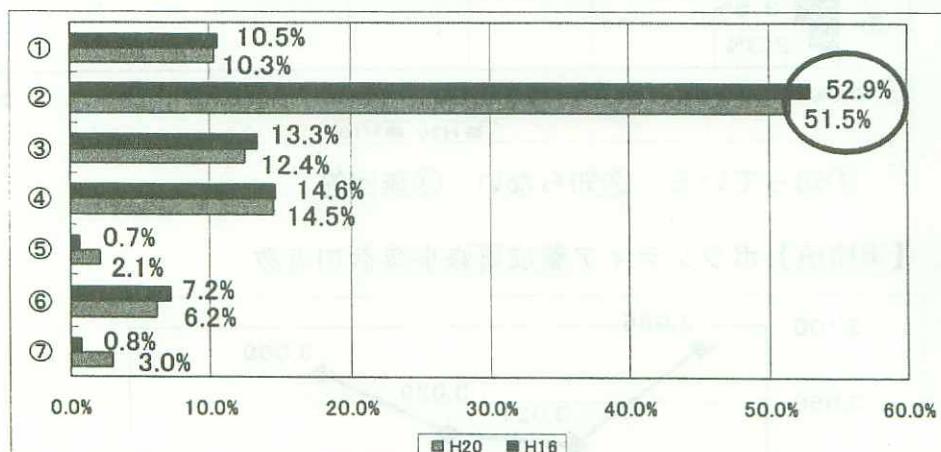


- ①仕事をもっているので時間がない
- ②どのような活動があるのか地域活動に関する情報がない
- ③興味のもてる活動が見つからない
- ④健康や体力に自信がない
- ⑤家事・育児に忙しくて時間がない
- ⑥病人・高齢者・障がい者の世話・介護で時間がない

- ⑦地域活動をする上の経済的負担が大きい
- ⑧家族の支持・理解がない
- ⑨地域にあまり関わりたくない
- ⑩地域活動は必要がないと思う
- ⑪その他
- ⑫無回答

■ 今後、地域活動への参加の依頼があった場合あなたはどうしますか。

※ 内容によっては参加したいと考えている人が多いことが分かります。



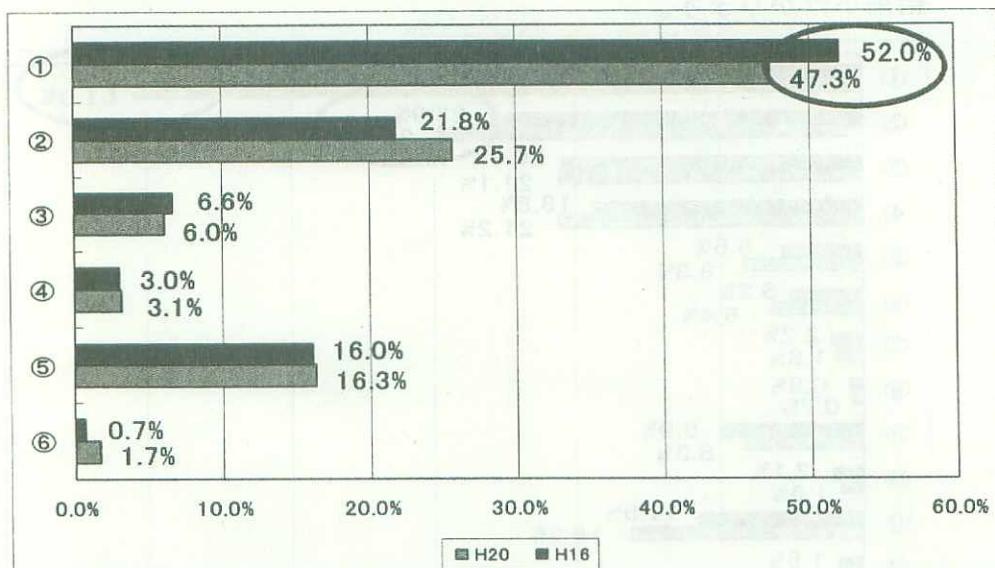
- ①積極的に参加したい
- ②内容によっては参加したい

- ③当番制ならする
- ④おそらく断る
- ⑤その他

- ⑥わからない
- ⑦無回答

■ 将来も、現在の地域で暮らしていきたいと思いますか。

※ 7割以上の人人が、将来も現在の地域で暮らしたいと考えています。



①暮らしたい

②できれば暮らしたい

③あまり暮らしたくない

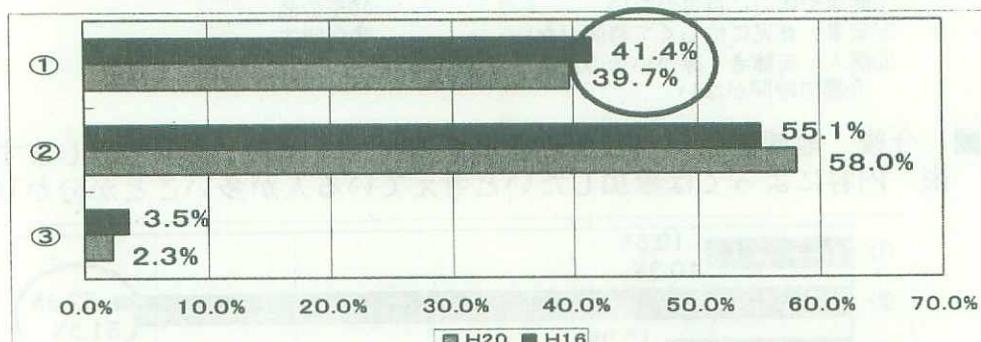
④暮らしたくない

⑤わからない

⑥無回答

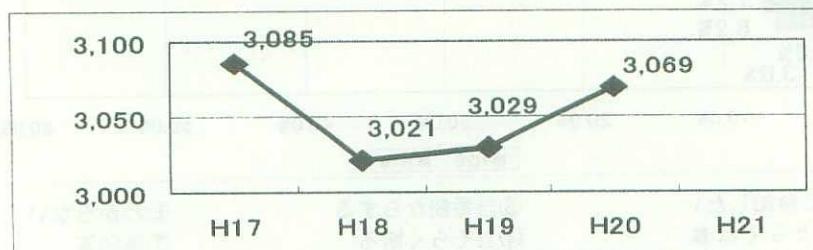
■ 市内では、地域福祉活動を行っている地区福祉推進会が組織されていますが、ご存知ですか。

※ 地区福祉推進会は、約4割の人に認知されています。

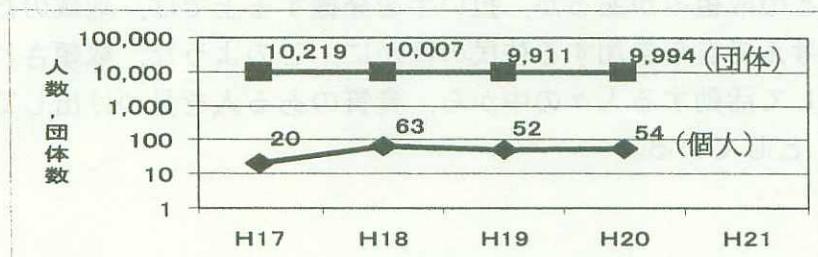


①知っている ②知らない ③無回答

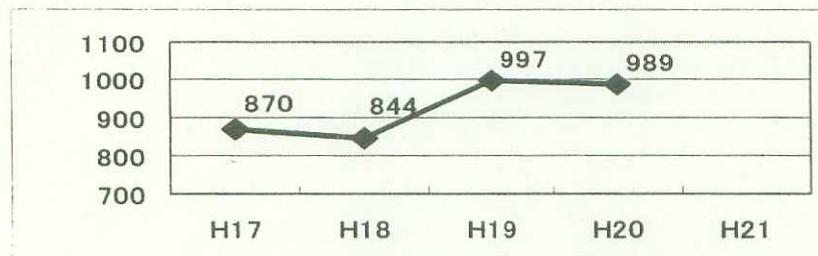
■ 【実績値】ボランティア養成研修事業参加者数



■ 【実績値】ボランティア登録者数



■ 【実績値】シルバーメイト事業登録者数



★まとめ

ボランティア養成研修へは恒常的な参加があり、シルバーメイト事業への参加（メイト：見守る側）人数は増加しています。

また、地域活動についての参加・不参加は拮抗しており、地区福祉推進会の認知度は約4割となっています。

★ 中間年度見直しによる施策の方向性

- 地域での生活を支えるボランティア活動の支援に取組みます。
- 地域と在宅高齢者を結ぶ「シルバーメイト事業」の充実に取組みます。

★ 国の「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」の考え方

「活動の核となる人材は、PTAや青少年団体など、福祉に限らず他の様々な活動を通してノウハウを身に付け、社会貢献に意欲をもつ人々の中にみいだしていくことが必要である。特に、将来的に活動をになう人材として、子育て家庭等の若い世代に積極的に働きかけ、早い時期から地域福祉活動との関わりをつくるなど人材の育成に取組むことも重要である。さらには、将来地域を支えることになる子どもたちや中・高校生、大学生などに対しては、学校や地域におけるボランティア体験などを通じて、地域福祉への関心を高めることも考えられる。

市町村においては住民を福祉委員として委嘱し、地域の見守り活動への参加を求めるなどの取組みがあるが、担い手を発掘する上では、地域のために何かしたいと考えて自ら参加する住民のほかに、このような、依頼されて一定期間役員として活動する人々の中から、資質のある人を見つけ出していく方法もある。」としている。



この実験結果によると、登録率と登録件数はともに増加傾向にあるが、登録率の伸び率が登録件数の伸び率よりも大きい。つまり、登録率が上がると同時に登録件数も増加するが、登録率が一定の水準になると登録件数の伸び率が減る傾向がある。これは、登録率が高くなると登録対象となる高齢者の数が減少するためである。

この実験結果によると、登録率と登録件数はともに増加傾向にあるが、登録率の伸び率が登録件数の伸び率よりも大きい。つまり、登録率が上がると同時に登録件数も増加するが、登録率が一定の水準になると登録件数の伸び率が減る傾向がある。これは、登録率が高くなると登録対象となる高齢者の数が減少するためである。

この実験結果によると、登録率と登録件数はともに増加傾向にあるが、登録率の伸び率が登録件数の伸び率よりも大きい。つまり、登録率が上がると同時に登録件数も増加するが、登録率が一定の水準になると登録件数の伸び率が減る傾向がある。これは、登録率が高くなると登録対象となる高齢者の数が減少するためである。

(2) 福祉に関連する事業の育成

☆ 平成17年度の施策の方向等

現状

◇ 市民の福祉ニーズに的確に対応するためには、多様な福祉サービスが提供される必要があります。例えば、高齢者の分野では、介護保険の適用されるサービスから介護保険適用外のサービスまで、さまざまなサービスが提供されています。今後とも、市民の福祉ニーズに合ったサービスのあり方を検討していく必要があります。

課題

◆ 市民の福祉ニーズに合った多様なサービスの提供は、行政や民間事業者だけでなく、NPOなど多様な主体が事業に参加することにより実現が可能となります。そこで、できるだけ多くの民間事業者やNPOが事業主体として参加できる環境を整備するなど、福祉に関連する事業を育成し、発展させることが求められます。

施策の方向

○ 民間事業者やNPOなど幅広い事業主体の福祉関連事業への参加を促進します。

地域福祉ワークショップで話し合われた内容について

32 地区で開催したワークショップのうち、福祉に関連する事業の育成につながるテーマ「協力し合える機関・団体と手を取り合っていきたい」は、13地区で選択されています。そのうち、2地区の内容の一部を紹介します。

■ 好摩地区で話し合われた、地域住民ができる取組手順の例

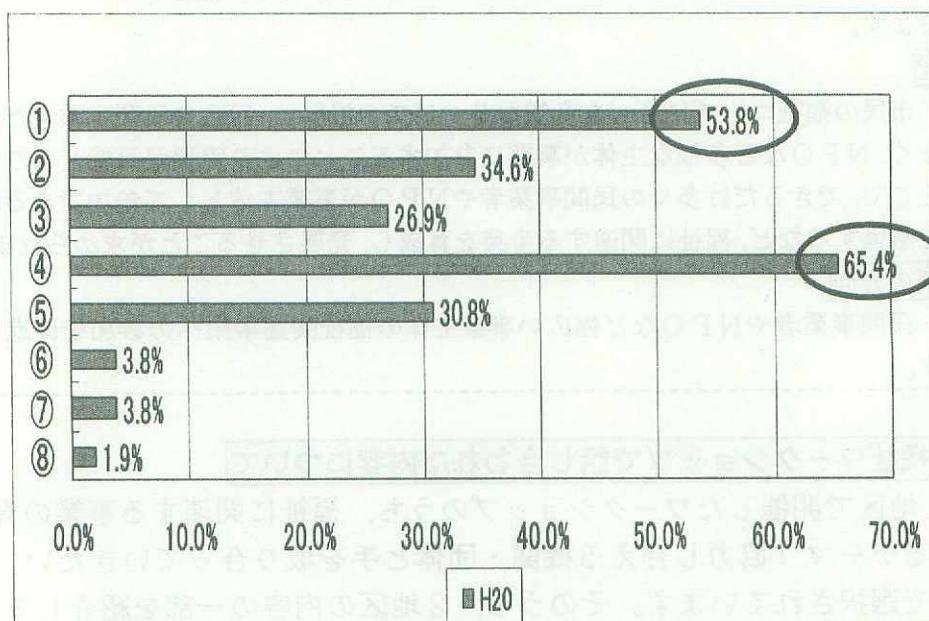
- 【タイトル】地域の団体と協力し合って安心して暮らせるまちに！
- ① 世代を問わず「気軽に集まれる場所」を作り交流しましょう。
 - ② 交流の中から、地域で何が必要とされているか探しましょう。
 - ③ 学校など関係機関へ地域活動の協力を呼びかけましょう。
 - ④ 関係機関と手を取り合って地域の生活支援体制をつくりましょう。

■ 本宮地区で話し合われた、地域住民ができる取組手順の例

- 【タイトル】「住むなら盛南」を合言葉に、地域の機関・団体のネットワークを強め、まずは「高齢者相談場所づくり」！
- ① 今ある団体と「ネットワーク」づくりについて話し合いましょう。
 - ② 「高齢者の相談場所づくり」に向け、関係機関・団体等と具体的に取組んでいきましょう。
 - ③ 地域性を生かした、多くの人が集まる楽しいイベントを企画してみましょう。
 - ④ 関係団体と地域住民が協力して、「住むなら盛南！」を目指した話し合いをしましょう

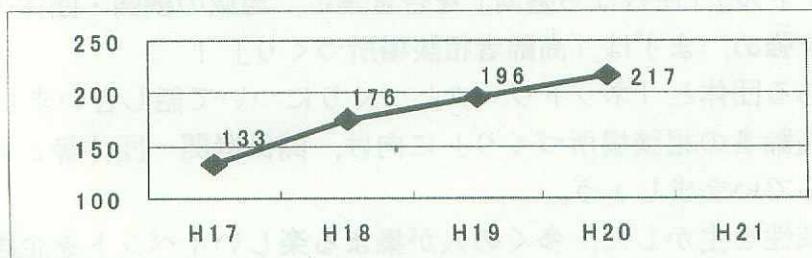
アンケート調査や事業実績による5年間の振り返り

- 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域づくりを進めるためには、様々な主体（住民・事業者・ボランティア・NPO団体・行政など）が協働していくことが求められていますが、貴団体の取組みとして、今後どのようなことが必要だと思いますか。（あてはまるものすべて）
- ※ 団体では、町内会も含め、関係団体との交流が重要と考えています。



- ① 町内会など、地域団体と連携して、活動の場を広げる
- ② 団体が持っている活動のノウハウを地域の住民や他の団体に提供する
- ③ 行政が行っている事業を受託する
- ④ 他の団体や関係機関との交流の機会をもつ
- ⑤ ボランティアスタッフを積極的に受け入れる
- ⑥ その他
- ⑦ 協働の必要性はない
- ⑧ 無回答

- 【実績値】NPO（法人格を取得していない市民活動団体やボランティア団体及び町内会・自治会等を含む）との協働事業数



★ まとめ

共通の目的に対して、それぞれ（住民・事業者・ボランティア・NPO団体・行政など）が個別に活動するよりも高い成果を上げるために、協働を推進しています。また、協働をしていくことが新たな福祉関連事業や地域社会の再生にもつながると考えられます。

★ 中間年度見直しによる施策の方向性

- 様々な主体（住民・事業者・ボランティア・NPO団体・行政など）による協働事業を推進します。
- 地域福祉をキーワードにした、新たな協働事業の取組みを支援します。

★ 国の「これから地域福祉のあり方に関する研究会」の考え方

「我が国が急速な高度成長を遂げる中で、世代間の価値観の差の拡大、核家族化、人々の移動性・流動性の高まりを背景として、地縁や血縁といった伝統的な紐帯が弱くなってきた。さらに、我が国が成熟社会に入り、人々が個人の自由を求める中で、家族の中でも一人ひとりが孤立し、少子高齢化の中で世帯のさらなる少人数化が進む、など地域社会を構成する基本である家族の紐帯も弱まってきている。このような中で、地域での人と人とのつながり、地域への帰属意識が低下し、地域社会の脆弱化が進んできた。このことは、自治会・町内会の組織率の低下、それ以外の地域でも自治会・町内会の役員や民生委員の確保が困難であるといったことにも現れている。」としている。

第2章

福祉サービスが利用しやすいまち

第2章 福祉サービスが利用しやすいまち

1 福祉サービスの基盤整備

(1) サービスの充実

☆ 平成17年度の施策の方向等

現状

◇ 「盛岡市障がい者福祉計画」、「盛岡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「盛岡市次世代育成支援対策推進行動計画」及び「もりおか健康21プラン」の各計画により、高齢者、障がい者、子育てをしている家庭が必要なときにサービスの利用ができ、安心して生活ができるようサービスの基盤整備を行っています。

課題

◆ サービス基盤の整備やサービス利用該当者に対する制度の周知等に努め、利用の拡充を図る必要があります。

施策の方向

◎ 上記の各計画等の目標値に応じたサービス基盤の整備を図るために民間事業者や各種団体などのサービス提供者の育成及び制度の周知に努めます。

(2) サービスの質の向上

☆ 平成17年度の施策の方向等

現状

◇ 福祉サービスの充実だけでなく、サービスの質の向上を図らなければなりません。これからは質そして内容が問われます。

◇ 事業者は、サービス従事者の研修や先進事例の研究などにより、福祉サービスの向上を図っています。

課題

◆ サービス提供事業者が利用者の個別ニーズに対応できるよう、職員の資質の向上に努めるとともに、事業者の提供するサービスの質を当事者（事業者及び利用者）以外の公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価することが必要です。

施策の方向

◎ 福祉サービス第三者評価の普及を推進し、福祉サービスの質の向上を図ります。

■ 福祉サービスを検討するうえでは、平成17年度の現状にも記載されていくとおり、充実と質の向上を総合的に考えることが必要です。

地域福祉ワークショップで話し合われた内容について

32地区で開催したワークショップのうち、サービスの充実・質の向上につ

ながるテーマ「地域のみんなが日常生活で困っていることを知り、解決していきたい」は、26地区で選択されています。そのうち、4地区の内容の一部を紹介します。

■ 北厨川地区で話し合われた、地域住民ができる取組手順の例

- 【タイトル】「困っていること」や「できること」の情報を受信・発信して皆で解決していきましょう！
 - ① まずは「助け合い」に向けた、地域のネットワークづくりについて話しあいましょう
 - ② 次に、多くの意見を取り入れ「町内会活動」などに地域住民が多く集まる工夫をしましょう。
 - ③ 「清掃活動」などできるところから取組み、地域住民の気持ちをつなげましょう。
 - ④ 「困ったこと」や「その解決策」を広く集め、地域みんなで取組んでいきましょう。

■ 青山地区で話し合われた、地域住民ができる取組手順の例

- 【タイトル】気軽に困ったことを相談できる環境づくりを！
 - ① 日頃から近所と交流を持ち、困ったことを気軽に相談できる環境を作りましょう。
 - ② 話し合いの場を作り、みんながどのような困りごとを持っているか把握しましょう。
 - ③ 困りごとをまとめ、参加者みんなでそれぞれの問題をどのようにしていくべきか話し合いをしましょう。

■ 山岸地区で話し合われた、地域住民ができる取組手順の例

- 【タイトル】地域のみんなを知ることから始めよう！
 - ① 地域住民の交流、世代間交流に関する話し合いをおこないましょう。
 - ② 交流する機会をつくり、人を知って行きましょう。
 - ③ 相談を受付する拠点をつくりましょう。
 - ④ 誰とでも話しができるまちにしましょう。

■ 永井地区で話し合われた、地域住民ができる取組手順の例

- 【タイトル】「情報の収集・発信」で、ふれあいと思いやりのある地域づくりを行いましょう！
 - ① ふれあい活動を通じて困っていることを知るために、情報収集を行いましょう。
 - ② 個々の問題について、地域ぐるみで取組みができるよう活動を進め

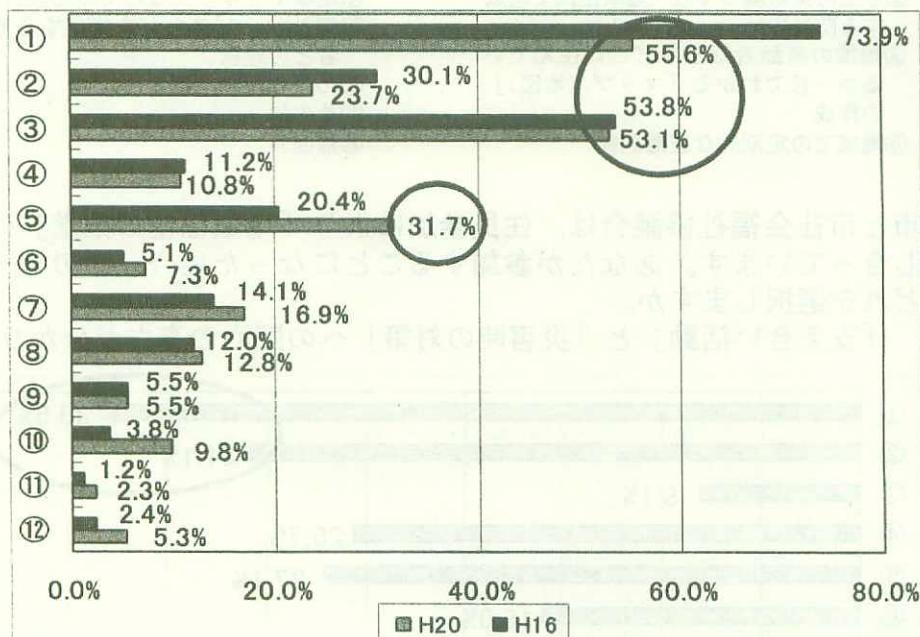
ましょう。

- ③ 近隣関係や地域との結びつきをおこなう交流の場・つどいの場を作りましょう。
- ④ 必要な人に必要な情報・サービスを届ける仕組みを作りましょう。

アンケート調査や事業実績による5年間の振り返り

■ 日常生活において困ったことが起きた場合でも、誰もが住みなれた地域で生活していくために必要な手助けは、誰が（どこが）行うべきだと思いますか。（3つまで）

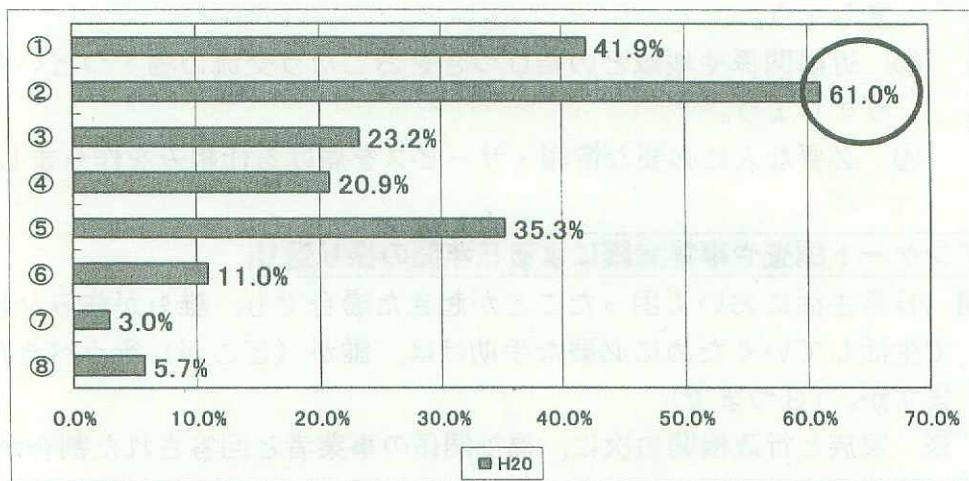
※ 家族と行政機関の次に、福祉関係の事業者と回答された割合が多くなっています。



- ①家族
- ②地域の住民
- ③行政機関（市役所など）
- ④社会福祉協議会
- ⑤福祉や保健のサービ
- スを提供する施設や事業者
- ⑥ボランティア団体・N P O法人
- ⑦民生委員・児童委員
- ⑧町内会・自治会
- ⑨地区福祉推進会
- ⑩わからない
- ⑪その他
- ⑫無回答

■ 現在、市では「災害時要援護者名簿」づくりを進めています。これは災害が発生したときに地域住民の人々に避難支援などに活用していただくためのものですが、このような「災害時に住民が支え合う地域づくり」には何が必要だと思いますか。

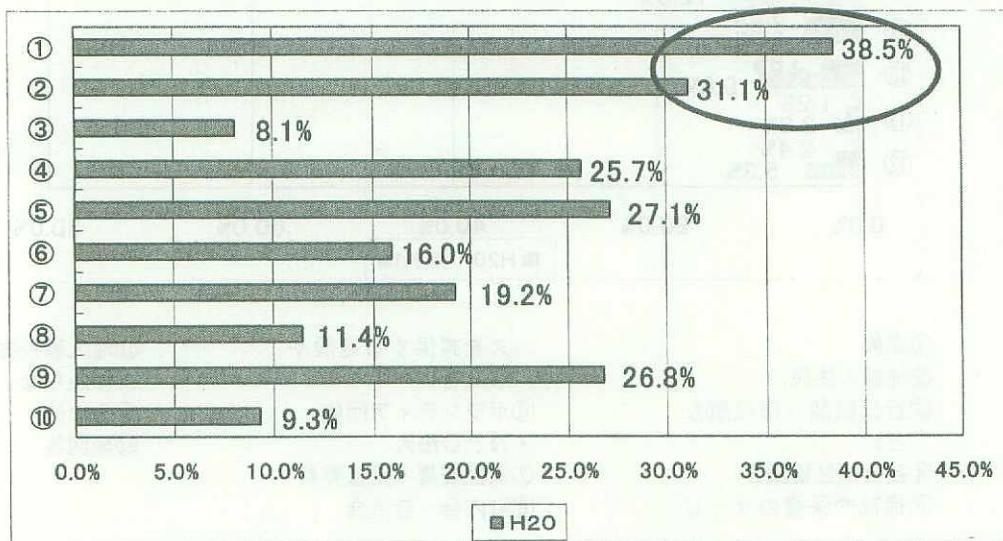
※ 災害時の対策として必要なものは、高齢者等の住んでいる場所の分かれる地図が必要と考えられています。



- | | |
|---------------------------------------|--------------------------|
| ①自主防災組織づくり（地域住民で結成する防災隊） | ④地域やグループなどでの勉強会 |
| ②地域の高齢者などがどこに住んでいるか一目でわかる「マップ（地図）」の作成 | ⑤福祉サービスなどを提供する施設や事業者との連携 |
| ③地域での定期的な避難訓練 | ⑥わからない |
| | ⑦その他 |
| | ⑧無回答 |

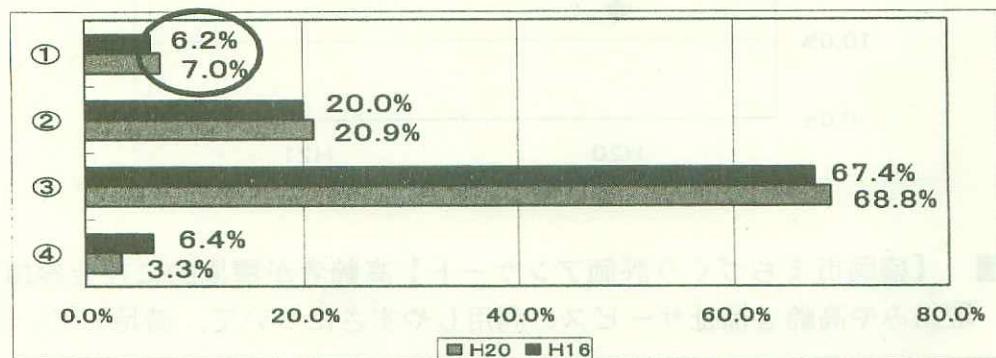
■ 市と市社会福祉協議会は、住民参加により「地域福祉の推進」について話し合っています。あなたが参加することになった場合、次のテーマの中でどれを選択しますか。

※ 「支え合い活動」と「災害時の対策」への関心の高さが分かります。



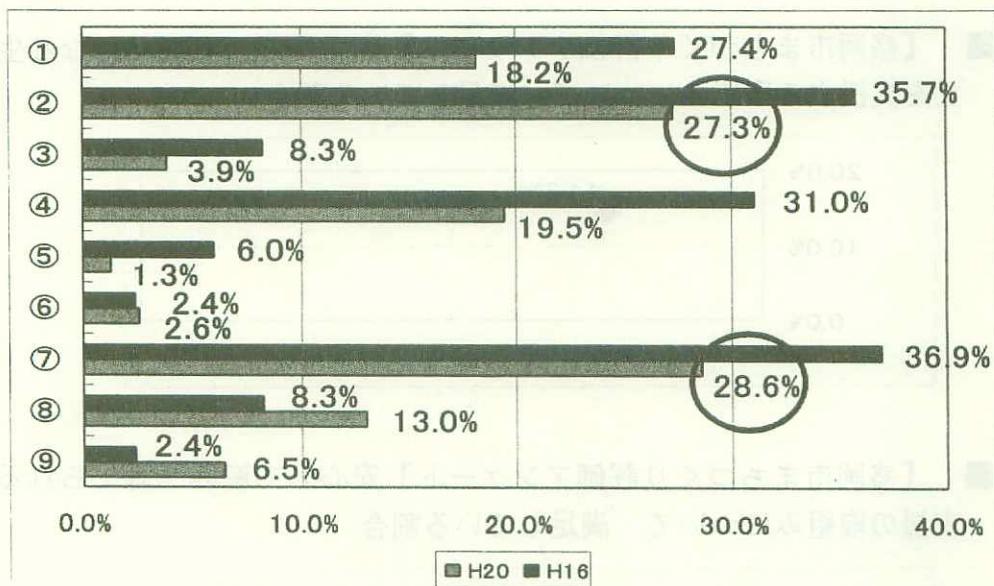
- | | |
|---------------------------------------|--------------------------|
| ①支え合い活動を広めたい（「見守り」、「話し合い」、「助け合い」について） | ⑤協力しあえる機関・団体と手を取り合っていきたい |
| ②災害時、一人残らず避難させたい | ⑥世代間交流をもっとしたい |
| ③地域福祉のリーダーを見つけ、育成していきたい | ⑦地域の雪かき体制を整えたい |
| ④地域のみんなが日常困っていることを知り、解決していきたい | ⑧地域のボランティア活動を進めたい |
| | ⑨あいさつが活発な地域にしたい |
| | ⑩無回答 |

- あなたが子育てや高齢者・障がい者の介護などに関する福祉サービスを利用した時に、あらかじめ説明された内容と違っていたり、サービス内容に不満や疑問を感じたりしたことがありますか
※ 福祉サービスを利用したことがある人のうち、約25%の人が不満や疑問を感じています。



①ある ②ない ③福祉サービスを利用したことがない ④無回答

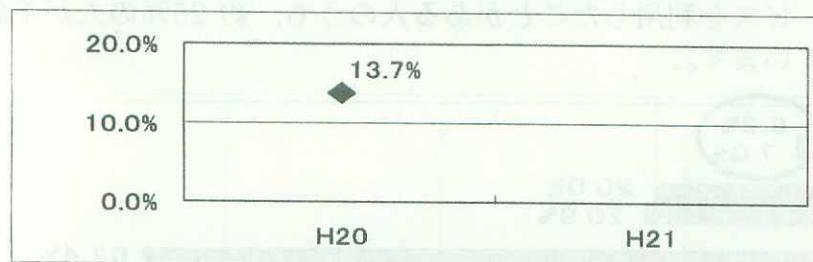
- 前の問で①を選んだ人におうかがいします。その後どのようにしましたか。(あてはまるものすべて)
※ サービスを受ける側なのであきらめる割合と、市役所など公的機関に相談する割合が高くなっています。



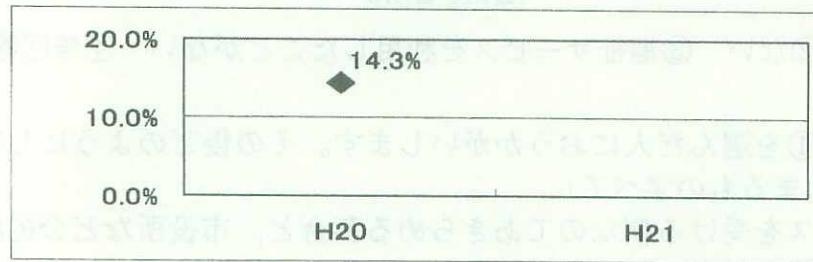
- ①サービスの事業者（責任者）に申し出た
②市役所など公的機関に相談した
③民生委員・児童委員など地域の役員に相談した
④家族や友人・知人に相談した
⑤福祉サービス運営適正化委員会に相談した
⑥弁護士などに相談した
⑦サービスを受ける側なのであきらめた
⑧その他
⑨無回答

(参考)

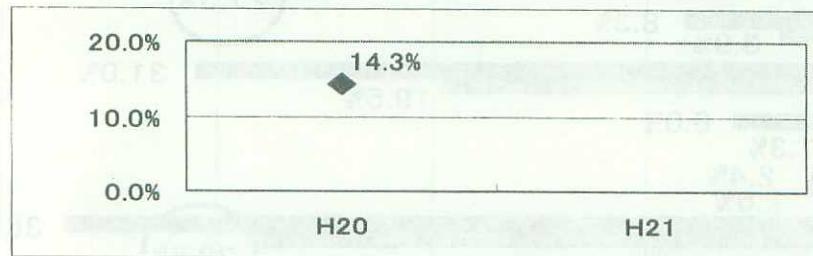
- 【盛岡市まちづくり評価アンケート】障がい者が安心して生活できるまちづくりや障がい福祉サービスの取組みについて、満足している割合



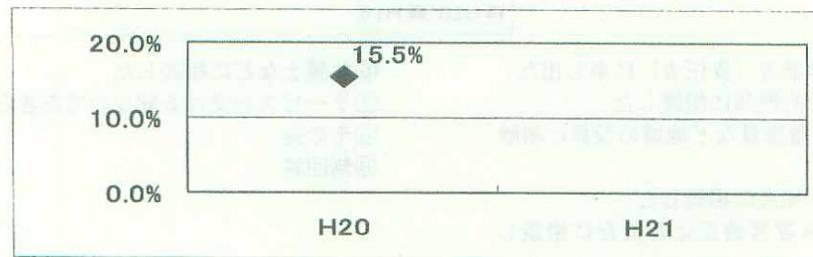
- 【盛岡市まちづくり評価アンケート】高齢者が積極的に社会参加できる取組みや高齢者福祉サービスの利用しやすさについて、満足している割合



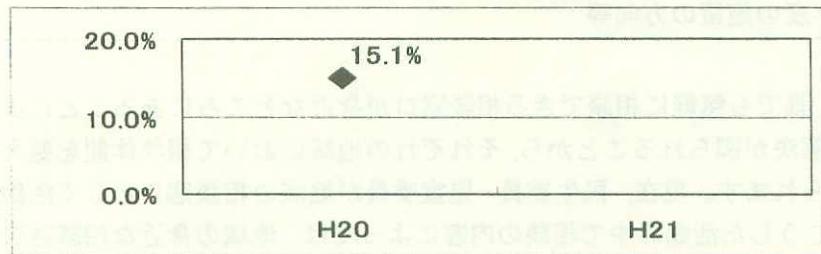
- 【盛岡市まちづくり評価アンケート】生活保護や医療給付など生活の自立を支援する取組みについて、満足している割合



- 【盛岡市まちづくり評価アンケート】安心して産み・育てられる子育て支援の取組みについて、満足している割合



■ 【盛岡市まちづくり評価アンケート】地域ぐるみで人と人が支えあう地域福祉づくりへの取組みについて、満足している割合



★ まとめ

福祉サービスを利用した時に、不満や疑問を感じる人の割合は、前回調査と比較すると、ほとんど変化ありません。

また、地域福祉ワークショップでは、災害時の対策など地域の支え合いに関するテーマが選択されることが多くなっており、ワークショップで話し合われた内容について地域での取組みが進むと、地域福祉サービスの向上にもつながると思われます。

★ 中間年度見直しによる施策の方向性

- 福祉ニーズの多様化に合わせた、市民への情報提供に取組みます。
- 民間事業者との連携強化など、福祉サービスの質の向上に取組みます。

★ 国の「これから地域福祉のあり方に関する研究会」の考え方

「住民が地域の生活課題に対する問題意識を共有し、解決のために協働することは、地域での人々のつながりの強化、地域の活性化につながることが期待され、その意味で、地域福祉は、地域社会を再生する軸となりうるといえる。」としている。

2 サービス利用を支援するシステムの構築

(1) 相談体制の充実

☆ 平成17年度の施策の方向等

現状

◇ いつでも、誰でも気軽に相談できる相談窓口が身近なところにあることにより、多くの問題解決が図られるところから、それぞれの地域において相談体制を整えることが求められます。現在、民生委員・児童委員が地域の相談窓口として活動しています。こうした活動の中で相談の内容によっては、地域の身近な相談窓口では対応できない場合や、緊急の対応が必要な場合などについては、専門機関につなげることができる相談体制を推進しています。

課題

- ◆ 福祉に関するニーズが複雑化、多様化するなかで孤立やひきこもりなどサービス利用に結びつきにくい事案を発見する体制も必要となります。
- ◆ 地域で把握されたニーズに対して、専門的に対応できる保健・医療・福祉の相談体制を整備していく必要があります。

施策の方向

- ◎ 誰もが相談しやすいような気軽な相談体制の充実に努めます。また、各種制度の周知に努めます。

(2) 権利擁護事業の推進

☆ 平成17年度の施策の方向等

現状

◇ 自己判断能力に不安のある認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者の権利を擁護する制度として、地域福祉権利擁護事業と成年後見制度がありますが、一般市民はもとより、福祉サービスに携わる人においても制度の周知や学習の機会が少ない状況にあります。

課題

- ◆ 地域福祉権利擁護事業や成年後見制度の内容を、福祉サービス提供者はもとより、利用者やその家族等の理解を深めるための広報活動が必要です。
- ◆ 権利擁護制度の利用者は、自らサービス利用を積極的に申し込むことは困難です。地域においては高齢者や障がい者等の相談支援活動を担っている民生委員・児童委員や在宅介護支援センター職員、介護支援専門員、障がい者相談員などにより、権利擁護が必要な方への相談支援等を行い、権利擁護に関する制度につなげることが必要です。

施策の方向

- ◎ 権利擁護に関する制度について、広報活動を進め市民や福祉サービス事業者などの理解を深めます。

(3) 相談・苦情対応の推進

☆ 平成17年度の施策の方向等

現状

- ◇ 福祉サービスに関する苦情は、福祉サービス事業者ごとに苦情解決の窓口の設置など適切な苦情の解決に努めることとされています。市の福祉担当課に寄せられた苦情は、内容を確認し、福祉サービス事業者に伝え改善を要請しています。
- ◇ 利用している福祉サービスの苦情等をどこに相談したらよいか分かりづらい状況です。
- ◇ 福祉サービス利用者は、直接福祉サービス事業者に苦情を述べにくい状況にあります。

課題

- ◆ 福祉サービスに対する苦情を気軽に相談でき、的確に対応できるようにする必要があります。

施策の方向

- ◎ 市社会福祉協議会と連携し、福祉サービスに対する苦情の早期解決と苦情解決機関の市民への周知に努めます。

地域福祉ワークショップで話し合われた内容について

32地区で開催したワークショップのうち、相談体制の充実、権利擁護事業の推進、相談・苦情対応の推進につながるテーマ「支え合い活動を広めたい（「見守り」、「話し合い」、「助け合い」について）」は、30地区で選択されています。そのうち、7地区の内容の一部を紹介します。

■ 築川地区で話し合われた、地域住民ができる取組手順の例

- 【タイトル】あいさつ、助け合い、世代間交流。魅力ある地域づくりを目指して！
 - ① 常にあいさつを心がけ、お互いに声を掛ける取組みを行いましょう。
 - ② お互いに助け合い、安心安全な地域にするための取組みを行いましょう。
 - ③ 地域のみんなが集まるための工夫をして、世代間交流行事を継続しましょう。
 - ④ 魅力ある地域づくりに取組み、若い人や子どもが住みやすい地域にしましょう。

■ つなぎ地区で話し合われた、地域住民ができる取組手順の例

- 【タイトル】「あいさつ」「イベント」「若い世代の交流」から支え合い組織を！そして災害時助け合おう！
 - ① まず、大人からあいさつをする取組みを始めましょう。

- ② 子供たちの遊び場を作り、体験型のイベントを行いましょう。
- ③若い世代の交流を活発に行いましょう。
- ④支え合い活動を進める組織を作りましょう。
- ⑤過去の災害の歴史を勉強し、災害時に備え、救助が必要な人や連絡方法を確認しましょう。

■ 中野地区で話し合われた、地域住民ができる取組手順の例

- 【タイトル】「支え合い」は隣近所のあいさつから！近所づきあいのできる町へ！
 - ① まず、地域での話し合いをおこないましょう。
 - ② 住民がお互いを知る(言葉を交わす)きっかけとなる行事や事業を企画しましょう。
 - ③ 実施した結果を、検証する話し合いを持ちましょう。
 - ④ 一人ひとりが地域のことを理解して助け合えるようにしましょう。

■ 玉山地区で話し合われた、地域住民ができる取組手順の例

- 【タイトル】気軽に相談できる地域にしよう！
 - ① まずはお互い顔見知りになるための取組みを始めます。
 - ② 集まる場所に相談できる人を呼びましょう。
 - ③ 困りごとを相談しましょう。
 - ④ 地域の問題を自分たちで解決しよう！

■ 松園地区で話し合われた、地域住民ができる取組手順の例

- 【タイトル】声掛け、あいさつ、話し合い。町内会から広がる見守り活動！
 - ① 声かけ、あいさつについて地域で取組みましょう。
 - ② 地域で気持ちが通じ合う付き合いについて話し合いましょう。
 - ③ 多くの人が町内会活動に参加できるよう工夫しましょう。
 - ④ ボランティアを募り、まずは見守り活動に取組みましょう。

■ 津志田地区で話し合われた、地域住民ができる取組手順の例

- 【タイトル】支え合いは、あいさつから。皆さんの意識で地域が変わります！
 - ① まず、あいさつからはじめ、近所の人と顔見知りになります。
 - ② 次に、日頃の何気無い行動の中や集まりからふれあいの輪を広げましょう。
 - ③ さらに、町内会の人が多く参加できるような行事を企画し、見守り、助け合いへつなげます。

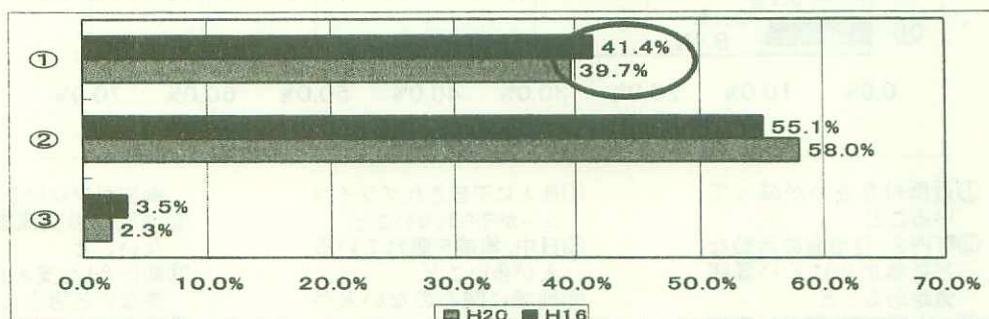
■ 太田地区で話し合われた、地域住民ができる取組手順の例

- 【タイトル】老いも若きもお互いに助け合い！地域ぐるみで支え合おう！
 - ① 地域の中での交流を深めましょう。
 - ② 身近なところから、あいさつを積極的に行いましょう。

- ③若い世代が地域で暮らし続けるための取組みについて話し合いましょう。
- ④高齢者を見守る取組みを行いましょう。
- ⑤地域の中で、高齢者が自由に過ごせるような居場所をつくりましょう。
- ⑥次の世代を育てる取組みをしましょう。
- ⑦世代間交流を行い、地域での支え合いの輪を広めましょう。

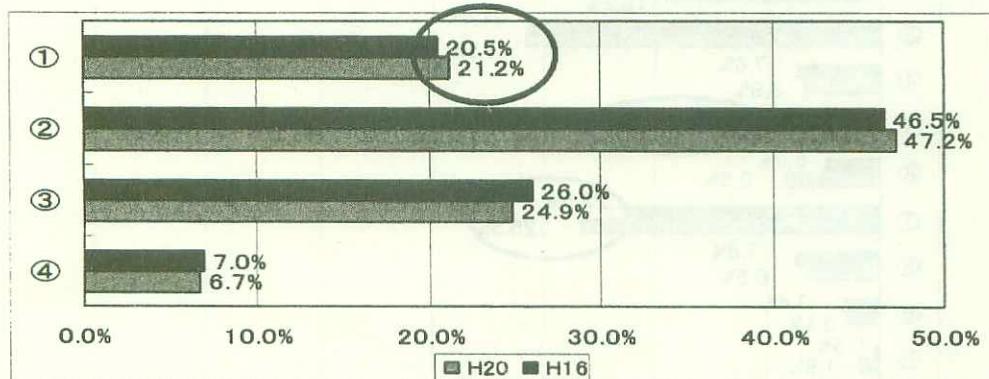
アンケート調査や事業実績による5年間の振り返り

- 市内では、地域福祉活動を行っている地区福祉推進会が組織されていますが、ご存知ですか。
- ※地区福祉推進会は、約4割の人に認知されています。



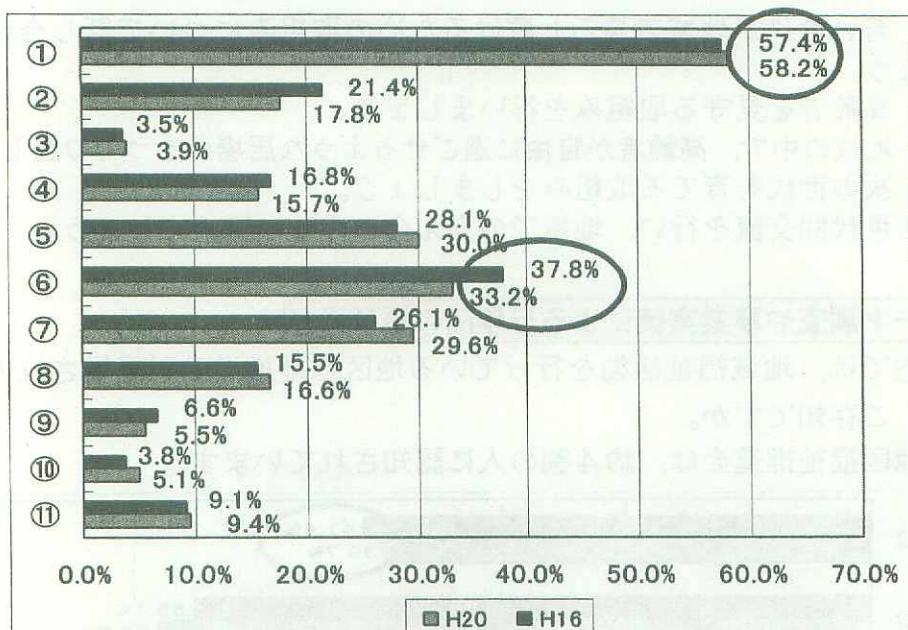
①知っている ②知らない ③無回答

- 地域に支えられた（助けられた）と感じたことはありますか。
- ※地域に支えられたと感じたことがある人の割合は、約2割となっています。



①ある ②ない ③わからない ④無回答

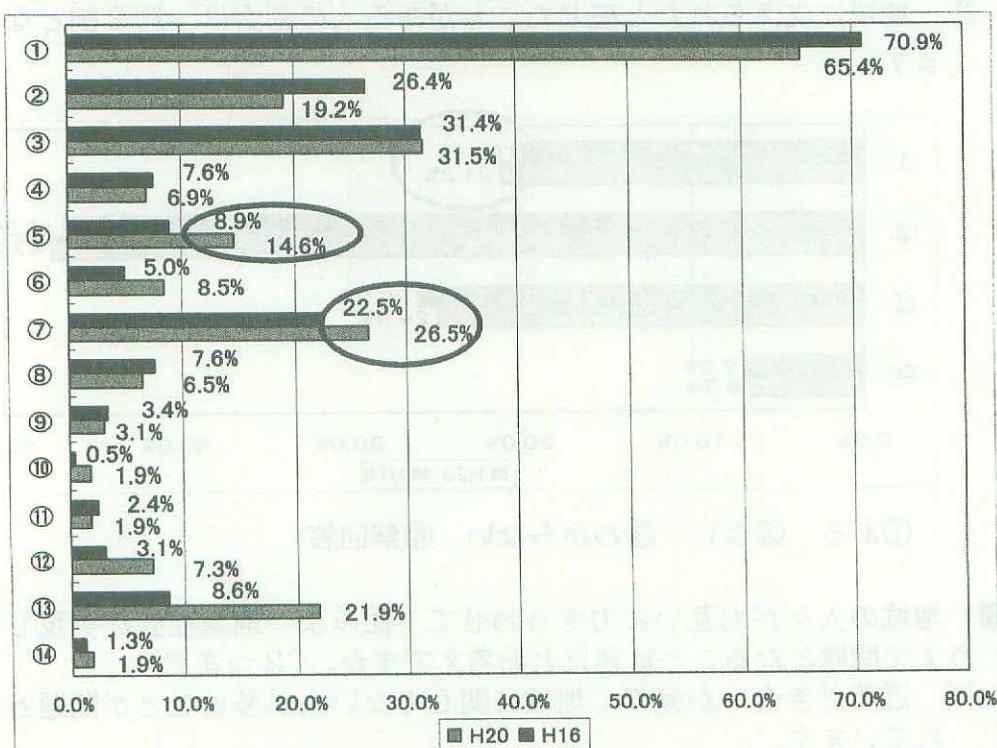
- 地域の人々がお互いに力を合わせて、住みよい地域社会を実現していくうえで問題となることは何だとお考えですか。（3つまで）
- ※近所付き合いが減り、地域に关心のない人が多いことが問題と考えられています。



- ①近所付き合いが減っていること
- ②町内会・自治会の活動などに参加しにくい雰囲気があること
- ③一人親家庭、障がい者家庭への偏見があること
- ④他人に干渉されプライバシーが守られないこと
- ⑤日中、地域を離れている人が多いこと
- ⑥地域に関心のない人が多いこと
- ⑦地域活動への若い人の参加が少ないと感じます
- ⑧地域での交流機会が少ないこと
- ⑨助け合い、支え合いは必要ないと思うこと
- ⑩その他
- ⑪無回答

■ 日常生活の困っていることは誰に相談していますか。

* かかりつけ医と市役所の割合が増加していることが分かります。

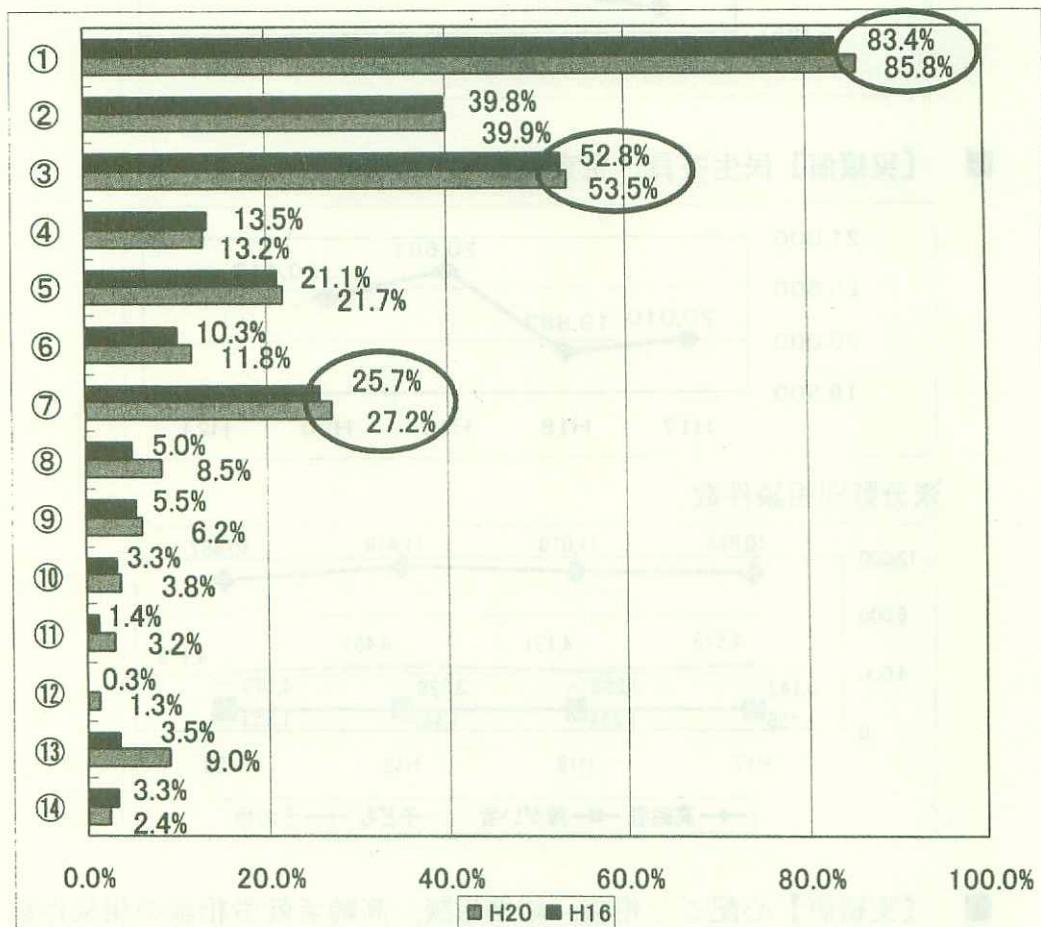


第2部 各論 第2章 福祉サービスが利用しやすいまち

- | | | |
|--------|------------|-------------|
| ①家族 | ⑥民生委員・児童委員 | ・NPO法人 |
| ②親戚 | ⑦かかりつけの医師 | ⑪その他 |
| ③知人・友人 | ⑧福祉サービス業者 | ⑫相談できる人はいない |
| ④近所の人 | ⑨社会福祉協議会 | ⑬相談していない |
| ⑤市役所 | ⑩ボランティア団体 | ⑭無回答 |

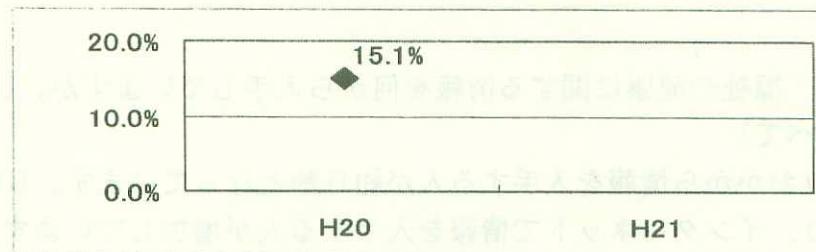
■ 日常生活の困っていることは誰に相談したいですか。

※ 家族、友人・知人、かかりつけ医、市役所が多いことが分かります。

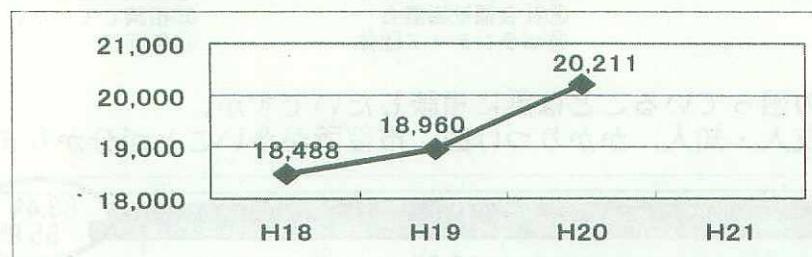


- | | | |
|--------|------------|-------------|
| ①家族 | ⑥民生委員・児童委員 | ・NPO法人 |
| ②親戚 | ⑦かかりつけの医師 | ⑪その他 |
| ③知人・友人 | ⑧福祉サービス業者 | ⑫相談できる人はいない |
| ④近所の人 | ⑨社会福祉協議会 | ⑬相談していない |
| ⑤市役所 | ⑩ボランティア団体 | ⑭無回答 |

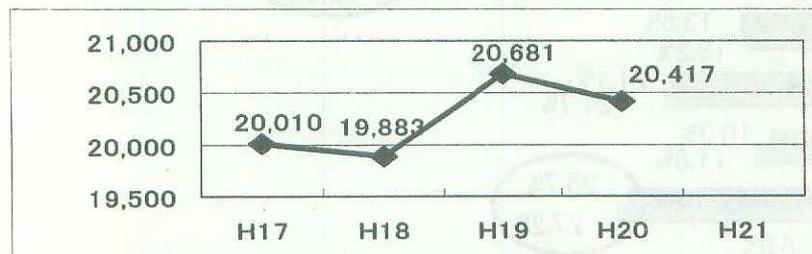
■ 【盛岡市まちづくり評価アンケート】地域ぐるみで人と人が支えあう地域福祉づくりへの取組みについて、満足している割合



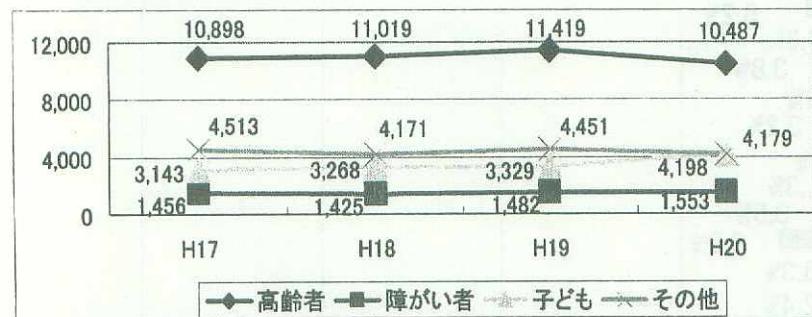
■ 【実績値】地域包括支援センター、介護支援センター相談件数



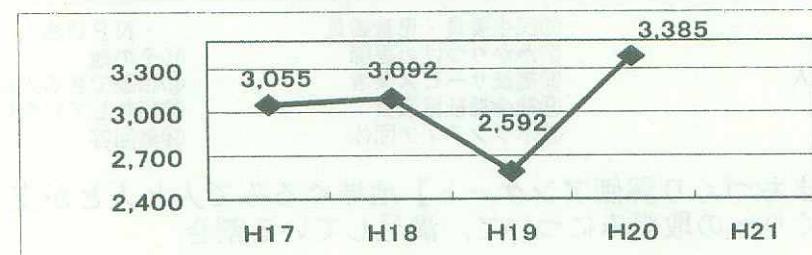
■ 【実績値】民生委員・児童委員への相談件数



※分野別相談件数

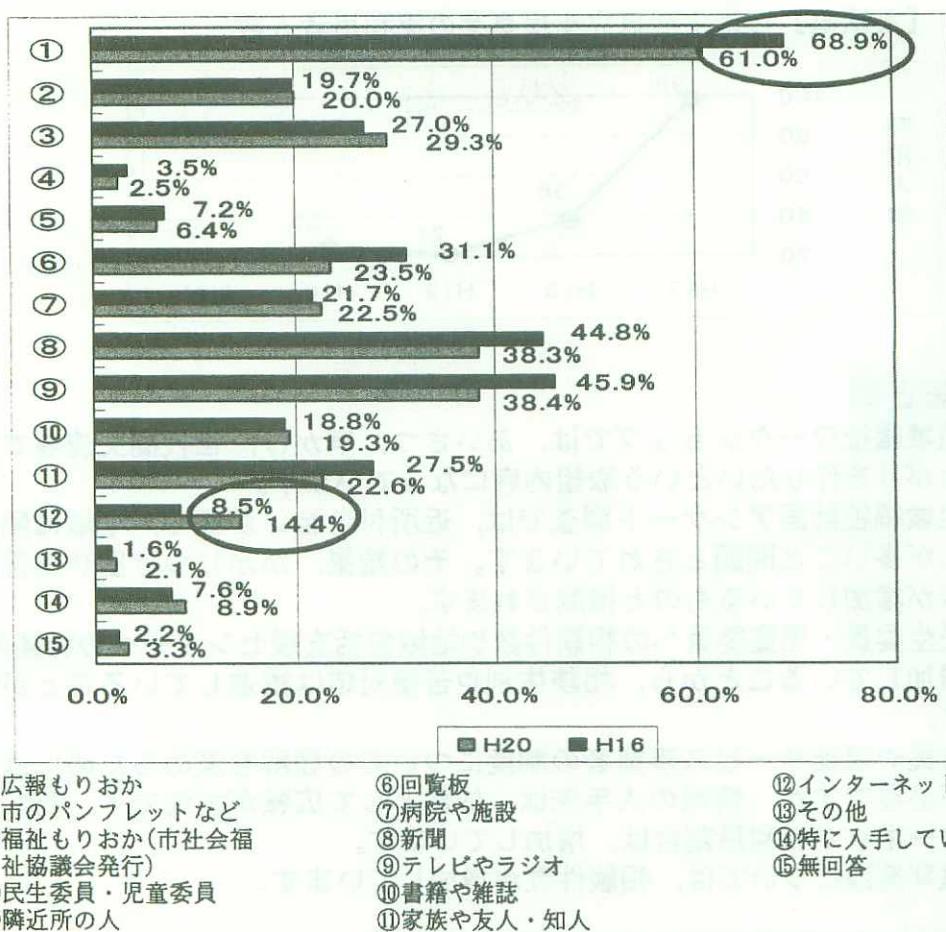


■ 【実績値】心配ごと相談、結婚相談、高齢者就労相談の相談件数

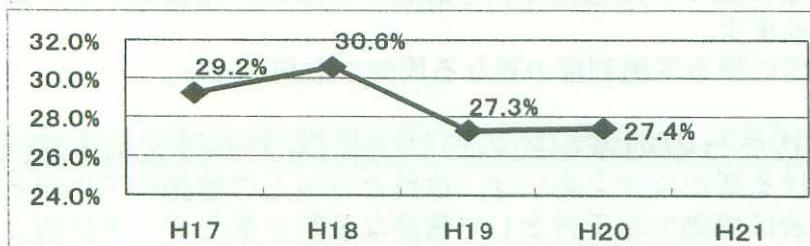


■ あなたは、福祉や健康に関する情報を何から入手していますか。（あてはまるものすべて）

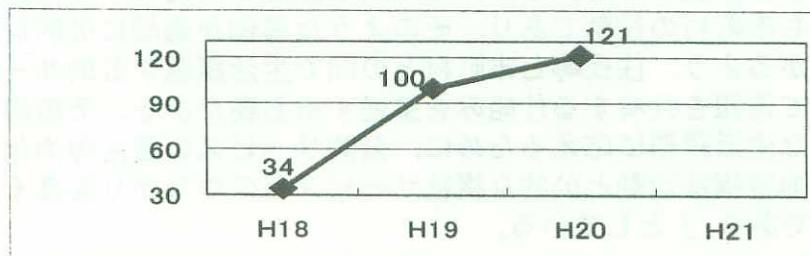
※ 広報もりおかから情報を入手する人が約6割となっています。5年前の調査より、インターネットで情報を入手する人が増加しています。



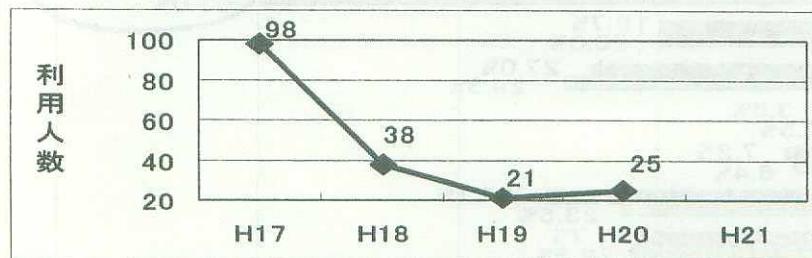
■ 【盛岡市まちづくり評価アンケート】市町村の区域ごとに法務大臣から委嘱された人権擁護委員が配置され、人権相談や人権啓発など人権擁護のための活動を行っていることを知っている市民の割合



■ 【実績値】成年後見制度に関する相談件数



■ 【実績値】日常生活自立支援事業の実利用者人数



★まとめ

地域福祉ワークショップでは、あいさつ、声かけ、世代間交流等で地域のつながりを作りたいという取組内容になっています。

地域福祉計画アンケート調査では、近所付き合いが減り、地域に关心のない人が多いこと問題とされています。その結果、かかりつけ医や市役所への相談が増加しているものと推測されます。

民生委員・児童委員への相談件数や地域包括支援センターへの相談件数等が増加していることから、相談体制や苦情対応は推進していることが分かります。

市民や福祉サービス事業者の制度についての理解を深めるためには周知広報が必要ですが、情報の入手先は、依然として広報が主流です。ただし、インターネットの利用割合は、増加しています。

権利擁護については、相談件数が増加しています。

★ 中間年度見直しによる施策の方向性

- 福祉と保健・医療分野の連携を推進し、地域に密着した相談体制を構築します。
- より地域に近づいた相談体制を構築するなど、相談しやすい環境づくりに取組みます。
- 権利擁護に係る各種制度の更なる周知に取組みます。

★ 国の「これから地域福祉のあり方に関する研究会」の考え方

「地域における新たな支え合いは、住民と行政との協働の下に行われるものであり、行政は協働の相手方として重要な役割を果たす。具体的には、まず、市町村は、住民が地域福祉活動を積極的、安定的に続けられるよう、その基盤を整備する必要がある。また、専門的な支援を必要とする困難な事例に対応するのも市町村の役割であり、そのような事例が適切に公的な福祉サービスにつながるよう、住民等と市町村との間で生活課題や公的サービスの内容等について情報を共有する仕組みを整備する必要がある。その際、地域における多様な生活課題に応えるために、公的サービスの運用弾力化等を通じて、住民の地域福祉活動と公的な福祉サービスとのつながりを良くしていくことが重要である。」としている。

(4) 関係機関の連携の推進

☆ 平成17年度の施策の方向等

現状

◇ 介護保険制度の導入に伴い、要介護と要支援の高齢者については、介護支援専門員（ケアマネジャー）が保健・医療・福祉の各種サービスを結び付けるケアマネジメントが実施されています。障がい者についても、平成15年度から、施設や福祉サービスを利用者自らが選ぶ、支援費制度が開始されました。

課題

◆ 地域における生活を支援するため、保健・医療・福祉、さらに教育、就労など幅広いサービスを総合的に提供する手法として、障がい者のケアマネジメントの推進が求められています。児童を取り巻く環境も、世帯構成の変化、生活様式の変化、都市化の進行などとともに大きく変化しています。子育て家庭の不安の増大や児童虐待の増加など児童に関わる諸問題についても、関係機関の連携による対応が重要となっています。このように、さまざまな場面で、各分野の連携による対応が求められています。

施策の方向

◎ 地域における市民の多様なニーズに対応するため、保健・医療・福祉、その他の関係機関の連携に努めます。

地域福祉ワークショップで話し合われた内容について

32地区で開催したワークショップのうち、関係機関の連携の推進につながるテーマ「協力し合える機関・団体と手を取り合っていきたい」は、13地区で選択されています。そのうち、2地区の内容の一部を紹介します。

■ 卷堀地区で話し合われた、地域住民ができる取組手順の例

- 【タイトル】日頃から機関団体とつながり、協力し合える関係づくりを。
- ① 日頃から世代間交流等の行事を行い、地域の人と顔見知りになります。
 - ② 次に、見守りをおこないましょう。
 - ③ 課題や問題の身近な相談所として、関係機関の協力を得て、さらに見守りがスムーズになる体制をつくりましょう。

■ 飯岡地区で話し合われた、地域住民ができる取組手順の例

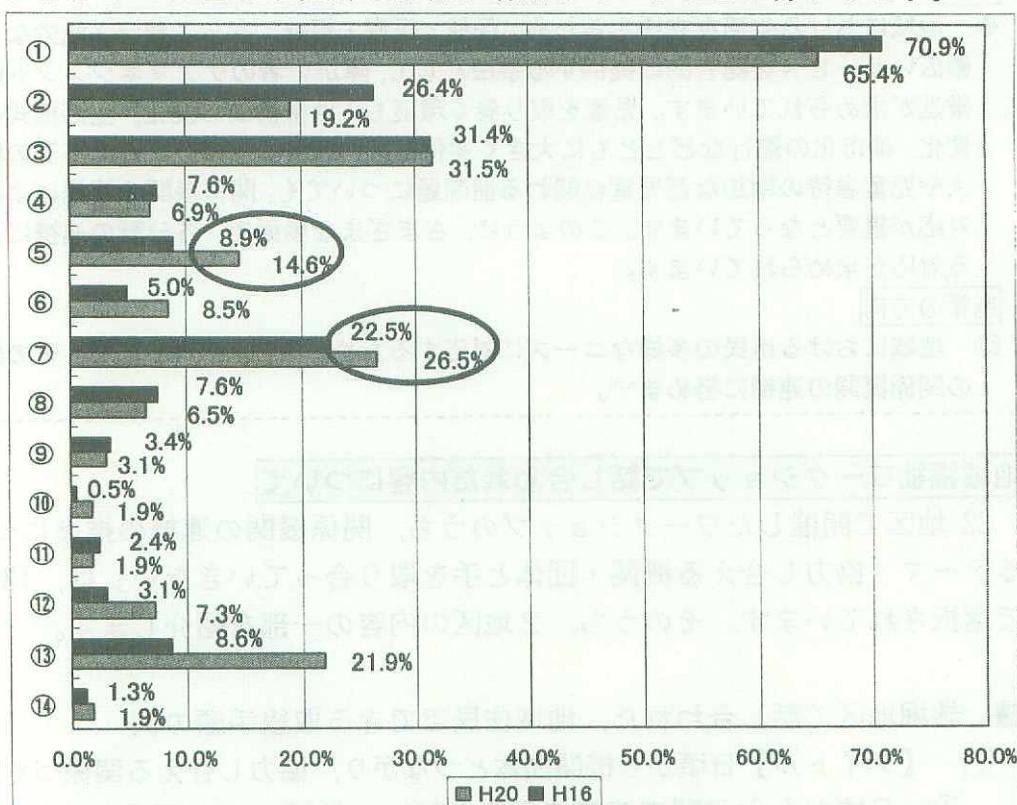
- 【タイトル】福祉推進会から広がるボランティアとの協働の輪！
- ① 福祉推進会の役割や活動をPRしましょう。
 - ② 行事に協力（参加）してくれる団体を探しましょう。
 - ③ 地域でいさつの輪を広げる取組みをしましょう。
 - ④ 世代間交流に取組みましょう。
 - ⑤ 地域の人や団体を講師とする学習会を開催しましょう。

- ⑥ 地域の住民のニーズを知り、ボランティア団体との協力について話し合いましょう。
- ⑦ 地域でボランティアするための仕組みづくりに取組みましょう。
- ⑧ 地域にある施設などの活用について工夫しましょう。
- ⑨ 子育てしやすい地域づくりについて話し合いましょう。

アンケート調査や事業実績による5年間の振り返り

■ 日常生活の困っていることは誰に相談していますか。

※ かかりつけ医と市役所の割合が増加していることが分かります。



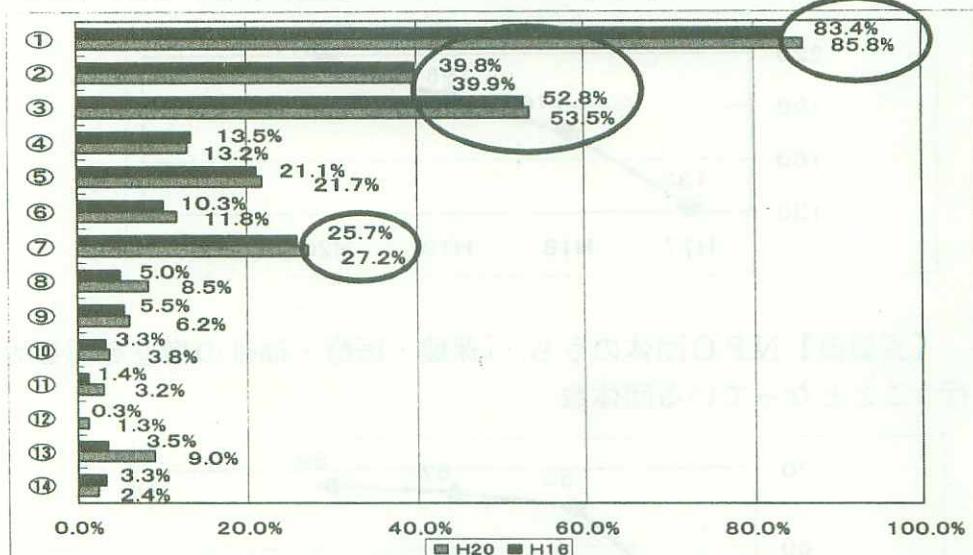
- ①家族
- ②親戚
- ③知人・友人
- ④近所の人
- ⑤市役所

- ⑥民生委員・児童委員
- ⑦かかりつけの医師
- ⑧福祉サービス業者
- ⑨社会福祉協議会
- ⑩ボランティア団体

- ・NPO法人
- ⑪その他
- ⑫相談できる人はいない
- ⑬相談していない
- ⑭無回答

■ 日常生活の困っていることは誰に相談したいですか。

※ 家族、友人・知人、親戚、かかりつけ医、市役所が多いことが分かります。



①家族

②親戚

③友人・知人

④近所の人

⑤市役所

⑥民生委員・児童委員

⑦かかりつけの医師

⑧福祉サービス業者

⑨社会福祉協議会

⑩ボランティア団体

・NPO法人

⑪その他

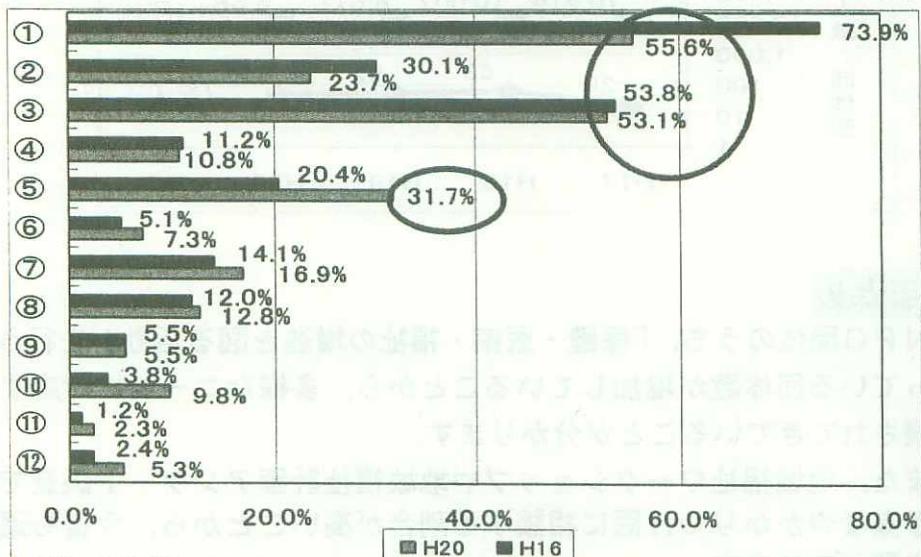
⑫相談できる人はいない

⑬相談していない

⑭無回答

■ 日常生活において困ったことが起きた場合でも、誰もが住みなれた地域で生活していくために必要な手助けは、誰が（どこが）行うべきだと思いますか。（3つまで）

※ 回答割合は、家族、行政機関、事業者の順に多くなっています。



①家族

②地域の住民

③行政機関（市役所など）

④社会福祉協議会

⑤福祉や保健のサービスを提供する施設や事業者

⑥ボランティア団体・NPO法人

⑦民生委員・児童委員

⑧町内会・自治会

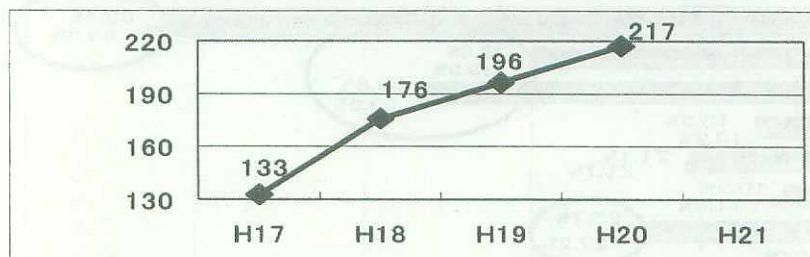
⑨地区福祉推進会

⑩わからない

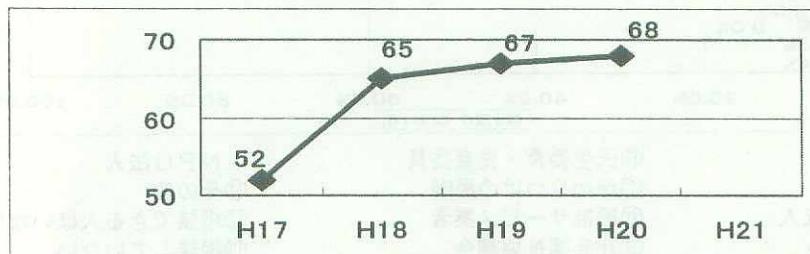
⑪その他

⑫無回答

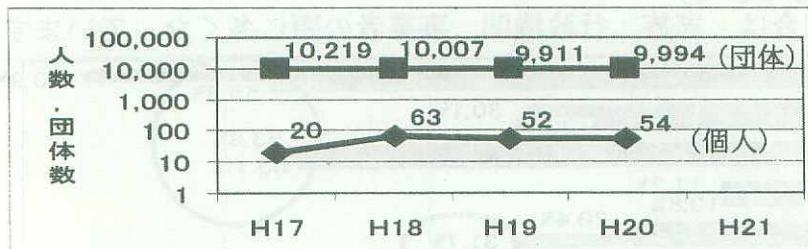
■ 【実績値】NPO（法人格を取得していない市民活動団体やボランティア団体及び町内会・自治会等を含む）との協働事業数



■ 【実績値】NPO団体のうち、「保健・医療・福祉の増進を図る活動」を行なっている団体数



■ 【実績値】ボランティア登録数



★ まとめ

NPO団体のうち、「保健・医療・福祉の増進を図る活動」を行なっている団体数が増加していることから、多様なニーズに対応する体制が整備されてきていますことが分かります。

また、地域福祉ワークショップや地域福祉計画アンケート調査では、市民は事業者やかかりつけ医に相談する割合が高いことから、今後も連携を進め必要があります。

★ 中間年度見直しによる施策の方向性

■ 多様化・複雑化する福祉ニーズに対応できる、市民・事業者・行政の連携を構築します。

★ 国の「これから地域福祉のあり方に関する研究会」の考え方

「地域における全ての生活課題に対し、公的な福祉サービスだけでは対応することができないことが明らかになってきている。基本的な福祉ニーズは公的な福祉サービスで対応する、という原則を踏まえつつ、地域における多様な生活ニーズへの的確な対応を図る上で、成熟した社会における自立した個人が主体的に関わり、支え合う、地域における「新たな支え合い」（共助）の領域を拡大、強化することが求められている。

このような動きの中で現れたのが、ボランティアやNPO、住民団体による活動である。これは、地域を、高齢になっても障がいがあっても、尊厳をもって自分らしい生き方ができ、また、安心して次世代を育むことのできる場にするという、住民共通の利益のために、行政だけでなく多様な民間主体が担い手となり、これらと行政とが協働しながら、従来行政が担ってきた活動に加え、きめ細かな活動により地域の生活課題を解決する、という意味で、地域に「新たな公」を創出するものといえる。」としている。

3 情報提供体制の整備

☆ 平成17年度の施策の方向等

現状

◇ 福祉ニーズの多様化に伴い、さまざまな福祉サービスが行政や事業者など多様な供給主体から提供されています。また、介護保険制度の導入をはじめとして、福祉サービスが従来の措置から契約による利用制度へと移行しており、利用者は事業者と対等な関係に基づきサービスを選択しています。

課題

◆ 利用者が自分に合ったサービスを選択し利用するためには、事業者やサービスの内容などに関する情報が適切に提供されることが必要です。

施策の方向

◎ インターネットなど情報技術を活用しながら、市民に分かりやすい情報の提供に努めます。

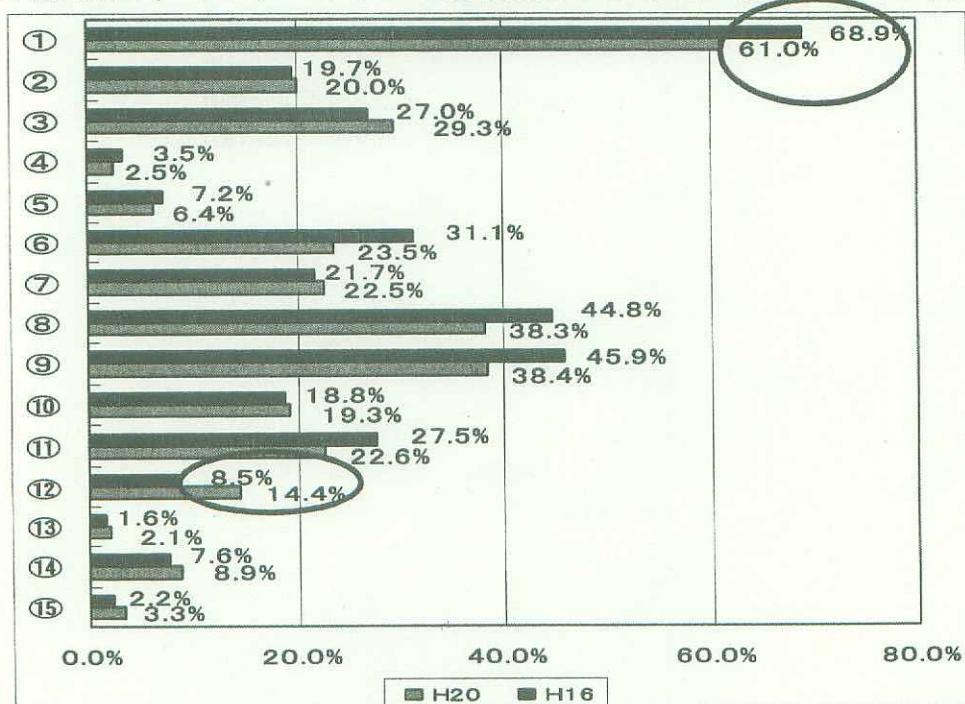
地域福祉ワークショップで話し合われた内容について

32 地区で開催したワークショップのうち、情報提供体制の整備に関するテーマは設定しておりません。

アンケート調査や事業実績による5年間の振り返り

■ あなたは、福祉や健康に関する情報を何から入手していますか。（あてはまるものすべて）

※ 広報よりおから情報入手する人が約6割となっています。5年前の調査より、インターネットで情報を入手する人が増加しています。



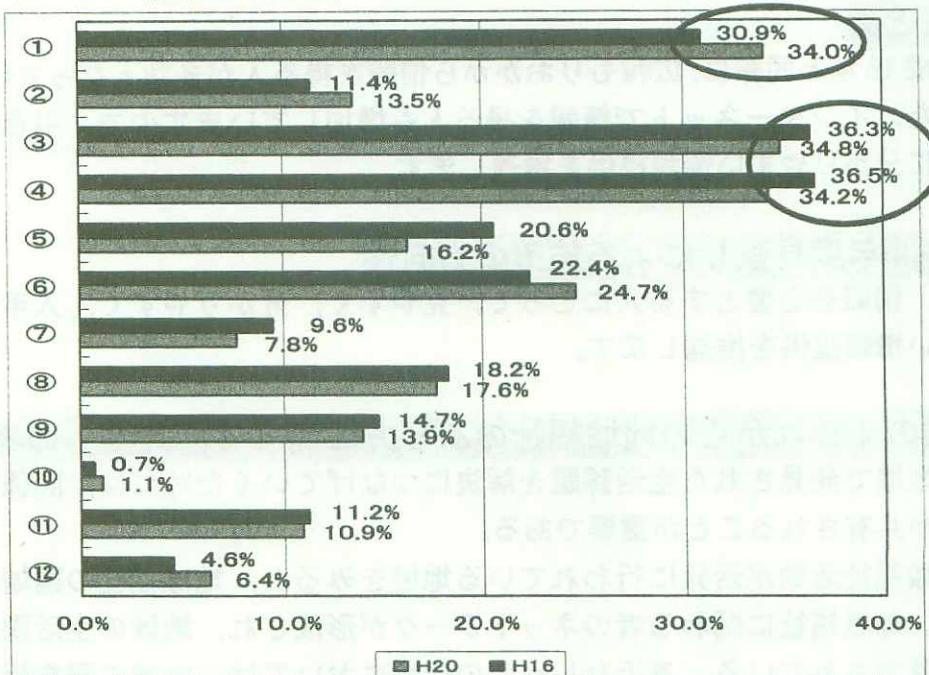
- ①広報もりおか
- ②市のパンフレットなど
- ③福祉もりおか（市社会福祉協議会発行）
- ④民生委員・児童委員

- ⑤隣近所の人
- ⑥回覧板
- ⑦病院や施設
- ⑧新聞
- ⑨テレビやラジオ
- ⑩書籍や雑誌

- ⑪家族や友人・知人
- ⑫インターネット
- ⑬その他
- ⑭特に入手していない
- ⑮無回答

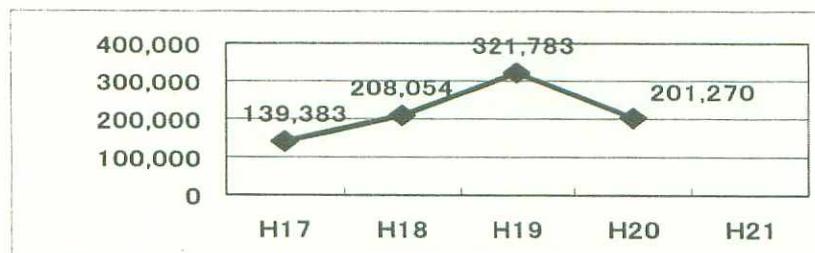
■ あなたは、福祉や健康についてどんな情報を知りたいとお考えですか。
(3つまで)

※ 知りたい情報の傾向は、5年前の調査と同じ傾向となっています。

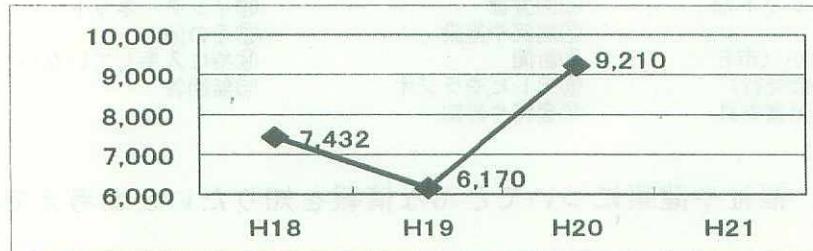


- ①健康づくりについてのサービスの情報
- ②子育てについてのサービスの情報
- ③高齢者や障がい者についてのサービスの情報
- ④福祉や健康についてのサービス利用方法についての情報
- ⑤介護保険についての情報
- ⑥介護保険や福祉のサービス提供業者のサービス内容の情報
- ⑦ボランティア活動やNPOなどの市民活動についての情報
- ⑧健康づくりや生きがいづくりのための学習機会（講座や教室）についての情報
- ⑨高齢者や障がい者が生活しやすい住宅や福祉機器についての情報
- ⑩その他
- ⑪特にない
- ⑫無回答

■ 【実績値】盛岡市ホームページ ウェブもりおか（保健福祉部）へのアクセス数



■ 【実績値】盛岡市社会福祉協議会ホームページへのアクセス数



★ まとめ

平成16年と同様に、広報もりおかから情報を得る人が多数となっています。
また、インターネットで情報を得る人も増加していますので、引き続き、
市民に分かりやすい情報提供を推進します。

★ 中間年度見直しによる施策の方向性

■ 情報を必要とする人にとって、見やすく、分かりやすく、入手しやすい情報提供を推進します。

★ 国の「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」の考え方

「地域で発見された生活課題を解決につなげていくためには、関係者間で情報が共有されることが重要である。

地域福祉活動が活発に行われている地域をみると、地域福祉の圏域の各段階で、地域福祉に関わる者のネットワークが形成され、地域の生活課題の情報が共有されている。身近なレベルの圏域においては、地域の要支援者を支えるため、隣人・友人・ボランティア、民生委員などによる情報共有が行われ、専門的対応が必要な事例については、より広域的な圏域でのネットワークで共有され、公的な福祉サービスにつなぐことが行われている。」としている。

第3章

みんなが地域活動に参加するまち

第3章 みんなが地域活動に参加するまち

1 ボランティア・NPO・事業者との協働

(1) ボランティアとの協働

☆ 平成17年度の施策の方向等

現状

◇ ボランティアを育成するため、市社会福祉協議会等が各種講座を開催しています。また、支援活動として各ボランティアグループへの助成、情報の提供、福祉教育のための講師派遣、連絡調整などを行っています。各ボランティアグループでは、実際に活動するメンバーが不足気味で、同じ人が複数の活動に参加しており、メンバーの高齢化とリーダー不足が懸念されています。

課題

◆ 今後はボランティア活動に取組むメンバーの高齢化とリーダー不足を解消するため、さまざまなボランティアグループ等におけるリーダーの養成や幅広い年齢層の人材を発掘する必要があります。

施策の方向

◎ 市社会福祉協議会と連携・協力して、ボランティア養成講座を幅広く開催し、ボランティアを養成するとともに、ボランティアとの協働を推進します。また、学校との連携により、子どもたちのボランティア活動への参加意識を高めるよう努めます。

(2) NPOとの協働

☆ 平成17年度の施策の方向等

現状

◇ 市内にあるNPOは、福祉サービスをはじめとする公益活動を展開しています。福祉分野で活動する団体では連絡会が組織されるなど団体間の連携が強化されつつあります。

課題

◆ 今後も高齢社会はますます進行し、支援を必要とする高齢者や障がい者等も増加すると考えられるため、高齢者等立場に立った福祉サービスを提供する団体がますます必要となってきます。

施策の方向

◎ 福祉サービスを主な活動分野とするNPOとの協働を推進します。

(3) 事業者との協働

☆ 平成17年度の施策の方向等

現状

◇ 事業者（社会福祉を目的とする事業を経営する者）の中には、地域の行事に参

加したり、施設を地域に開放し、また、地域住民と共同で防火訓練を行うなど、地域と交流しているところもありますが、事業者によって参加の度合いに差があります。

課題

- ◆ 事業者は、さまざまな専門知識や施設などを有しており地域福祉を推進する重要な担い手です。地域活動に対するより多くの事業者の参加が望されます。

施策の方向

- ◎ 事業者も地域の一員として地域活動に積極的に参加する意識の啓発に努め、事業者との協働を推進します。

地域福祉ワークショップで話し合われた内容について

32 地区で開催したワークショップのうち、関係機関の連携の推進につながるテーマ「協力し合える機関・団体と手を取り合っていきたい」は、13 地区で選択されています。そのうち、2地区の内容の一部を紹介します。

■ みたけ地区で話し合われた、地域住民ができる取組手順の例

- 【タイトル】ご近所ネットワークで、みんなが地域づくりの主役
 - ① 地域の団体や事業所とネットワークをつくり、元気な地域づくりができる企画を考えましょう。
 - ② 誰もが主役。地域の人材を活かしましょう。
 - ③ 地域の団体や人材を各種研修会に派遣しましょう。見守りの組織も作りましょう。
 - ④ 空き家を利用したサロンや教室の開催で、知らない人がいないご近所ネットワークを作りましょう。

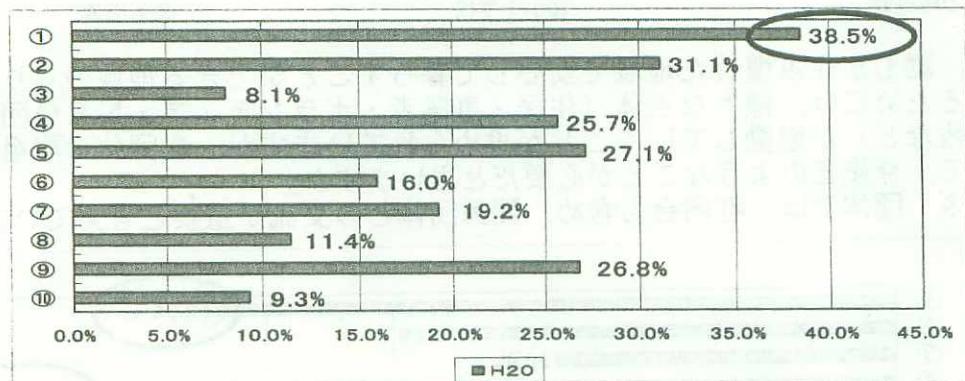
■ 土淵地区で話し合われた、地域住民ができる取組手順の例

- 【タイトル】福祉推進会が中心となり、様々な団体と交流！地域の暮らしを守りましょう！
 - ① 地元企業の地区活動への協力を依頼しましょう。
 - ② 趣味の達人やサークルの指導者を発掘し、サークルなどで交流を深めましょう。
 - ③ 地域の様々な団体と協力して、通学路のパトロールを行いましょう。
 - ④ 高齢者の見守りや災害時要援護者のマップづくりを行いましょう。
 - ⑤ 福祉推進会がコーディネート役となり、パトロール、見守り、除雪などを各種機関、団体とともにに行いましょう。

アンケート調査や事業実績による5年間の振り返り

■ 市と市社会福祉協議会は、住民参加により「地域福祉の推進」について話し合っています。あなたが参加することになった場合、次のテーマの中でどれを選択しますか。

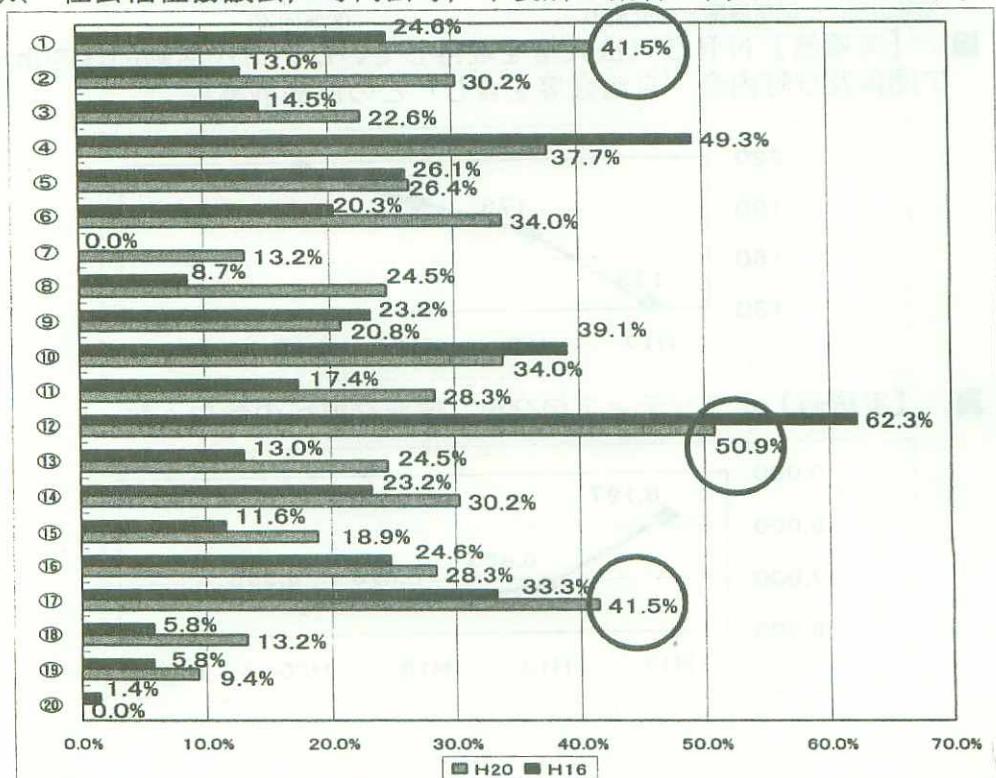
※ 「支え合い活動」と「災害時の対策」への関心の高さが分かります。



- ① 支え合い活動を広めたい（「見守り」、「話し合い」、「助け合い」について）
- ② 災害時、一人残らず避難させたい
- ③ 地域福祉のリーダーを見つけ、育成していきたい
- ④ 地域のみんなが日常困っていることを知り、解決していきたい
- ⑤ 協力しあえる機関・団体と手を取り合っていきたい
- ⑥ 世代間交流をもっとしたい
- ⑦ 地域の雪かき体制を整えたい
- ⑧ 地域のボランティア活動を進めたい
- ⑨ あいさつが活発な地域にしたい
- ⑩ 無回答

■ 貴団体では、他のグループ・団体や公共機関などと交流や協力関係がありますか。

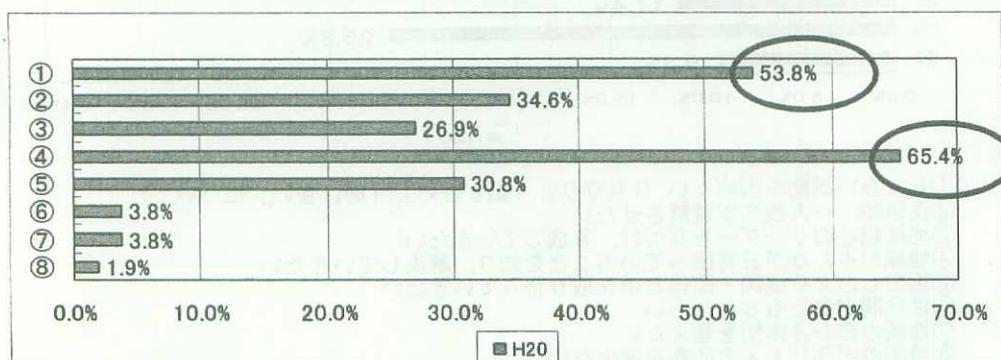
※ 社会福祉協議会、町内会等、市役所の割合が高くなっています。



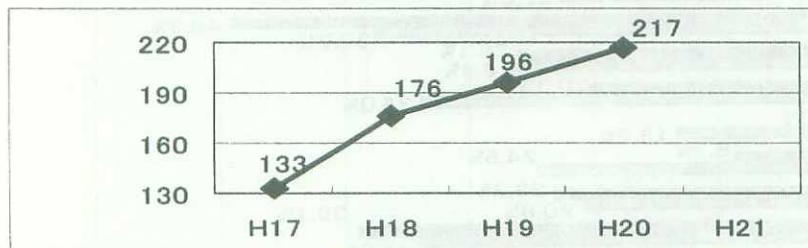
- | | | |
|------------|-----------|--------------|
| ①町内会・自治会 | ⑧企業 | ⑯保護者会・PTA |
| ②老人クラブ・婦人会 | ⑨高齢者施設 | ⑰公民館・コミュニティセ |
| ③子ども会 | ⑩障がい者施設 | ンター |
| ④ボランティア団体 | ⑪医療施設 | ⑯市役所 |
| ⑤NPO法人 | ⑫社会福祉協議会 | ⑯その他 |
| ⑥上部団体・関係団体 | ⑬保育所・幼稚園等 | ⑯特に関係はない |
| ⑦商店会 | ⑭小中学校 | ⑯無回答 |

■ 誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができる地域づくりを進めるためには、様々な主体（住民・事業者・ボランティア・NPO団体・行政など）が協働していくことが求められていますが、貴団体の取組みとして、今後どのようなことが必要だと思いますか。

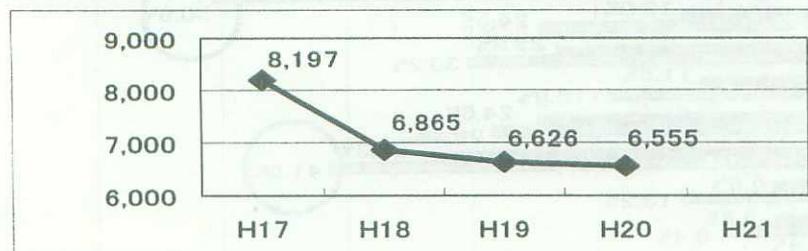
※ 団体では、町内会も含め、関係団体との交流が重要と考えています。



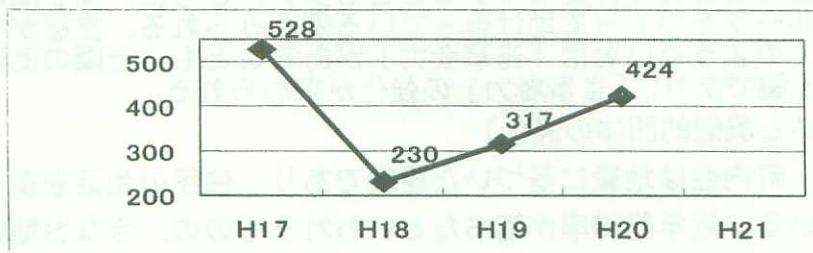
- | | |
|--------------------------------------|---------------------------|
| ①町内会など、地域団体と連携して、
活動の場を広げる | 機会をもつ |
| ②団体が持っている活動のノウハウを
地域の住民や他の団体に提供する | ⑤ボランティアスタッフを積極的に
受け入れる |
| ③行政が行っている事業を受託する | ⑥その他 |
| ④他の団体や関係機関との交流の | ⑦協働の必要性はない |
| | ⑧無回答 |
- 【実績値】NPO（法人格を取得していない市民活動団体やボランティア団体及び町内会・自治会等を含む）との協働事業数



■ 【実績値】ボランティアの交流、情報交換への参加人数



■ 【実績値】ボランティアの協力人数



★まとめ

NPOとの協働事業数やボランティアの協力人数が増加してきています。が分かります。

また、地域福祉ワークショップによる住民の意向、地域福祉計画アンケートによる住民及び事業者（NPO、ボランティア団体を含む）の意向によると、地域における支え合い（地域福祉）については、市民・事業者・行政の協働による推進体制を構築する方向で良いことが分かります。

★ 中間年度見直しによる施策の方向性

- 住民とボランティア・NPO・事業者による福祉活動を支援します。

★ 国の「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」の考え方

「地域の生活課題に対処するための関係者は、住民、自治会・町内会、ボランティア、民生委員やNPO、PTA、事業者や社会福祉協議会、企業や商店、行政など多岐にわたるが、それぞれの関係を整理すると次のとおりとなる。」としている。

■（近隣の関係）

地域における最も身近な関係は、隣近所のような近隣である。近隣には、日常的な近所づきあいの中で、それとなく、支援が必要な人の見守りをしたり、話し相手になったり、ちょっとした手助けをしたりしている場合も多い。

こうした活動をしている者の多くは、自らの活動をボランティア活動や福祉活動とは意識していないが、このような日常的な関係が、生活課題の発見やいざというときの手助けにつながる基本であり、重要な役割をもっている。そして、このような日常的な近所づきあいの中で発見された問題が、専門的な対応を必要とするものである場合には、問題を近隣にとどめることなく、専門機関や行政の必要なサービスにつなぐことが重要である。

また、近隣での日常的な助け合いにおいては、支援を必要とする人が自ら適切な支援者を見つけ出していることも多い。さらに、同じ問題をもった者がグループをつくって助け合っている例もみられる。支援が必要な者の側に、このようないわば「当事者力」があることも、近隣の助け合いがうまくいく鍵であり、「当事者力」の強化が求められる。

■ (地縁団体と機能的団体の関係)

自治会・町内会は地縁に基づいた組織であり、住民の生活を多くの側面で支えている。近年組織率が落ちたといわれるものの、今なお地域において重要な役割を担う団体である。一方、NPO・ボランティアは、ある特定の目的をもって組織された機能的な団体として、近年意欲的な活動が増えてきており、これから地域福祉の担い手としても期待されている。

自治会・町内会は、区域内を網羅した活動を安定して担い、市町村との関係も密接である。しかし、様々な活動が自治会・町内会を単位として行われている地域も多いが、都市部においては役員が1年～2年交代の持ち回りであることも多く、定型的な活動が主になっている例も多い。一方、NPO・ボランティアは、目的に賛同する自発的なメンバーによって開拓的で即応的な活動ができるが、一般的に地域との関係は弱く、両者が十分に連携していない地域が多いといわれている。

しかしながら、両者は地域における支え合いの担い手という点では共通しており、活動の目的や運営、担い手が異なる性格であるからこそ、情報や企画の交流や、後継者の確保の面からも、両者の協働のメリットは大きい。

■ (行政や事業者・専門家と住民との関係)

住民は、地域で生活している人にしかみえない地域の生活課題、身近でなければ早期発見が難しい問題をみつけ、迅速に対応することができるが、資源や専門的知識が十分ではないといった限界がある。行政や事業者・専門家は、地域で発見された生活課題で、困難な事例や専門的な対応を要する課題について、公的な福祉サービスによって対応することができる。行政や事業者・専門家と住民とは、互いに相手の特性を生かしながら、地域の生活課題の発見、解決という共通の目的のために協働する相手である。

2 地域活動の推進

(1) 地域活動への参加の促進

☆ 平成17年度の施策の方向等

現状

- ◇ 地域で行われている町内会活動等への参加は高齢者が多く、若い世代の参加が少ない状況です。

課題

- ◆ 地域活動に対して、自分たちの共有する活動であるとの認識と地域の構成員としての意識の向上が必要です。

施策の方向

- ◎ 年齢等に関わらず、障がいのある人もない人も、誰もが地域の一員として地域活動に参加する意識の啓発に努めます。

地域福祉ワークショップで話し合われた内容について

32 地区で開催したワークショップのうち、地域活動への参加の促進につながるテーマ「あいさつが活発な地域にしたい」は、11 地区で選択されています。そのうち、2 地区の内容の一部を紹介します。

■ 仙北地区で話し合われた、地域住民ができる取組手順の例

□ 【タイトル】見守りを通じて広がるあいさつの輪！交流深まるあいさつ通り！

- ① 「見守り隊」を通じて、声掛けを広めていきましょう。
- ② 「子どもの見守り」を通じたあいさつ、声掛けを行いましょう。
- ③ 「あいさつ通り」を決めて周知しましょう。
- ④ あいさつについてのルールを決めましょう。
- ⑤ あいさつについて、大人が手本を示す取組みをしましょう。
- ⑥ 近所間の交流を深める取組みについて話し合いましょう。
- ⑦ 子どもとの交流を深める取組みについて話し合いましょう。
- ⑧ 地域のみんなが参加しやすい行事を企画し、交流を深めましょう。

■ 大慈寺地区で話し合われた、地域住民ができる取組手順の例

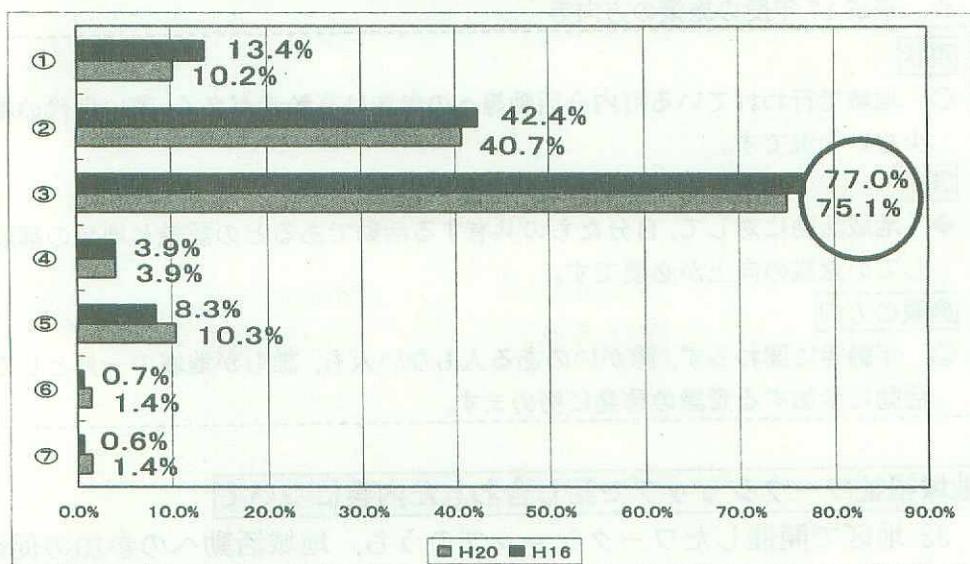
□ 【タイトル】世代を超えて元気にあいさつできる町「大慈寺」！

- ① 「あいさつ運動」を広げる取組みをしましょう。
- ② 地域で子どもを育む取組みをしましょう。
- ③ 交流の輪を広げる取組みをしましょう。
- ④ 地域のみんなが気軽に集まれる機会をつくりましょう。
- ⑤ 歴史や方言など、地域のことを知る取組みをしましょう。
- ⑥ あいさつし合う環境づくりに、取組みましょう。
- ⑦ 「見守り」を通じてあいさつし合える町づくりに取組みましょう。

アンケート調査や事業実績による5年間の振り返り

■ あなたは、地域の人とどのような付き合いをしていますか。（2つまで）

※ 大半の人が、顔を合わせればあいさつをしています。



①仲がよく、お互いの家を行き来する

②会えば立ち話をする

③顔を合わせればあいさつをする

④顔は知っているが声をかけることはない

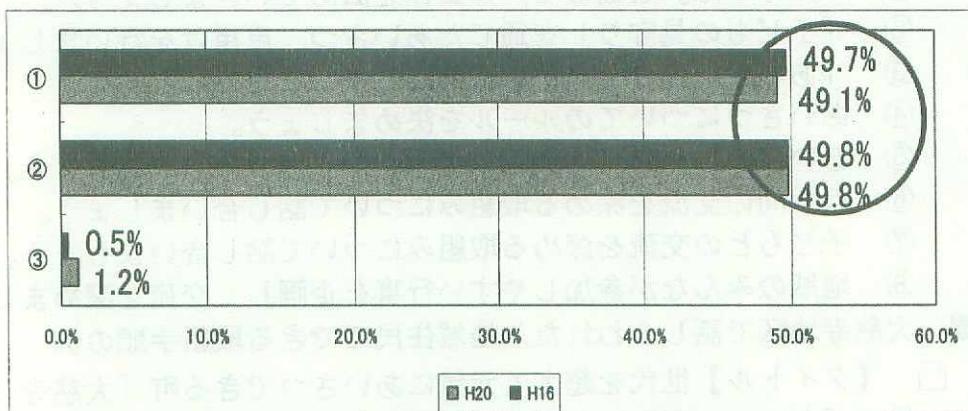
⑤ほとんど顔も知らない

⑥その他

⑦無回答

■ あなたは地域活動に参加していますか。

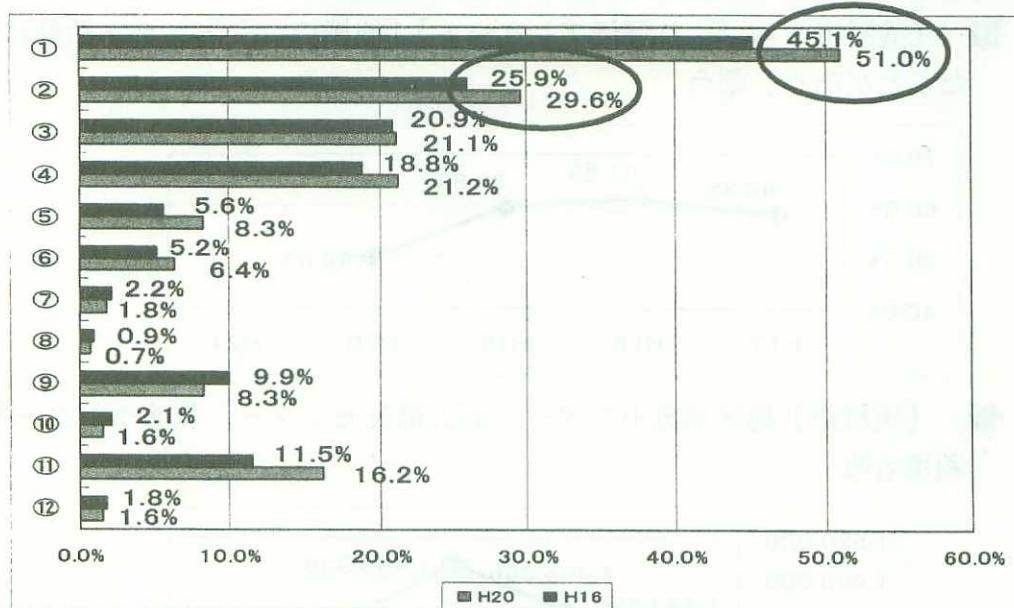
※ 平成16年も平成20年も、参加・不参加は拮抗しています。



①参加している ②参加していない ③無回答

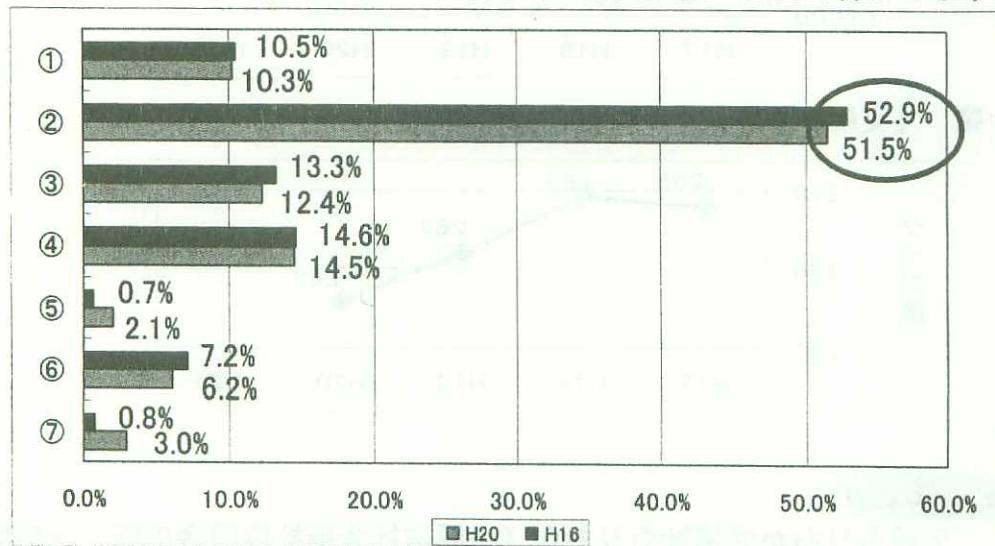
■ 参加していない理由（3つまで）

※ 仕事が忙しくて時間が無いから、地域活動の内容も分からぬという結果が分かります。



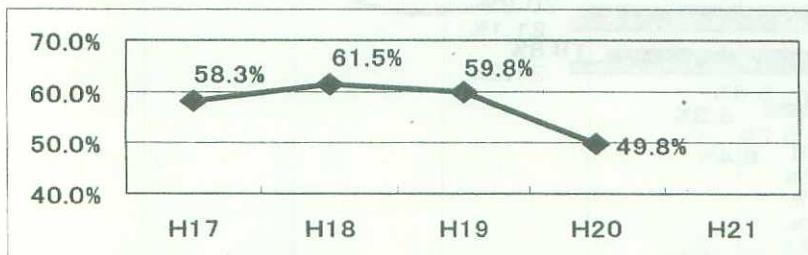
- ①仕事をもっているので時間がない
- ②どのような活動があるのか地域活動に関する情報がない
- ③興味のもてる活動が見つからない
- ④健康や体力に自信がない
- ⑤家事・育児に忙しくて時間がない
- ⑥地域活動をする上での経済的負担が大きい
- ⑦地域にあまり関わりたくない
- ⑧地域活動は必要がないと思う
- ⑨病人・高齢者・障がい者の世話・介護で時間がない
- ⑩家族の支持・理解がない
- ⑪地域活動をする上での経済的負担が大きい
- ⑫その他
- ⑬その他
- ⑭無回答

■ 今後、地域活動への参加の依頼があった場合あなたはどうしますか。
※ 内容によっては参加したいと考えている人が多いことが分かります。

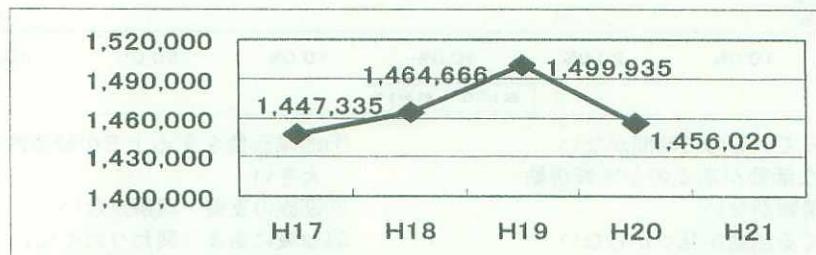


- ①積極的に参加したい
- ②内容によっては参加したい
- ③当番制ならする
- ④おそらく断る
- ⑤わからない
- ⑥無回答
- ⑦その他

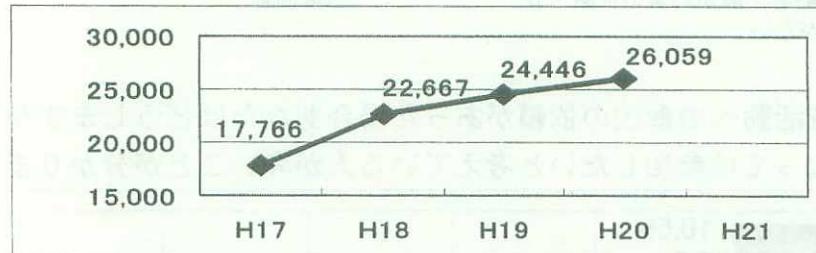
■ 【盛岡市まちづくり評価アンケート】「地域のコミュニティ活動に参加したことがある」割合



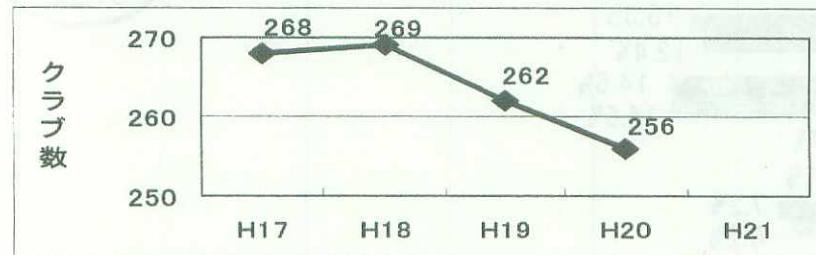
■ 【実績値】地区活動センター、老人福祉センター、児童センター等利用者数



■ 【実績値】ふれあいシルバーサロン事業への参加者数



■ 【実績値】老人クラブ数



★ まとめ

広報もりおかや福祉もりおか（盛岡市社会福祉協議会広報）へ地域福祉に関する記事の掲載をしていますが、地域のコミュニティに参加したことがある割合は減少しています。しかし、地域福祉ワークショップから、あいさつ

を活発に行うことなどで地域づくりを推進したいと考える市民も多いことが分かります。

★ 中間年度見直しによる施策の方向性

- 各種福祉活動をPRするなどして、活動に対する住民の関心を高めます。
- 地域で活動する団体を支援して、地域での活動に参加する機会を増やします。

★ 国の「これから地域福祉のあり方に関する研究会」の考え方

「■住民主体を確保する条件があること

- 住民の地域福祉活動が活発に行われている地域をみると、住民自ら地域の活動計画を策定し、それを市町村地域福祉計画に反映する取組みが進められている。住民は地域活動を担うと同時に、地域の生活課題をよく知る者としてそれらを集約し、活動の中で得た自分たちの考えを市町村の福祉に関する決定に反映させることによって、活動をさらに発展させている。」としている。

「■ 適切な圏域を単位としていること

- 地域福祉活動では、地域に生活する住民にしかみえない生活課題や、身近でなければ早期発見しにくい課題に取組むことになる。したがって、地域福祉の活動は自ずとそのような課題がみえるような、小さな圏域を単位として行われることになる。地域の生活課題を発見するためには、いわばお互いに顔のみえる環境づくりが必要であり、それができるような圏域が自ずと地域福祉活動の圏域となる。
- 住民の地域福祉活動が活発に行われている地域をみると、市町村の中で重層的に圏域が設定され、例えば、
 - (1) 班、組といわれるような近隣の単位で見守り等の活動
 - (2) それよりも大きな圏域である自治会・町内会の単位でサロン活動や防犯・防災活動
 - (3) さらに大きな圏域である校区で、地域福祉に関わる者の情報交換や連携の場（プラットフォーム）の設定、住民の地域福祉活動に対する専門家による支援、地域福祉計画の作成や市町村地域福祉計画作成への参画
 - (4) さらに市町村の支所の圏域、そして市町村全域と圏域が広がるにつれて、より専門的な支援や公的な福祉サービスの提供、広域的な企画、調整といった活動が行われている例がみられる。そして、最も身近な圏域で発見された地域の生活課題が、より広い圏域で共有化され、対応の検討を通して新たな活動の開発につながっている。」としている。

(2) 世代間交流の促進

☆ 平成17年度の施策の方向等

現状

◇ 核家族化や少子化が進む中で、世代間交流が少なくなっていますが、地域等で実施する各種の交流事業などを通じて、子どもから高齢者まで世代を越えてふれあえる機会を確けています。

課題

◆ 世代間の交流は、支え合いの地域づくりを進めていく上でも、また子育てや高齢者の生きがい活動の一環としても重要であるため、より多くの市民の参加や事業の継続的な実施が必要です。

施策の方向

○ 世代間交流事業の促進を図るとともに、世代間交流の意識啓発に努めます。

地域福祉ワークショップで話し合われた内容について

32 地区で開催したワークショップのうち、世代間交流の促進につながるテーマ「世代間の交流をもっとしたい」は、16 地区で選択されています。そのうち、2 地区の内容の一部を紹介します。

■ 見前地区で話し合われた、地域住民ができる取組手順の例

□ 【タイトル】地域で顔見知りを多くして、地域の伝統文化を継承していくこう！

① まず、地域で趣味の会をつくって、集まりを持ち、顔見知りになることから始めましょう。

② 次に、集会所や公民館等を活用し、世代の違う人たちがおこなう行事を企画しましょう。

③ 最後は、みんなが「地域」を共通とする伝統芸能の盛り上げを図りましょう。

■ 上田地区で話し合われた、地域住民ができる取組手順の例

□ 【タイトル】近所の顔がわかる地域に！

① 世代間の交流を活発にするにはどうしたらいいか、地域で話し合いを持ちましょう。

② まずは、ご近所の住民の顔を知り、地域に顔を覚えてもらいましょう。

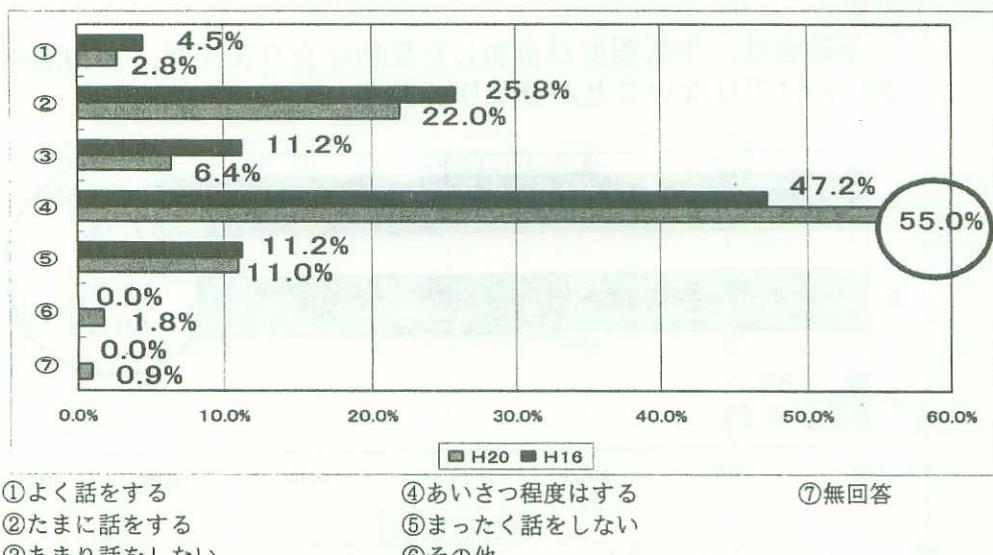
③ 趣味やスポーツ、伝統芸能などを通じて交流をしましょう。

④ そして、大人と子どもが自然に会話するまちにしましょう。

アンケート調査や事業実績による5年間の振り返り

■ あなたは、近所の大人とどのような付き合いをしていますか。（市民 12 歳以上 18 歳未満）

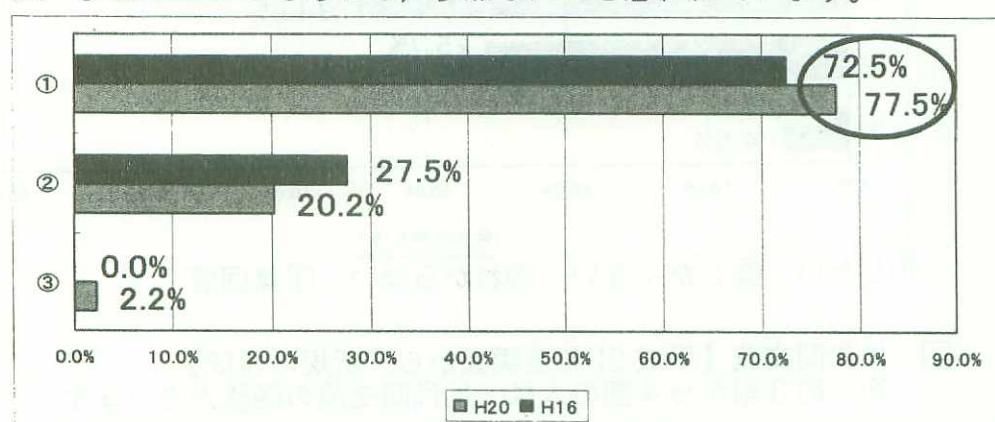
※ 半数以上があいさつをしています。



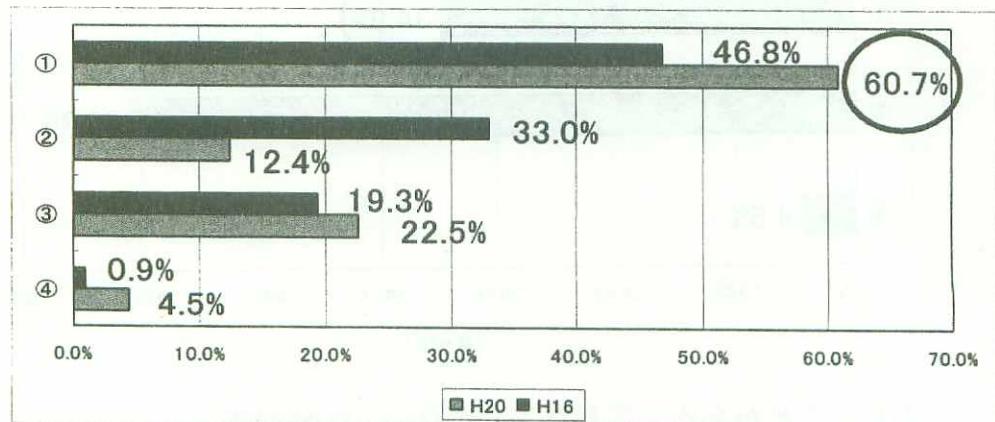
■ 次のような町内の行事に参加したことがありますか。また、今後参加してみたいですか。(市民 12歳以上 18歳未満)

祭り

※ 参加したこともあるし、参加したいと思われています。



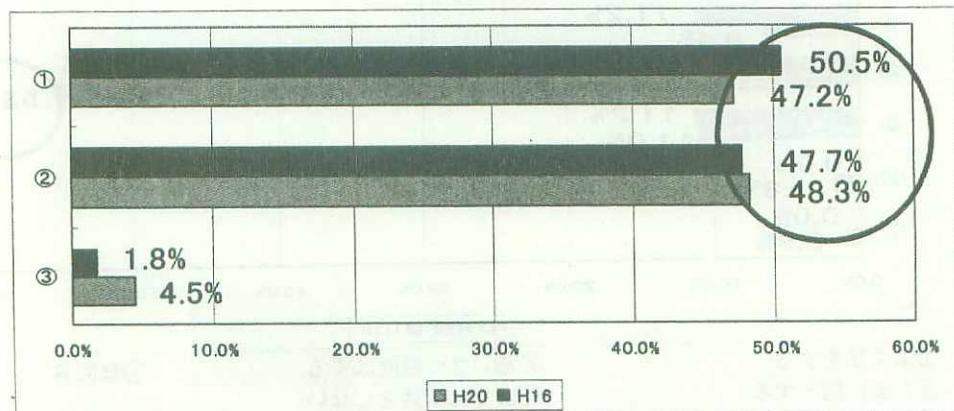
①したことがある ②したことがない ③無回答



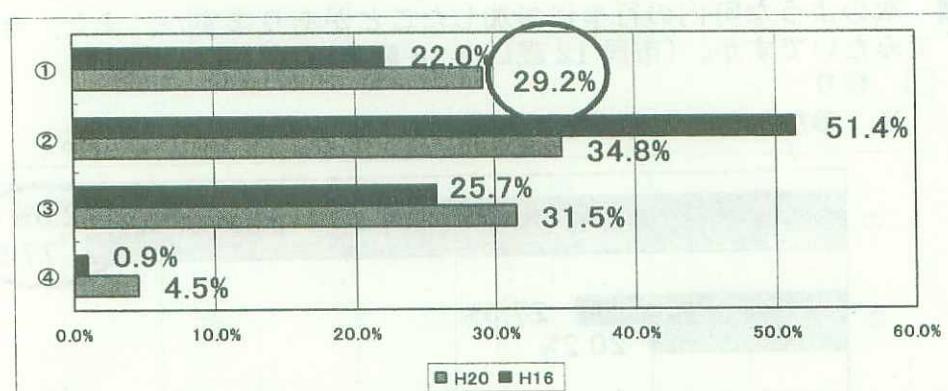
①したい ②したくない ③わからない ④無回答

□ 運動会

※ 運動会は、半数程度が参加した経験はありますが、参加意向が特に強いわけではないことが分かります。



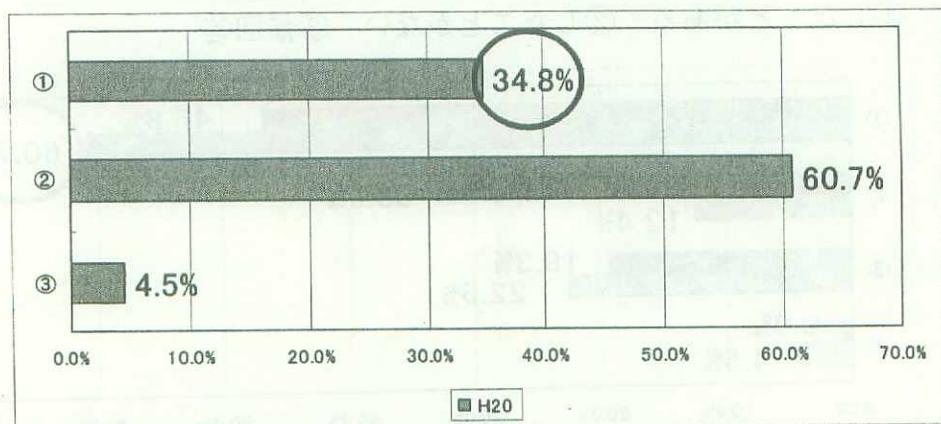
①したことがある ②したことがない ③無回答



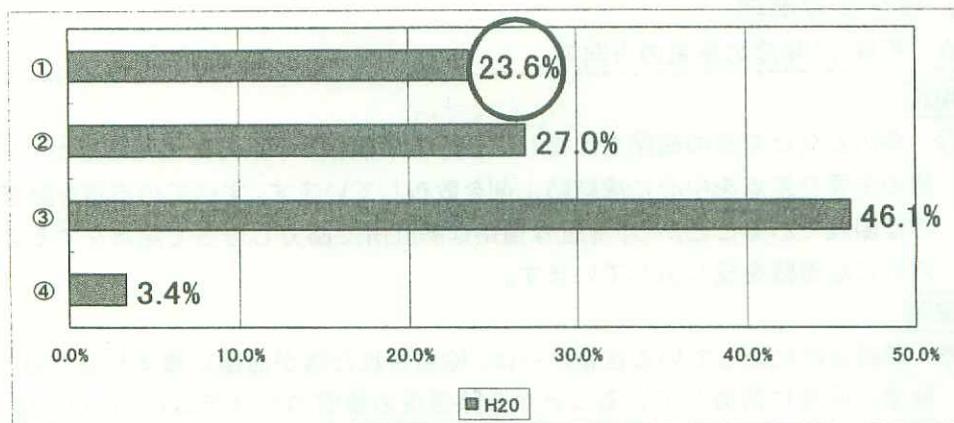
①したい ②したくない ③わからない ④無回答

□ 世代間交流【平成 21 年度調査から、新規の設問】

※ 約 3 割から 4 割の人は、世代間交流の経験があります。

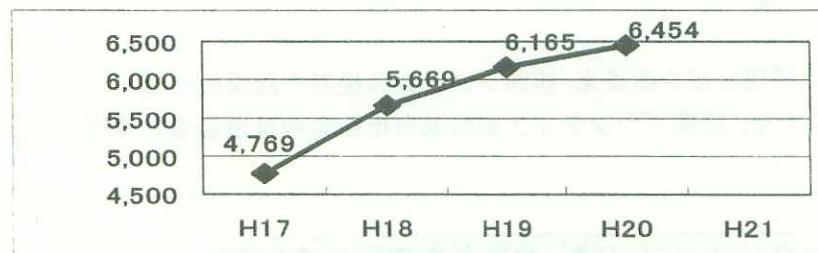


①したことがある ②したことがない ③無回答

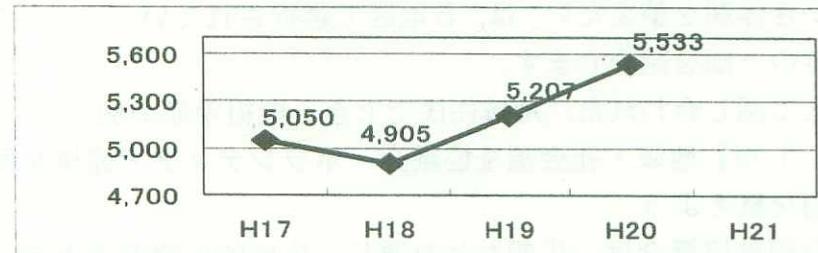


①したい②したくない③わからない④無回答

■ 【実績値】世代間交流事業参加者数



■ 【実績値】高齢者ふれあいの会参加者数



★ まとめ

各地区福祉推進会の事業参加者数は増加していることから、世代間交流は推進されていることが分かります。

また、地域福祉ワークショップでも多く選ばれた、市民の関心が高いテーマです。

★ 中間年度見直しによる施策の方向性

■ 世代間交流の機会を増やすなど、世代間交流に参加しやすい環境づくりを進めます。

★ 国の「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」の考え方

世代間交流については、特に記載がありません。

(3) 雪かきの推進

☆ 平成17年度の施策の方向等

現状

- ◇ 冬の安全な交通の確保を目指し、主要な幹線路線の除雪に当たるほか、バス路線の主要交差点を中心に凍結防止剤を散布しています。すべての市道を除雪するのは困難であることから、身近な道路は隣近所で協力し合って除雪をするよう町内会に除雪機を貸し出しています。

課題

- ◆ 幹線道路に面している世帯からは、除雪された雪が通路に積まれるため、その除雪に非常に苦労していることから除雪後の排雪のシステムについて検討が必要です。また、除雪困難な一人暮らしの高齢者や障がい者世帯等に対して、町内会等地域住民の除雪活動が望まれますが、地域住民だけでは手が回らない状況となっています。

施策の方向

- ◎ 町内会の要望などを踏まえ、排雪システムの検討や除雪機の貸し出しを更に推進します。また、除雪ボランティアの育成を市社会福祉協議会と連携しながら推進します。

地域福祉ワークショップで話し合われた内容について

32 地区で開催したワークショップのうち、雪かきの推進につながるテーマ「地域の雪かき体制を整えたい」は、5地区で選択されています。そのうち、2地区の内容の一部を紹介します。

■ 杜陵地区で話し合われた、地域住民ができる取組手順の例

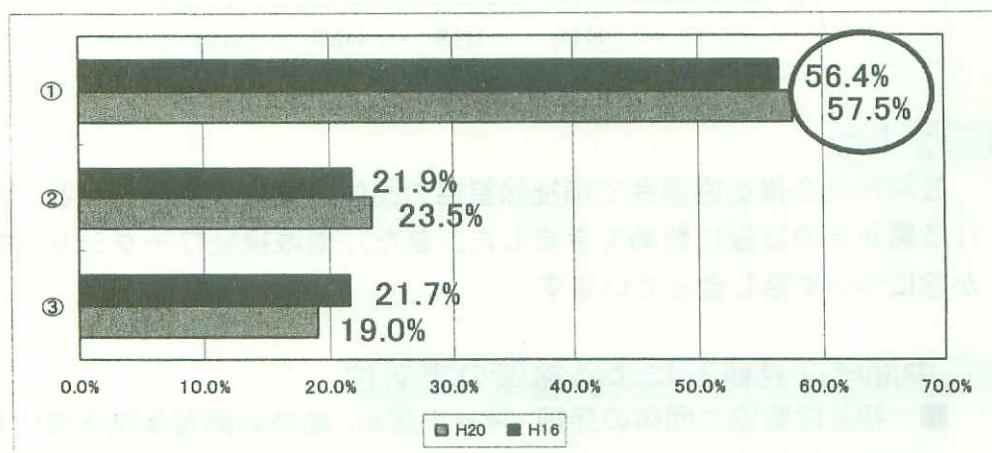
- 【タイトル】地域・社会福祉協議会・ボランティアで連携を取り、雪かき体制を整えよう
 - ① 社会福祉協議会は、広報などを通じ、広域的に雪かきボランティアを募集し、地域の雪かきへ協力する体制をつくります。
 - ② 社会福祉協議会は、ボランティア連絡協議会と連携して、地域で雪かきに協力する体制をつくります。
 - ③ 隣近所の高齢者など除雪支援をおこないましょう。
 - ④ 地域・社協・ボランティアで連携を取り、雪かき体制を整えましょう。

■ 加賀野地区で話し合われた、地域住民ができる取組手順の例

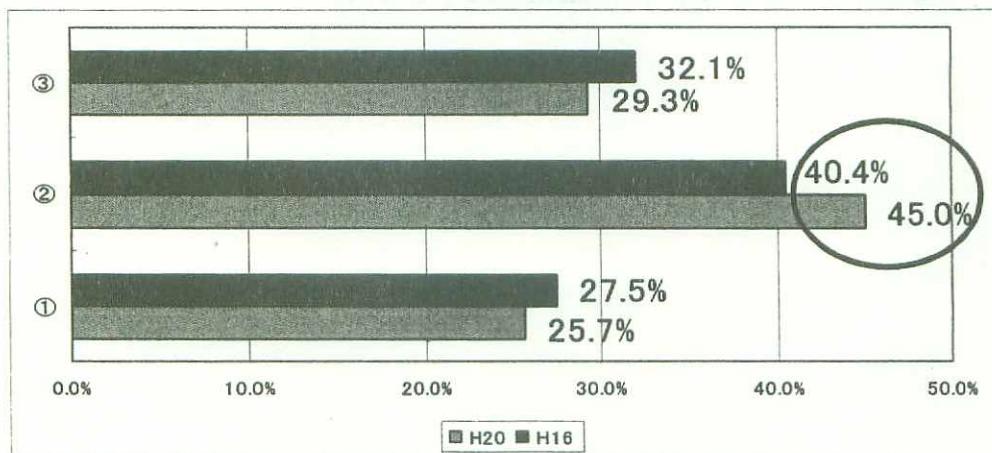
- 【タイトル】ちょっと立ち寄り雪払い。みんなが気軽にボランティア！
 - ① チラシでの周知などを行い、ボランティアによる雪かきの協力体制を整えましょう。
 - ② 中学生や高校生など若い世代に協力を得る取組みをしましょう。
 - ③ みんなが気軽に雪かきの手伝いができる工夫に取組みましょう。

アンケート調査や事業実績による5年間の振り返り

- 隣近所で困っている世帯があった場合、あなたができることは何ですか。
また、隣近所の人に手助けしてもらうとしたらどんなことをしてほしいですか。(雪かきについてのみ抜粋)
- ※ 半数以上の人人が手助けできると回答していますが、自分への手助けはいらないと回答している人の割合も多くなっています。

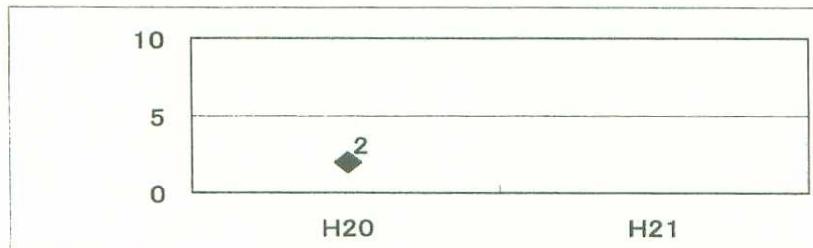


①手助けできる ②手助けできない ③無回答

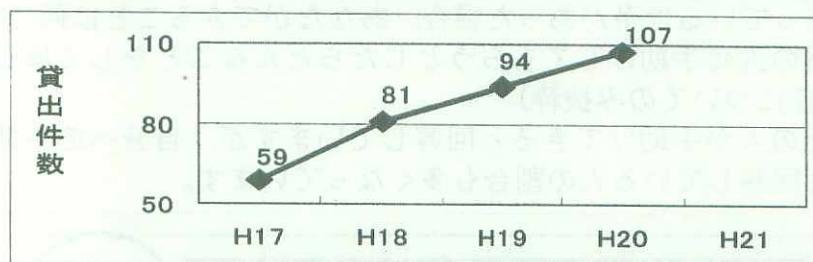


①手助けしてほしい ②手助けはいらない ③無回答

■ 【実績値】福祉除雪協力団体による雪かき実施件数



■ 【実績値】除雪機の貸出件数



★まとめ

盛岡市社会福祉協議会で福祉除雪協力団体の募集を始めるなど、地域における雪かきの支援に努めてきました。また、地域福祉ワークショップでも雪かきについて話し合っています。

★ 中間年度見直しによる施策の方向性

■ 福祉除雪協力団体の発掘・育成を進め、地域の除雪体制を強化します。

★ 国の「これからの地域福祉のあり方に関する研究会」の考え方

雪かきについては、特に記載がありません。

資料編

- 盛岡市地域福祉計画中間年度見直しの経緯
- 中間年度見直しにおいて評価に使用した項目
- 用語解説
- 盛岡市社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員名簿
- 関係法令
- これからの地域福祉のあり方研究会報告（抄）

○ 盛岡市地域福祉計画中間年度見直しの経緯

時期	盛岡市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会	地域福祉計画関係	災害時要援護者の 避難支援対策関係
平成 17 年 4月		地域福祉計画策定（3月）	
平成 18 年 3月		<ul style="list-style-type: none"> ・計画の周知 ・盛岡市社会福祉協議会地域 福祉活動計画策定への支援 ・地域福祉ワークショップの 企画 	(国) 災害時要援護者避難 支援ガイドライン
平成 19 年 2月			
8月		地域福祉ワークショップ	(国) 要援護者に係る情報 の把握・共有及び安否確認 等の円滑な実施について
平成 20 年 4月	中核市移行により 盛岡市社会福祉審議会 を設置		
5月	平成 20 年度第 1 回 地域福祉専門分科会		
12 月		地域福祉計画中間年度見直しに係る 住民アンケート調査	
平成 21 年 1月			
2月	平成 20 年度第 2 回 地域福祉専門分科会		
5月	平成 21 年度第 1 回 地域福祉専門分科会	<ul style="list-style-type: none"> ・地域福祉ワークショップ終了後のモデル地区で の取組み ・災害時要援護者の避難支援対策に取組む町内会 等へのガイドライン策定についての説明 	
10 月	平成 21 年度第 2 回 地域福祉専門分科会		
12 月	平成 21 年度第 3 回 地域福祉専門分科会		
平成 22 年 1月		<ul style="list-style-type: none"> ・パブリック・コメント ・第 23 回盛岡市玉山区地域協議会 	
2月	平成 21 年度第 4 回 地域福祉専門分科会		

資料編

○ 中間年度見直しにおいて評価に使用した項目

第1章 人と人との支え合いにより、安心して暮らせるまち

1 福祉教育の推進

NO	項目	項目の説明	項目を確認できる事業
1	「あなたは、身の回りでボランティア活動が活発に行われていると感じますか。」「感じる。」と答えた割合	市民の生活実感や市政に対する満足度などを把握し、施策の進み具合を適切に評価するとともに、これから事業展開に役立てる目的としたアンケートで、年1回実施しているものです。	盛岡市まちづくり評価アンケート
2	「あなたは、この1年間にボランティア活動をしたことがありますか。」「ある。」と答えた割合		
3	ボランティア養成研修事業参加者数	高校生ボランティアスクール、初心者向けボランティア入門講座、盛岡市ボランティアまつり「ふれあい広場」などが実施されています。	ボランティアの養成研修(盛岡市社会福祉協議会)
4	高校生ボランティアスクール参加者数	高校生ボランティアスクールの参加者数です。(上記ボランティア養成研修事業参加者数の内数です。)	
5	介護教室、医療・保健講座事業参加者数	地区福祉推進会が行う、高齢者自らの健康管理や在宅介護に関する技術を習得する機会の取組みについて支援を行っています。	介護教室事業及び医療・保健講座事業(盛岡市社会福祉協議会)
6	認知症サポーターの人数	国で平成17年度から開始した「認知症を知り地域をつくる10ヵ年」構想の一環である「認知症サポーター100万人キャラバン」は、「認知症サポーター」を全国で100万人養成することを目標に推進されています。	認知症サポーター100万人キャラバン

2 生活環境の整備 (1)生活環境の整備

NO	項目	項目の説明	項目を確認できる事業
1	施設のバリアフリー化(ユニバーサルデザイン化)を行った件数	公共施設(市有)について、毎年調査を行い把握するもの	公共施設(市有)のバリアフリー化対応状況調
2	地域における高齢者サロンの設置数	盛岡市社会福祉協議会への委託事業で、地域福祉コーディネーターが、高齢者と地域住民との交流や情報交換、生活相談の拠点となる高齢者サロンの設置・運営を行います。(数の把握を始めたのは平成21年9月。)	高齢者サロンコーディネート事業(盛岡市社会福祉協議会)

2 生活環境の整備 (2)災害時の体制整備

NO	項目	項目の説明	項目を確認できる事業
1	災害時要援護者名簿へ登録した人の割合	近年の自然災害による高齢者等の被災状況を踏まえ、主に、民生委員へ依頼した調査結果をもとに災害時要援護者名簿を作成するものです。作成した名簿は、自治会長・町内会長等と共有します。(地域支援者の登録割合を確認できるのは、平成21年からです。)	
2	登録者に対する地域支援者の割合		
3	災害時要援護者名簿の取扱いに関する協定の締結率		
4	地域支え合いマップ(福祉マップ等)作成数	近年の自然災害による高齢者等の被災状況を踏まえ、主に、民生委員へ依頼した調査結果をもとに災害時要援護者名簿を作成するものです。作成した名簿は、自治会長・町内会長等と共有します。(名簿の他に、災害時要援護者等が表示された地図を作成する場合があります。把握を始めたのは、平成18年度からです。)	災害時の要援護者避難支援事業
5	災害時要援護者避難支援個別計画作成数	近年の自然災害による高齢者等の被災状況を踏まえ、主に、民生委員へ依頼した調査結果をもとに災害時要援護者名簿を作成するものです。作成した名簿は、自治会長・町内会長等と共有します。(災害時要援護者個人の避難場所等が記載された個別計画は、平成21年度現在は未策定です。)	
6	自主防災組織の結成率	「自分達の地域は自分達で守る」という地域住民の隣保互助の精神に基づく地域の防災力を向上させるため、盛岡市町内会連合会との協働で、市民の皆様による自発的な自主防災組織の結成を進めています。	自主防災組織育成事業

3 人材・事業の育成 (1)地域福祉に関連する人材の育成

NO	項目	項目の説明	項目を確認できる事業
1	ボランティア養成研修事業参加者数	高校生ボランティアスクール、初心者向けボランティア入門講座、盛岡市ボランティアまつり「ふれあい広場」などが実施されています。	ボランティアの養成研修(盛岡市社会福祉協議会)
2	ボランティア登録者数	グループ及び個人によるボランティア登録が行われています。	ボランティアへの登録(盛岡市社会福祉協議会)

3 人材・事業の育成 (2)福祉に関連する事業の育成

NO	項目	項目の説明	項目を確認できる事業
1	NPO(法人格を取得していない市民活動団体やボランティア団体及び町内会・自治会等を含む)との協働事業数	NPO法人や法人格を取得していない市民活動団体やボランティア団体町内会・自治会等と「共通の目的に対して、それぞれが個別に活動するよりも高い成果を上げるために、お互いの特性を認識し、尊重しあいながら、対等な立場で協力して活動するもの」を調査しています。	協働事業調査

資料編

第2章 福祉サービスが利用しやすいまち

1 福祉サービスの基盤整備 (1)サービスの充実(2)サービスの質の向上

NO	項目	項目の説明	項目を確認できる事業
1	アンケート調査「障がい者が安心して生活できるまちづくりや暮らし・福祉サービスの取組み」について、満足している割合		
2	アンケート調査「高齢者が積極的に社会参加できる取組みや高齢者福祉サービスの利用しやすさ」について、満足している割合		
3	アンケート調査「生活保護や医療給付など生活の自立を支援する取組み」について、満足している割合	市民の生活実感や市政に対する満足度などを把握し、施策の進み具合を適切に評価とともに、これらの事業展開に役立てることを目的としたアンケートで、年1回実施しているものです。	盛岡市まちづくり評価アンケート
4	アンケート調査「安心して産み・育てられる子育て支援の取組み」について、満足している割合		
5	アンケート調査「地域づくりへの取組み」について、満足している割合		

2 サービス利用を支援するシステムの構築 (1)相談体制の充実(2)権利擁護事業の推進(3)相談・苦情対応の推進

NO	項目	項目の説明	項目を確認できる事業
1	アンケート調査「地域づくりへと人が支えあう地域福祉づくりへの取組み」について、満足している割合	市民の生活実感や市政に対する満足度などを把握し、施策の進み具合を適切に評価とともに、これらの事業展開に役立てることを目的としたアンケートで、年1回実施しているものです。	盛岡市まちづくり評価アンケート
2	アンケート調査「市町村の区域ごとに法務大臣から委嘱された人権監視委員が配置され、人権相談や人権啓発など人権醸成のための活動を行っていることを知っている市民の割合」		
3	民生委員・児童委員への相談件数	地域福祉の推進の実現にはさまざまな機関や人々の参加が必要とされます。民生委員・児童委員は、住民の生活状態の把握、援助を必要とする者に対する相談・助言、福祉サービスに関する情報提供等を行っているものです。	民生委員活動事業
4	地域包括支援センター、介護支援センターへの相談件数	地域支援事業は、介護予防事業、包括的支援事業及びその他の事業で、被保険者が要介護状態又は要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援するために行なう様々な事業です。	地域支援事業中の相談件数
5	成年後見制度に関する相談件数	成年後見制度に関する相談件数	地域支援事業中の成年後見制度に関する相談
6	日常生活自立支援事業の実利用者人数	認知症、知的、精神障がい等により日常生活上の判断が十分にできない方の日常的金銭管理や福祉サービスの利用手続きなどの援助を行なうものです。	日常生活自立支援事業(盛岡市社会福祉協議会の受託事業)
7	心配ごと相談、結婚相談、高齢者就労相談の件数	市民が抱えているさまざまな問題について、相談所相談員が相談に応じ、問題解決のために助言を行っている事業です。	相談事業(盛岡市社会福祉協議会)

2 サービス利用を支援するシステムの構築 (4)関係機関の連携の推進

NO	項目	項目の説明	項目を確認できる事業
1	NPO(法人格を取得していない市民活動団体やボランティア団体及び町内会・自治会等を含む)との協働事業数	NPO法人や法人格を取得していない市民活動団体やボランティア団体町内会・自治会等と「共通の目的に対して、それぞれが個別に活動するよりも高い成果を上げるために、お互いの特性を認識し、尊重しあふながら、対等な立場で協力して活動するもの」を調査しています。	協働事業調査
2	NPO団体のうち、「保健・医療・福祉の増進を図る活動」を行うこととなっている団体数	定款に記載される特定非営利活動の種類は、第1号 保健・医療又は福祉の増進を図る活動 第2号 社会教育の推進を図る活動	団体の定款(市で把握しているもの)
3	ボランティア登録者数	グループ及び個人によるボランティア登録が行われています。	ボランティアへの登録(盛岡市社会福祉協議会)

3 情報提供体制の整備

NO	項目	項目の説明	項目を確認できる事業
1	盛岡市ホームページ ウェブもりおか(保健福祉部)へのアクセス数	ウェブもりおかにおいて、保健福祉部各課の情報発信を行っています。	ホームページの公開(盛岡市)
2	盛岡市社会福祉協議会ホームページへのアクセス数	社会福祉協議会の活動をホームページとしてインターネット上に公開。また、各種サービスの申請書等をホームページに登録し、利用者の便宜を図っています。	ホームページの公開(盛岡市社会福祉協議会)

資料編

第3章 みんなが地域活動に参加するまち

1 ボランティア・NPO・事業者との協働

NO	項目	項目の説明	項目を確立できる事業
1	NPO(法人格を取得していない)市民活動団体やボランティア団体及び町内会・自治会等を含む)との協働事業数	NPO法人や法人格を取得していない市民活動団体やボランティア団体内会・自治会等「共通の目的」に対して、それぞれが個別に活動するよりも高い成果を上げるために、お互いの特性認識、尊重しあいながら、対等な立場で協力して活動するものを調査しています。	協働事業調査
2	ボランティアの交流 情報交換への参加人数	社協行事協力、福祉行事協力、施設活動 在宅支援活動 その他の活動への協力人数	ボランティアの交流情報交換(盛岡市社会福祉協議会)
3	ボランティアの協力人数	社協行事協力、福祉行事協力、施設活動 在宅支援活動 その他の活動への協力人数	ボランティアへの協力(盛岡市社会福祉協議会)

2 地域活動の推進 (1)地域活動への参加の促進

NO	項目	項目の説明	項目を確立できる事業
1	アンケート調査「地域のコミュニティ活動に参加したことのある割合」	市民の生活実感や市政に対する満足度などを把握し、施策の進み具合を直面で評価するとともに、これまでの事業展開に役立てることを目的としたアンケートで、年1回実施しているものです。	盛岡市まちづくり評価アンケート
2	地区活動センター、老人福祉センター、児童センター等利用者数	老人福祉センター等の管理運営を行う事業で、平成18年度から指定管理者制度がなっています。高齢者に健康で元気な生活を営んでいたぐらくを目的に、相談・健診・教養の向上及びレクリエーションのため等の便宜を総合的に供与しています。	老人福祉センター管理運営委託事業等
3	ふれあいシルバーサービス事業参加者数	高齢者が地域住民とのふれあい活動を通して、健康保持や生きかたを高めるために、地区福祉推進会が行う事業を支援したり、高齢者自らの健康管理等に関する技術を習得する機会の取組みについての支援を行います。	ふれあいシルバーサービス事業(盛岡市社会福祉協議会)
4	老人クラブ数	老後の生活を健全で豊かなものとし、高齢者福祉の増進を目的として活動している老人クラブを育成する事業です。	老人クラブ活動促進事業

2 地域活動の推進 (2)世代間交流の促進

NO	項目	項目の説明	項目を確立できる事業
1	世代間交流事業参加者数	地区福祉推進会が実施する世代間交流事業(木木田子作り、卓球・餅つき等)へ支援するものです。	世代間交流事業(盛岡市社会福祉協議会)
2	高齢者ふれあいの会参加者数	地区福祉推進会が実施する、1人暮らし、高齢者世帯、虚弱高齢者を対象とした高齢者ふれあい座談会・給食会へ支援するものです。	高齢者ふれあいの会(盛岡市社会福祉協議会)

2 地域活動の推進 (3)雪かきの推進

NO	項目	項目の説明	項目を確立できる事業
1	福山除雪協力団体による雪かき実施件数	ひとり暮らし高齢者や障がい者世帯等、除雪が困難な世帯を対象に、福山除雪協力団体が日常生活に支障がある範囲の雪かき活動を行とともに、範囲外の除雪を希望する世帯には有償の団体を紹介するものです。	福山除雪(盛岡市社会福祉協議会)
2	除雪機の貸出件数	盛岡市立町内会・小型除雪機貸し出す事業(道路除雪事業の一部)及び盛岡市社会福祉協議会玉山支所が玉山区の自治会へひとり暮らしの世帯等の除雪活動を支援するために除雪機を貸し出す事業です。	道路除雪事業(道路管理課)及び除雪機貸し出し事業(盛岡市社会福祉協議会)

○ 用語解説

- ・ **障がい者福祉計画（しょうがいしゃふくしけいかく）**
障がい者のための施策の基本的な計画で、障害者基本法に基づく計画。
- ・ **高齢者保健福祉計画（こうれいしゃほけんふくしけいかく）**
介護保険事業計画の内容を包含するものとして作成し、高齢者の政策全般にわたる計画。介護保険事業計画との調和が保たれたものであることが求められるので、両計画を一体的に策定する場合もある。
- ・ **介護保険事業計画（かいごほけんじぎょうけいかく）**
介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画。
- ・ **次世代育成支援対策推進行動計画（じせだいいくせいしょんたいさくすいしんこうどうけいかく）**
次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される社会の形成に資することを目的とする行動計画。
- ・ **健康21プラン（けんこう21ぶらん）**
市民一人ひとりが自らの生活習慣を改善し、健康づくりに積極的に取り組み、健康寿命を延伸することを目指した21世紀の健康づくり計画。
- ・ **ワークショップ（わーくしょっぷ）**
論議など一方的な知識伝達のスタイルではなく、参加者が自ら参加・体験し、グループの相互作用の中で何かを学びったり創り出したりする、双方向的な学びと創造のスタイル。
- ・ **ノーマライゼーション（のーまらいゼーしょん）**
障がい者を一般社会から隔離及び排除することなく、社会全体が障がい者自身の人格を尊重して、障がい者が一般社会に普通に参加する機会を拡大して、障がいの有無に関係なく平等に生きようとする運動。
- ・ **福祉サービス（ふくしざーびす）**
第一種・第二種社会福祉事業のことで、子ども・障がい者・高齢者などを対象としており、大きく施設福祉サービス（特別養護老人ホーム、身体・知的・精神障害者更生施設、児童養護施設など）と在宅福祉サービス（ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイなど）二つに分けられる。
- ・ **ボランティアコーディネーター（ぼらんていあこーでいねーたー）**
ボランティア活動を推進する中核的機関（ボランティアセンター等）、団体（住民参加団体、社会教育施設、企業社会貢献推進室、学校等）、社会福祉施設において、ボランティア活動推進のための企画、情報収集・提供、相談・支援、研修、調査研究、連絡調整、活動プログラム開発などを総合的に行う専門職。ボランティア活動を「したい人」と「してほしい人」とを結ぶパイプ役であり調整役。

- ・ **排雪システム（はいせつしすてむ）**
冬期間の歩行空間を確保するために、除雪後の道路端の雪を効率的に排雪する方策。
- ・ **地域包括支援センター（ちいきほううかつしえんせんたー）**
介護予防支援事業、総合相談支援事業、高齢者虐待防止・権利擁護事業、包括的継続的支援事業の4つの事業を一体的に実施する施設であり、高齢者の総合相談窓口となる。
- ・ **介護支援センター（かいごしえんせんたー）**
地域包括支援センターの機能のうち、高齢者の初期相談窓口を担うセンターであり、地域包括支援センターへつなぐ役割を持つ。
- ・ **介護支援専門員（かいごしえんせんもんいん）**
ケアマネジャーともいう。要介護者または要支援者からの相談に応じ、その心身の状況や本人・家族の希望などを踏まえたうえで、適切な介護サービスが利用できるよう、市町村及び在宅介護サービス事業者、介護保険施設などの連絡調整を行う者で、都道府県知事の証明書の交付を受けた者。
- ・ **ケアマネジャー（けあまねじゅー）**
「介護支援専門員」
- ・ **ケアマネジメント（けあまねじめんと）**
要援護者やその家族が社会生活を送るうえで困っている生活上の問題と、地域に散在している様々な社会資源（サービス提供者）とを結びつける方法、機能。
- ・ **第三者評価（だいさんしゃひょうか）**
事業者の提供するサービスの質を当事者（事業者及び利用者）以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価すること。
- ・ **成年後見制度（せいねんこうけんせいど）**
認知症（痴呆）や知的障がいなどのために判断能力が不十分な人（認知症高齢者・知的障がい者・精神障がい者等）について、家庭裁判所の判断によって、本人に代わって契約等を行う代理人等、本人を補助する者を専任したり、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合にそれを取り消すことができるようになるとなどにより、本人を保護するための制度で、これまでの禁治産・準禁治産を全面的に改正したもの。（平成11年12月法改正、平成12年4月施行）
- ・ **地域福祉権利擁護事業（ちいきふくしけんりようごじぎょう）**
認知症（痴呆）、知的障がい、精神障がい等によって判断力の低下した人が、自立した地域生活を送ることができるように、福祉サービスの利用援助を行うことにより、その人の権利を擁護することを目的とした事業。

○ 盛岡市社会福祉審議会地域福祉専門分科会委員名簿

(五十音順、敬称略)

委員氏名	所 属 団 体	備 考
上野 理恵子	盛岡市PTA連合会副会長	
及川 愛子	盛岡市ボランティア連絡協議会副会長	
桑島 博	盛岡市社会福祉協議会会长	
西郷 賢治	盛岡市身体障害者協議会理事長	
田中 尚	岩手県立大学社会福祉学部准教授	専門分科会長
奈良 洋二	盛岡市老人福祉施設連絡協議会会长	
西山 麻由美	子育てサークル(どろんこキッズ代表)	
沼宮内 忠	公募委員	
藤村 黙	盛岡市町内会連合会副会長	会長職務代理者
村上 清雄	盛岡市地区福祉推進会会长連絡会会长	
村山 美栄子	盛岡市民生児童委員連絡協議会運営委員	
柳田 勇	玉山区自治会連絡協議会会长	

(任期：平成20年4月1日から平成23年3月31日)

○ 関係法令

地方自治法（抄）

（昭和23年法律第67号）

第2条第4項

市町村は、その事務を処理するに当たつては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。

社会福祉法（抄）

（昭和26年法律第45号）

（目的）

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービス利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もって社会福祉の増進に資することを目的とする。

（福祉サービスの基本的理念）

第3条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（福祉サービスの提供の原則）

第5条 社会福祉を目的とする事業を経営する者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければならない。

(福祉サービスの提供体制の確保等に関する国及び地方公共団体の責務)

第6条 国及び地方公共団体は、社会福祉を目的とする事業を経営する者と協力して、社会福祉を目的とする事業の広範かつ計画的な実施が図られるよう、福祉サービスを提供する体制の確保に関する施策、福祉サービスの適切な利用の推進に関する施策その他の必要な各般の措置を講じなければならない。

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

(都道府県地域福祉支援計画)

第108条 都道府県は、市町村地域福祉計画の達成に資するために、各市町村を通ずる広域的な見地から、市町村の地域福祉の支援に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「都道府県地域福祉支援計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民その他の者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 市町村の地域福祉の推進を支援するための基本の方針に関する事項
- 2 社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
- 3 福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

(注) 第107条及び第108条は、平成15年4月1日から施行

○ これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告（抄）

※ 厚生労働省社会・援護局の求めに応じ平成19年10月に設置され、以来11回にわたって議論が重ねられたもの。

I はじめに

II 現状認識と課題設定

○社会の変化

- ・少子高齢化の進行と従来の安心のシステムの変容
- ・地域社会の変化

○地域における多様な福祉課題

- ・公的な福祉サービスだけでは対応できない生活課題
- ・公的な福祉サービスによる総合的な対応が不十分であることから生じる問題
- ・社会的排除の対象となりやすい者や少数者、低所得者の問題
- ・「地域移行」という要請

○地域で求められていること

- ・安心、安全の確立
- ・次世代を育む場としての地域社会の再生

○住民の自己実現意欲の高まり

- ・住民の自己実現意欲の高まりと地域参加

○これからの福祉施策における地域福祉の位置付け

○福祉・医療政策の施策の動向

- ・近年の福祉制度改革
(高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉、在宅医療の推進)
- ・近年の福祉施策の方向性
 - ① 利用者本位の仕組み
 - ② 市町村中心の仕組み
 - ③ 在宅福祉の充実
 - ④ 自立支援の強化
 - ⑤ サービス供給体制の多様化

III 地域福祉の意義と役割

- 地域における「新たな支え合い」(共助)を確立する
- 地域で求められる支え合いの姿
- 地域の生活課題に対応する
- 住民が主体となり参加する場
- ネットワークで受け止める

地域社会の再生の軸としての福祉

IV 地域福祉を推進するために必要な条件とその整備方策

- 住民主体を確保する条件があること
- 地域の生活課題発見のための方策があること
- 適切な圏域を単位としていること
- 地域福祉を推進するための環境
 - ・情報の共有
 - ・活動の拠点
 - ・地域福祉のコーディネーター
 - ・活動資金
- 核となる人材

市町村の役割

V 留意すべき事項

V 留意すべき事項

- ・多様性を認め、画一化しない
- ・地域がもっている負の側面
- ・情報の共有と個人情報の取扱い

VI 既存施策の見直しについて

○見直しの対象

- 検証と見直しの観点
- 個別の既存施策の検証、見直し
 - ・地域福祉計画
 - ・民生委員
 - ・ボランティア活動
 - ・社会福祉協議会
 - ・福祉サービス利用援助事業
 - ・生活福祉資金貸付制度
 - ・共同募金

地域における「新たな支え合い」を求めて —住民と行政の協働による新しい福祉—（概要）

I はじめに

検討の経緯

- 本研究会は、「地域社会で支援を求めていいる者に住民が気づき、住民相互で支援活動を行う等地域住民のつながりを再構築し、支え合う体制を実現するための方策」について検討するため設置。

いま、地域福祉を議論することの意義

- 公的な福祉サービスは、分野ごとに整備され、高齢者福祉や障害者福祉の分野では、質、量とも飛躍的に充実。
- 地域には、
 - ・ 「制度の谷間」にある問題
 - ・ 多様なニーズについて、全てを公的な福祉サービスでは対応できない
 - ・ 複合的な問題に対し公的サービスが総合的に提供されていない
 - ・ 社会的排除などの問題がある。
- 「団塊の世代」が退職年齢に達し、新たに地域の一員として入ってくる。住民が地域での活動を通じて自己実現をしたいというニーズは高まってきている。
- 地域の生活課題に取り組むことは、取り組む者の自己実現につながるだけでなく、支援される者にとっても地域で自己を実現し、尊厳ある生活が可能となるもの。
- 地域における身近な生活課題に対応する、新しい地域福祉のあり方を検討することが、緊要な課題。

II 現状認識と課題設定

社会の変化

(少子高齢化の進行と従来の安心のシステムの変容)

- 少子高齢化が進む中、公的な福祉サービスだけで要支援者への支援をカバーすることは困難。
- (地域社会の変化)
- 地域の連帯感が希薄化し、特に大都市での地域社会の脆弱化は顕著。中山間部では限界集落等の問題。

福祉・医療施策の動向

(近年の福祉施策の方向性)

- 近年の福祉制度改革の方向性は、
 - ・ 利用者本位
 - ・ 市町村中心
 - ・ 在宅福祉の充実

- ・ 自立支援の強化
- ・ サービス供給体制の多様化。
(医療制度改革の動向)
- 近年の医療制度改革の動向は、
 - ・ 平均在院日数の短縮
 - ・ 療養病床の再編
 - ・ 在宅医療の推進。

地域における多様な福祉課題

(公的な福祉サービスだけでは対応できない生活課題)

- 軽易な手助けなど制度では拾いきれないニーズ、「制度の谷間」にある者、問題解決能力が不十分で公的サービスをうまく利用できない人、孤立死等身近でなければ早期発見が困難な問題など。
- (公的な福祉サービスによる総合的な対応が不十分であることから生じる問題)
 - 複合的な問題のある事例など。
(社会的排除の対象となりやすい者や少数者、低所得の問題)
 - ホームレス、外国人、刑務所出所者など
(「地域移行」という要請)
 - 地域生活に移行する障害者を支える仕組みが必要。

地域で求められていること

(安心、安全の確立)

- 安心、安全の確立が住民の地域での暮らしの大前提であり、地域社会活性化のためにも喫緊の課題。
(次世代を育む場としての地域)
- 子どもが生まれ、育つ場としての地域がその機能を十分には果たしていない状況。次世代を育む場として地域社会の再生が必要。

住民の自己実現意欲の高まり

- 自己実現や自己啓発を果たしたいという住民の意欲が高まっている。
- 地域社会は「ワーク・ライフ・バランス」(仕事と生活の調和)を実現する場でもある。
- 団塊の世代が退職年齢を迎え、地域を中心とした生活を送る者が急増していく。
- ボランティア活動を通じて社会に参加し、自己実現したいと考える人も増えてきた。

これからの福祉施策における地域福祉の位置付け

- 現行の仕組みでは対応しきれていない多様な生活課題に対応するため、地域福祉をこれからの福祉施策に位置付けることが必要。これは、住民の自己

実現意欲にも応えるもの。

III 地域福祉の意義と役割

地域における「新たな支え合い」(共助)を確立

- 基本的な福祉ニーズは公的な福祉サービスで対応する、という原則を踏まえつつ、地域における多様なニーズへの的確な対応を図る上で、成熟した社会における自立した個人が主体的に関わり、支え合う、「新たな支え合い」(共助)の拡大、強化が求められている。
- ボランティアやNPO、住民団体など多様な民間主体が担い手となり、地域の生活課題を解決したり、地域福祉計画策定に参加したりすることは、地域に「新たな公」を創出するもの。
- 市場、行政、非営利セクターがそれぞれの弱点を補い合い、住民の生活課題に対応することが必要。
- 市町村は、住民の福祉を最終的に担保する主体として、公的な福祉サービスを適切に運営。
- また、市町村は、住民との協働の相手方として、以下の役割。
 - ・ 住民の地域福祉活動のための基盤を整備
 - ・ 専門的な支援を必要とする困難な事例に対応
 - ・ 住民の地域福祉活動と公的な福祉サービスとのつながりを改善

地域で求められる支え合いの姿

- 支援を必要とする人を「〇〇ができない人」としてとらえる、これまでの福祉の考え方を転換する。
- 地域で求められるのは、支援を必要とする人自らの内にある生きる力が引き出されるような、エンパワメントとしての支援。
- 地域における福祉活動では、ある人が常に支援する側になるのではなく、支援者と被支援者が入れ替わることもある。

地域の生活課題に対応する

(幅の広い福祉概念)

- 地域福祉の福祉概念は、暮らしのあらゆる場面で起こりうる生活課題に対応する、幅の広いもの。
(方法や対象をあらかじめ限定せず生活課題に対応する)
- 方法や対象をあらかじめ限定することなく、生活課題に対して柔軟に対応。
(予防、早期発見、早期対応)
- 最初に住民が近隣のちょっとした変化に気づき、課題として共有し解決したり、専門家や行政に通報し公的な福祉サービスにつなげる。

住民が主体となり参加する場

- 住民たちが自分たちの発想で、主体的に活動に取り組んでいることそのものが活動の原動力。

- 住民による地域福祉活動は、社会貢献、自己実現の場でもある。

ネットワークで受け止める

(近隣の関係)

- 近隣の日常的な関係は、生活問題の発見やいざというときの手助けにつながる基本。

- 支援を必要とする者の側にも「当事者力」の強化が求められる。

(地縁団体と機能的団体の関係)

- 自治会・町内会などの地縁団体とNPO、ボランティアなどの機能的団体とは、目的や組織、運営は異なるが、地域における支え合いの担い手という点で共通。

- 両者の協働のメリットは大きい。

(行政や事業者・専門家と住民との関係)

- 互いに相手の特性を生かしながら、協働する相手。

- 生活課題の情報を共有し、困難な事例や専門的な対応を要する課題、公的な福祉サービスで対応することが適当な課題は、行政・事業者や専門家が対応。

地域社会再生の軸としての福祉

- 住民が地域の生活課題に対する問題意識を共有し、解決のため協働することは、人々のつながりの強化、地域の活性化につながる。

- 地域福祉は、地域社会の再生の軸になりうる。

IV 地域福祉を推進するために必要な条件とその整備方策

住民主体を確保する条件があること

- 住民が地域活動を担うと同時に、地域の生活課題を住民が集約し、福祉に関する決定に反映させることができることが、成功している地域での実例。

- 市町村も、施策の形成や地域福祉計画の策定に当たり、住民の意思を反映させる仕組みを整備することが必要。

地域の生活課題発見の方策があること

- 地域の生活課題には見えにくいものも多く、どのように見つけるかが重要。
- 地域の住民が、生活の中で近隣の様子の変化に気づいたり、サロンやサークル活動などの多様な活動を展開することを通じて、地域の生活課題を発見。

適切な圏域を単位としていること

- 地域の生活課題を発見するためには、お互いに顔のみえる環境づくりが必要。
- 住民の地域福祉活動が活発に行われている地域をみると、市町村の中で重層的に圏域を設定。
- 身近な圏域で発見された地域の生活課題が、より広い圏域で共有、対応の

検討を通して新たな活動の開発につながる。

地域福祉を推進するための環境

(情報の共有)

- 地域で発見された生活課題を解決につなげるためには、関係者間での情報共有が重要。
- 地域福祉に圈域各レベルで、関係者のネットワークを形成し、地域の生活課題を共有。

(活動の拠点)

- 住民が積極的に地域福祉活動を続けるためには、拠点となる場所が不可欠。
(地域福祉のコーディネーター)
- 住民の地域福祉活動を支援するため、市町村が、一定の圏域に地域福祉のコーディネーターを整備。コーディネーターの役割は、次の通り。
 - ・ 専門的な対応が必要な事例への対応
 - ・ ネットワークづくり
 - ・ 地域に必要な資源の開発

(活動資金)

- 現在の地域福祉活動は、共同募金の配分金や、社会福祉協議会の会費からの交付金・補助金等によっている。
- 住民の地域福祉活動の資金は住民自ら負担するか、自ら集めることが原則。
- 必要な資金を継続的に確保するためには、資金を地域で集めることができる仕組みが必要。

核となる人材

- 安定的かつ継続的な地域福祉活動には、活動の核となる人材が必要。
- PTA や青少年団体など、福祉に限らず他の様々な分野に見いだしていくことも必要。
- 子育て家庭などの若い世代への働きかけも重要。

市町村の役割

(総合的なコミュニティ施策の必要性)

- 防災・防犯、教育・文化・スポーツ、就労、公共交通・まちづくり・建築など、幅広い視点から、従来の福祉の枠にとらわれない、総合的なコミュニティ施策が必要。

(公的な福祉サービス提供と地域福祉活動の基盤整備)

- 公的な福祉サービスを適切に提供するとともに、住民の地域福祉活動の基盤を整備するため、
 - ・ 地域福祉計画への住民の新たな支え合いの位置付け
 - ・ 計画策定に当たっての住民参加の仕組みづくり
 - ・ 圈域の設定
 - ・ コーディネーターや拠点の整備等が求められる。

- 財源も確保すべき。国も市町村への支援が求められる。
- 公的な福祉サービスと地域で発見された問題とがうまくつながるよう、公的な福祉サービスの見直しや運用の弾力化が必要。
- 国も、施策の設計や実施に当たって、市町村への配慮が求められる。

V 留意すべき事項

多様性を認め、画一化しない

- 本報告書で示している圏域設定などの提案は、あくまでも基本的な考え方を示したもの。
- それぞれの地域での多様な展開が望まれる。

地域がもっている負の側面

- 地域社会とのつきあいが煩わしく感じられたり、時として個人の生活に抑圧的にはたらいたりする側面もある。
- 解決のためには、住民の意識が変わることが不可欠であり、人権意識を高めるとともに、機能的団体や地域の外の専門家なども活動に呼び込み、地域を常に開かれた場とすることが重要。

個人情報の取扱い

- 地域における生活課題を発見し、解決につなげていくには、関係者の情報の共有が不可欠。
- 現在、個人情報保護を巡って「過剰反応」といわれる状況が一部にみられる。
- 個人情報保護法は一定のルールの下での個人情報の適切な利用は否定しておらず、行政機関は冷静に判断し、地域福祉の推進に必要な個人情報を積極的に関係機関と共有することが必要。

VI 既存施策の見直しについて

検証と見直しの観点

- 地域福祉は、従来の福祉の枠を大きく超えるものであり、防犯・防災、教育・文化、住宅・まちづくり等幅広い分野との連携が必要。
- 公的な福祉サービスについても、地域福祉の視点に立ち、制度や運用の弾力化、改善が必要。
- 社会福祉法や民生委員法などで規定されている現行の地域福祉に関する施策についても、新しい地域福祉の推進のため、整合性がとれるよう見直すべき。
- 見直しの観点は以下の3つ。
 - ・ 住民主体を進める。
 - ・ 「新しい支援」の概念に立つ。
 - ・ これからの地域福祉を進める条件に適合する。

地域福祉計画

- 住民主体の地域福祉活動を推進するものとなるよう、次の事項を盛り込むべきではないか。
 - ・ 地域の生活課題の発見方策
 - ・ 圏域の設定
 - ・ 情報の共有
 - ・ 地域福祉活動の担い手や拠点
 - ・ 資金の確保
 - ・ 災害時要援護者への支援 など
- 市町村内に圏域を設定した場合、圏域ごとに「地区福祉計画」を策定し、市町村地域福祉計画に位置づけるべきではないか。
- 住民参加を一層徹底すべきではないか。

民生委員

- 福祉委員等との役割分担の明確化、住民とともに活動しやすい環境の整備をすべきではないか。
- 選任の基盤を拡大し、より幅広い住民に担い手を求めるべきではないか。
- 名称については、役割や時代にマッチした名称の検討も必要との意見があった一方、堅持すべきとの意見もあった。
- 委嘱方式も見直すべきという指摘がある一方、大臣からの委嘱が民生委員自身のやる気につながっているとの意見もあった。

ボランティア活動

- 自己実現意欲を充足し、社会に新たな支え合いを実現するというボランティアの意義を再確認することが必要ではないか。
- 住民たちが日頃の近所づきあいの中で行っている活動もボランティア活動であることを、明確にすべきではないか。
- ボランティアセンターのマッチング機能強化、コーディネーター配置推進も必要ではないか。
- 住民による地域福祉活動を支援する団体として位置付けるべきではないか。

社会福祉協議会

- 新しい地域福祉推進に役立つ組織として、住民主体となる方向で、機能、組織を見直すべきではないか。
- 名称も検討する必要があるという意見があった一方、名称の検討は組織、機能の見直しの結果必要があれば行うものという意見もあった。

福祉サービス利用援助事業

- 判断能力が不十分でサービス利用の能力に欠ける者を支援する事業であり、身近な住民によって発見されたニーズがつながることが重要ではないか。

- 住民の地域福祉活動を支援する事業として、より積極的に活用されるよう見直すべきではないか。

生活福祉資金貸付制度

- 低所得者への経済的支援策であり、地域福祉のツールとして明確に位置付ける必要があるのではないか。
- 活用状況について、地域差や制度のPR不足、手続きの煩雑さなどの問題があるのではないか。
- 国民へのPR、名称の検討、総合的相談機能の付加、手続の迅速化・簡素化、新たな生活課題に即応した資金種類の新設も重要ではないか。

共同募金

- 民間福祉活動の財源として、大きな役割を果たしてきたが、平成7年度をピークに募金額は減少傾向。
- 地域福祉の観点からは、地域福祉活動の自主財源であることを明確にし、寄付金は、集めた住民が自らの地域福祉活動のために使用することを基本とすべきではないか。
- この観点から、募金集約や配分の仕組み、組織、募金の実施方法も見直すべきではないか。
- より広い年齢層から募金を集めるため、「赤い羽根」を付けるやり方や「共同募金」という名称についても検討すべきとの指摘もあった。

「これから地域福祉のあり方に関する研究会報告書」は、
厚生労働省 社会・援護局のホームページから閲覧することができます。

○ホームページアドレス

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2008/03/s0331-7.html>

盛岡市災害時要援護者 避難支援ガイドライン

【基本編】

【活動編】

目 次

【基本編】

第1 ガイドラインの概要	1
1 目的	1
2 構成	1
3 管理運営	1
4 進捗状況の管理	2
第2 災害時要援護者避難支援に係る基本的な考え方	3
1 避難支援を受ける対象者	3
2 避難支援時の役割分担と支援体制	4
3 関係機関との連携	6
4 他の計画との関係	7
○ 盛岡市災害時要援護者 避難支援ガイドラインによる取組みイメージ図	8

【活動編】

第1 要援護者避難支援についての役割分担	9
第2 要援護者の把握	10
1 要援護者の特定	10
2 要援護者の情報共有	10
第3 災害発生時の情報の伝達	13
1 支援者への伝達	13
2 要援護者への伝達	13
第4 避難誘導と安否確認	14
1 避難経路の確認と避難誘導の方法	14
2 要援護者の安否確認	14
第5 避難場所における支援	15
1 被災した要援護者への支援	15
2 災害情報、応急対策の伝達	15
3 本部や各避難所等との情報共有	15
4 福祉避難所の設置	15

第6 地域防災力の強化	16
1 地域支援体制の整備	16
2 地域における支援体制のイメージ	17
3 避難支援訓練の奨励	18
4 要援護者避難支援に係る理解の促進	19
5 災害に備えた環境の整備促進	19
第7 避難支援プラン個別計画の策定	21
1 個別計画策定の取組み	21
2 策定した個別計画の取扱い	21
3 その他	21

【基本編】

第1 ガイドラインの概要

1 目的

このガイドラインは、災害時要援護者（以下「要援護者」と略す。）の避難支援施策に係る市の基本的な考え方を示すとともに、避難支援に関わる全ての人々の活動の指針となることを目的とします。

ここ数年の大規模災害は、特に65歳以上の高齢者等を巻き込んでの被害となっており、要援護者支援は、被害を最小に抑えるための重要な課題となっています。そのため、市では、要援護者の避難支援対策として、平成19年4月に「盛岡市災害時要援護者の台帳登録等に関する要綱」を定め、町内会や自主防災組織等に対する災害時要援護者名簿の提供を行うなど、地域との協働による取組みを進めています。

また、国からは「災害時要援護者の避難支援ガイドライン（改訂版）」（平成18年4月）及び「災害時要援護者対策の進め方」（平成19年4月）が示され、当市においても、秋雨前線に伴う大雨災害（平成19年9月）や岩手・宮城内陸地震（平成20年6月）が発生し、自然災害に備えた対策への関心が高まるなど、体系的かつ実践的な避難支援対策の構築が求められていることから、策定するものです。

2 構成

災害時における要援護者避難支援施策に係る市の基本的な考え方を示した「基本編」と、体系的かつ実践的な避難支援活動を示した「活動編」により構成することとします。また、市内の各地区での取組事例をまとめた「事例編」を別途、作成するものとします。

3 管理運営

ガイドラインは保健福祉部地域福祉課において管理し、要援護者に係る避難支援活動の促進に活用します。また、地域での取組みを推進しながら、社会情勢等の変化にも対応するため、必要な内容の追加・変更を行っていくものとします。なお、ガイドライン策定及び追加・変更にあたっては、広く市民から意見を聴くとともに、関係部局との調整を図り、盛岡市社会福祉審議会地域福祉専門分科会に意見を求めることがあります。

4 進捗状況の管理

このガイドラインによる取組みについては、次の6つの項目により進捗状況を管理します。

- (1) 災害時要援護者候補者のうち、登録した人の割合
 ア 現状値 46.3%（平成21年8月末現在）
 イ 算出方法 $(\text{登録者人数}) \div (\text{候補者人数}) \times 100$
- (2) 災害時要援護者登録者に対する地域支援者の登録割合
 ア 現状値 49.8%（平成21年10月中旬現在）
 イ 算出方法 $(\text{支援者が居る登録者人数}) \div (\text{登録者数}) \times 100$
- (3) 災害時要援護者名簿の取扱いに関する協定の締結率
 ア 現状値 91.1%（平成21年9月末現在）
 イ 算出方法 $(\text{協定を締結している町内会数}) \div (\text{登録者が居る町内会等数}) \times 100$
- (4) 自主防災組織の結成率
 ア 現状値 59.4%（平成21年10月中旬現在）
 イ 算出方法 $(\text{自主防災組織に加入している世帯数}) \div (\text{市内世帯数}) \times 100$
- (5) 地域支え合いマップ（福祉マップ等）作成件数
 ア 現状値 57件（平成21年10月中旬現在）
 イ 算出方法 アンケート調査等により把握できたマップを作成した町内会等の数
- (6) 災害時要援護者避難支援個別計画作成件数
 ア 現状値 0件（平成21年10月中旬現在）
 イ 算出方法 個別計画（後述）の作成件数

第2 災害時要援護者避難支援に係る基本的な考え方

1 避難支援を受ける対象者

国のガイドラインでは「災害時要援護者」とは「必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々」として、一般的に高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊婦等を挙げるとともに、対象者の範囲については、現在の各市町村の取組状況等を勘案し、重点的・優先的に進めていくことが重要であるとしています。

のことから、盛岡市では「盛岡市災害時要援護者の台帳登録等に関する要綱」により支援を必要とする人を定め、必要に応じて見直していくこととしています。

【盛岡市災害時要援護者の台帳登録等に関する要綱（抄）】

（平成19年4月18日市長決裁）

（登録対象者）

第3 台帳に登録する対象者は、現に市内に在宅で居住し、次の要件に該当する者で災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの一連の行動をとるのに支援を必要とするもの（以下「災害時要援護者」という。）とする。

- (1) 75歳以上の者だけで構成される世帯の構成員
- (2) 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第1項の厚生労働省令で定める区分が要介護3から5までである者
- (3) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の身体障害者手帳の交付を受けている者で当該身体障害者手帳に記載されている障害の級別が視覚障害1種1級又は2級、聴覚障害1種2級及び肢体不自由1種1級から3級までのもの
- (4) 知的障害者療育手帳交付規則（昭和49年岩手県規則第57号）第2条の療育手帳の交付を受けている者
- (5) 難病患者
- (6) その他市長が援護を必要と認める者

なお、盛岡市地域防災計画では、要援護者の対象を乳幼児、高齢者、障がい者、妊産婦及び傷病者等としています。また、在任外国人や外国人旅行者への対策として、外国語標記の印刷物や避難標識の整備等の環境づくりに努めることとしており、次の2施設を外国人収容避難場所として指定しています。

- (1) 岩手県国際交流センター（盛岡駅西通一丁目7番1号）
- (2) 上田公民館（上田四丁目1番1号）

2 避難支援時の役割分担と支援体制

大規模災害の教訓として、発生直後は、行政機関より要援護者に身近な地域住民の支援が最も効果的ということが報告されています。阪神・淡路大震災では、瓦礫の下から救出された人の95%の人々は、地域の住民により救出されたと言われており、こうしたことからも、市と地域の住民が役割を分担し、要援護者の安否確認や避難誘導する仕組みをつくり上げていくことが重要です。

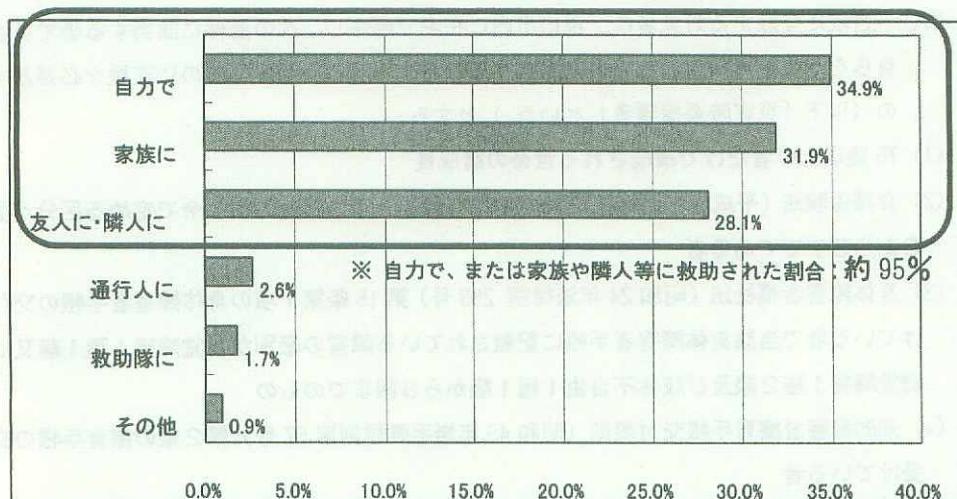
【自主防災組織の手引き（消防庁）より】

ささえあう関係づくりが地域の防災機能を高める

多くの犠牲者を出した平成7年1月の阪神・淡路大震災では、普段からの近隣や地域社会とのつながり、結びつきがきわめて重要であることが再認識されることになった。

(社)日本火災学会の「兵庫県南部地震における火災に関する調査報告書」によれば、自力または家族や近所の住民によって救出された割合は90%を超えていた。

図 生き埋めや閉じ込められた際の救助



資料：(社)日本火災学会「兵庫県南部地震における火災に関する調査報告書」

また、発災後の活動では、震源地に近く全半壊の建物が8割と甚大な被害を受けたにも関わらず、普段からの見守りネットワーク活動が機能し、さらには近隣同士の助け合い、消防団の活躍により、発災当日の午後3時すぎには全員の安否確認が終了した旧北淡町富島地区（現淡路市）の例や、地区ぐるみでのバケツリレーによって火災の拡大を食い止めた神戸市長田区真野地区での活動にみられるように、普段から支え合う関係が、大規模災害における犠牲を最小限に食い止めるために大きな役割を果たしている。

こうした例からも、普段から支え合う関係をつくり、地域社会とのつながりを持つことの重要性がみてとれる。

【基本編】

のことから、ガイドラインでは、要援護者自身の災害時への心構えなどの自助、地域における支援体制などの共助、市の取組みの公助の三者による役割分担を基本とします。

(1) 自助

大規模な災害になるほど、近隣全てが被災者という状況が想定されます。

要援護者本人及びその家族の人が、地域の支援者からの助けを待つだけではなく、必要な準備や備えなどの防災意識を持つことが重要です。

(例)

- ・ 隣近所はもちろん、民生委員・児童委員（以下「民生委員」と略す。）、自主防災組織の代表者などを確認しておきます。
- ・ 必要な支援内容を的確に伝えるために、どのような支援が必要かをカード等に記載しておきます。（持病のある人は、かかりつけの病院や病名、処方薬を記載したメモなども）
- ・ 災害時要援護者名簿へ登録の申込を行います。
- ・ 自宅から避難所までの経路を、あらかじめ確認しておきます。
- ・ 飲料水や食糧などを備蓄しておきます。
- ・ 家具や大型の電気製品は、固定器具等を使用して固定しておきます。
- ・ 家具や棚の上に物を置かないなど、落下防止の措置をとっておきます。

(2) 共助

「自分達の地域は自分達で守る」という隣保互助の精神に基づく活動の重要性が再認識されており、日常生活を通じての見守りや防災活動を行うなど、地域における防災情報の収集や関係者との連携を深めておくことが重要です。特に、災害時の情報伝達や避難支援活動などが期待されます。

(例)

- ・ 自治会、町内会、自主防災組織による防災訓練
- ・ 民生委員による見守り活動
- ・ 災害時要援護者台帳に係る地域支援者*（以下「支援者」と略す。）としての登録

* 地域支援者とは、台帳登録を希望する人に対する普段からの見守りや、災害時に一緒に避難したりする等の支援に心がけていただく人です。

(3) 公助

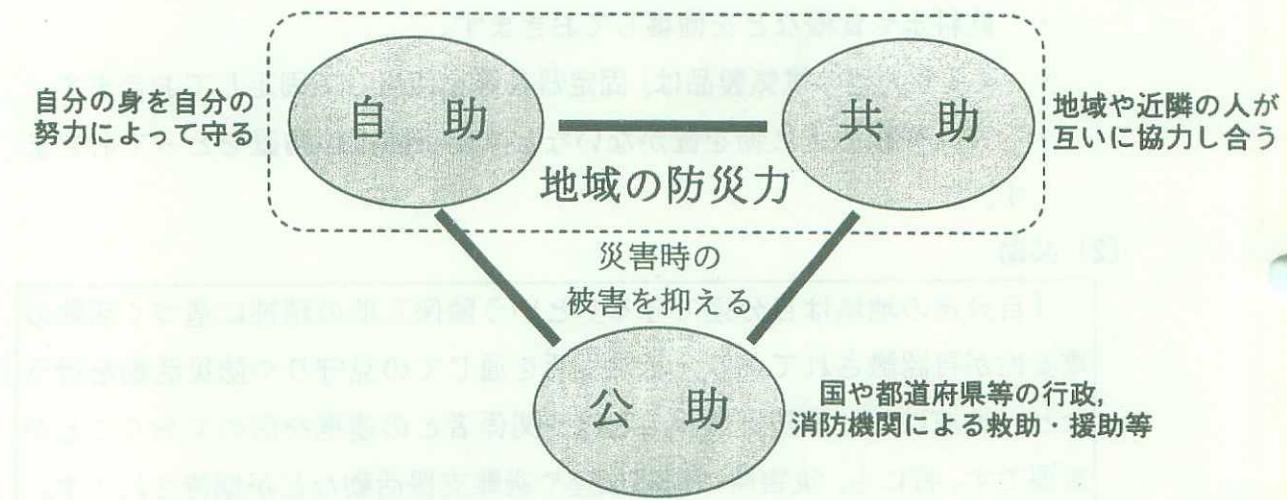
要援護者の避難支援対策を進めるためには、高齢者や障がい者等に関する情報や災害情報の共有により、市民と連携して対応することや、避難訓練等を通した避難所の運営能力の向上が重要です。

また、避難所の運営等にあっては、保健師や手話通訳者等の専門ボランティアによる支援が不可欠なことから、盛岡市社会福祉協議会など、ボランティアの窓口となる関係機関との連携体制を構築しておくことが重要となります。

(例)

- ・ 要援護者の把握（支援を必要とする者の把握、地域との情報共有）
- ・ 災害情報の伝達
- ・ 避難誘導と安否確認
- ・ 避難場所における支援
- ・ 地域防災力の強化（避難支援訓練や地域支え合いマップ作成の奨励）

イメージ図 自助・共助・公助（自主防災組織の手引き（消防庁）より）



3 関係機関との連携

要援護者の避難支援にあたっては、消防関係者はもとより、福祉関係者など、関係機関との連携が重要であり、平常時から、医療・保健関係者、福祉関係団体、警察、消防との情報交換を密にするなど、災害発生時の協力体制の構築に向けた活動を進めていきます。

国では、近年の大規模災害の対応を踏まえ、民間との協力体制の確立、特

【基本編】

にも、介護のノウハウを持つ、社会福祉施設や介護サービス事業者との連携による要援護者の災害時受け入れ体制の構築を進めています。

当市でも、寝たきりの高齢者や体の不自由な人など援護を必要とする人を対象とした「災害時要援護者収容避難場所」には、これまで、老人福祉センターや公民館を充用してきましたが、平成20年度に新たに民間の軽費老人ホームを指定するなど、社会福祉施設等との連携を強めています。

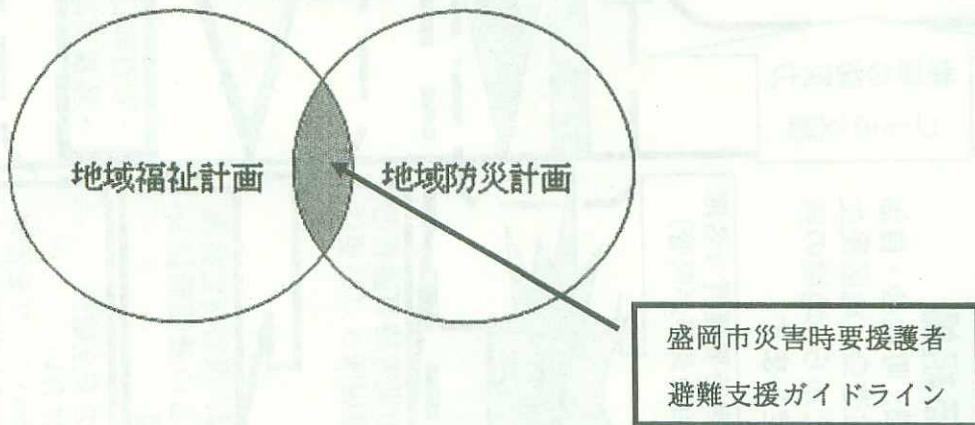
また、地域防災計画の中で、災害時における避難場所や生活物資の供給など、民間事業者との連携も進んでおり、現在、車椅子の搬送可能な車両の提供協定についても協議を進めています。

4 他の計画との関係

このガイドラインは、盛岡市地域防災計画及び盛岡市地域福祉計画に基づき、整合性を確保するものとします。

特に、盛岡市地域防災計画は、毎年、計画の見直しが行われることから、当該計画に関わる部分の追加・変更に留意するものとします。

【ガイドラインの位置付け】



平常時からの、地域における要援護者の避難支援対策の取組みは、地域における支え合いの仕組みづくりなど、地域福祉の推進にもつながることから、盛岡市地域福祉計画の施策「災害時の体制整備」にも位置付けているものです。

○ 盛岡市災害時要援護者避難支援ガイドラインによる取組みイメージ図

(共助) 地域や近隣の住民が
互いに協力し合う

(自助) 自分の身を自分
の努力によって守る

(公助) 行政、消防機関に
よる救助・援助等

地
域
住
民

地
域
支
援
者

民
生
委
員
・児
童
委
員

町
内
会
等
福
祉
担
当

消
防
団

介
護
事
業
者
な
ど

ボ
ラン
ティ
ア
團
體
な
ど

各
商
店
街
な
ど

●地域のリーダー となる組織

自主防災組織、町内会・自治会、地区福祉推進会、地区民生委員協議会などから、地域の実情に応じて決定します。

- ① 平常時の災害時要援護者名簿
(町内会長・自治会長等が保管)

② 災害発生
(大地震等)

- ③ 災害発生時の災害時要援護者名簿は、指定避難場所へ(必要に応じ、コピー可)

- ④ 災害発生時は、災害時要援護者名簿を要援護者の避難確認及び安否確認に活用

- 自身と家族の安全確保
- 近隣での助け合い
- 名簿や支え合いマップを活用した避難誘導及び安否確認など

災害発生時 (大地震等)

地域の防災力
による支援

●災害時要援護者

- ・隣近所はもちろん、民生委員、自主防災組織などの確認
- ・どのような支援が必要か的確に伝えるためのカードに記載等
- ・避難所や避難経路の確認
- ・飲料水や食糧などの備蓄
- ・家具や大型の電気製品の固定
- ・家具や棚の上に物を置かない等、危険物の落下防止

平常時の情報の共有・連携

連絡先登録など

名簿の提供・事例紹介など

災害発生時の
情報の共有・連携

災害情報の発信、名簿・地図の提供

避難所
担当
市職員

報告

介護事業者等
(平常時) サービスの提供
(災害発生時) 避難所での協力等

名簿登録など

災害時要援護者支援班
(担当: 保健福祉部)

(平常時)
仕組み
づくり

災害発生
(大地震等)

本部長の指示
により救助

●災害対策本部

消防機関等

協
力

社会福祉協議会
災害救援ボランティアセンター本部の設置

(平常時)
仕組みづくりに参加

協
力

協
力

協
力

【活動編】

【活動編】

第1 要援護者避難支援についての役割分担

体系的かつ実践的な避難支援活動を示す「活動編」を整理すると次のようになります。

	平常時	災害発生時
地域の役割	ア 要援護者情報の把握 イ 個別計画の策定（P21 参照） や避難訓練等の実施 ウ 要援護者と地域相互の日ごろからの声かけ エ 防災や要援護者の避難支援活動について、地域のリーダーとなる組織（P16 参照）の決定を含め、情報伝達体制や避難支援体制の構築 オ 災害時要援護者の避難支援に係る個人情報取扱いの周知	ア 要援護者の避難誘導及び安否確認 イ 被災状況及び救出救助要請 ウ 避難所における協力
福祉事業者の役割	ア 通常の業務内における要援護者情報の把握 イ 要援護者の見守り	ア 要援護者に関する特記事項等の情報提供 イ 要援護者の安否確認等への協力 ウ 避難所における協力
市の役割	ア 災害時要援護者名簿の作成及び提供 イ 地域における個別計画の作成及び支え合いマップづくりの支援 ウ 自主防災組織等、地域における支援体制整備の促進支援 エ 災害時要援護者の避難支援に係る個人情報取扱いの啓蒙 オ 福祉避難所の設置、要援護者移送協力等、民間施設や事業者との協力体制の構築 カ その他、要援護者支援体制に関する総合調整	ア 要援護者及び地域のリーダーとなる組織へ、避難情報等の伝達 イ 要援護者の安否確認及び避難所における要援護者の被災状況の把握 ウ 被災者の救援、救護活動 エ 避難所における要援護者対応 オ 物資等の提供 カ 介護施設への情報提供

第2 要援護者の把握

1 要援護者の特定

- (1) 市は、盛岡市災害時要援護者の台帳登録等に関する要綱に基づき、台帳登録対象者を特定します。
- (2) 市は、広報もりおかで調査を実施する旨周知を行うなど、対象と思われる人々に対して制度の説明を行い、民生委員による高齢者世帯調査と同時に調査を行い、1年に1度、台帳を更新することとしています。また、市の窓口においては、隨時、登録受付を行います。
- (3) 市は、盛岡市災害時要援護者台帳登録申込書の提出があった者を災害時要援護者とし、町内会・自治会等へ配布する盛岡市災害時要援護者名簿（以下「要援護者名簿」と略す。）を作成します。
- (4) (2)により要援護者とされた人以外にも援護を必要とする人を把握した場合は、災害時要援護者台帳への登録を促すものとします。

2 要援護者の情報共有

- (1) 前記1で作成された要援護者名簿（名簿には、避難誘導に必要な事項や地域支援者も掲載されます。）を、町内会長・自治会長、自主防災組織の代表者、民生委員、消防団分団長へ提供し、情報共有に努めるものとします。また、名簿配布の際には、個人情報に配慮するものとします。

【盛岡市災害時要援護者の台帳登録等に関する要綱（抄）】

（災害時要援護者名簿）

第8 市長は、毎年1回定期に台帳に基づき自治会又は町内会の区域ごとに災害時要援護者名簿（以下「名簿」という。）を作成し、登録情報（第4第11号を除く。）を当該災害時要援護者が居住する地区の自治会又は町内会の代表者、自主防災組織の代表者及び消防団分団長並びに当該地区を担当する民生委員児童委員並びに消防本部（以下「名簿受領者」という。）に提供するものとする。ただし、登録者が提供を希望しない登録情報は、この限りでない。

2 前項の名簿受領者は、名簿の提供を受けるときは、登録情報の適切な管理及び運用のため、あらかじめ名簿の取扱いに関する協定を締結しなければならない。ただし、法令の規定による守秘義務の義務付けの適用を受けている場合は、この限りでない。

- (2) 要援護者名簿の提供先は(1)のとおり限定されていることから、地域では必要に応じ「地域支え合いマップ」等の作成に取組むものとし、市や社会福祉協議会は、先行事例の紹介などの支援を行うものとします。

【活動編】

(3) 要援護者名簿の提供先について、必要が生じた際には、追加・変更を行っていくものとする。また、登録申込書に平常時からの情報提供への同意を確認する欄を設けることで、地域における日常の声かけなどの一人暮らし高齢者の見守り活動の一助とすることも可能となるものです。

※ 災害対策本部の設置又は同等の対応が必要な災害が発生し、名簿登録を希望していない人の安否確認等が必要となった場合は、消防本部等の関係機関へ、高齢者等の情報を提供するものとします。

【盛岡市個人情報保護条例（抄）】

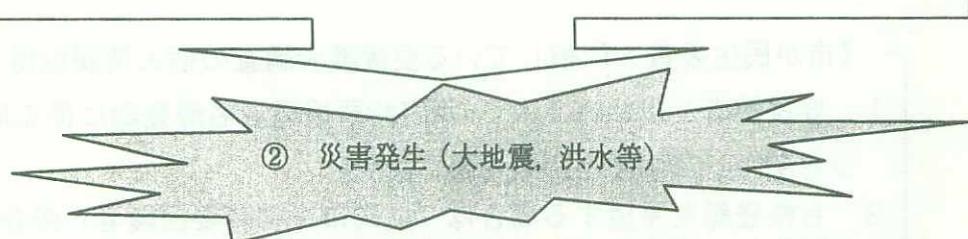
（利用及び提供の制限）

第6条 実施機関は、個人情報を取り扱う目的以外の目的のために、個人情報を当該実施機関内部において利用し、又は当該実施機関以外のものに提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき又は本人に提供するとき。
- (2) 法令等の規定に基づくとき。
- (3) 出版、報道等により公にされている場合において、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- (4) **個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。**
- (5) 実施機関の内部で利用し、又は他の実施機関に提供する場合であって、事務の執行上やむを得ず、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- (6) 国等に対して当該国等の所掌事務の遂行に不可欠な個人情報を提供する場合であって、当該個人情報を提供することにやむを得ない理由があり、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- (7) 前各号に掲げる場合のほか、実施機関が審議会の意見を聴いた上で、公益上の必要その他相当の理由があると認めたとき。

【災害発生時の災害時要援護者名簿の動き】

- ① 平常時の災害時要援護者名簿（町内会長・自治会長等が保管）



- ③ 灾害発生時の災害時要援護者名簿は、指定避難場所へ（必要に応じ、コピー可）

- ④ 灾害発生時は、災害時要援護者名簿を要援護者の避難確認及び安否確認に活用

【活動編】

※ 個人情報の保護に関する法律（平成 15 年 5 月 30 日成立、平成 17 年 4 月 1 日全面施行）が施行されてから、自治会・町内会で名簿を作成すること等に疑問を持たれていますが、内閣府（消費者庁）では、次の見解をホームページに掲載しています。

【個人情報保護法に関するよくある疑問と回答】 (内閣府（消費者庁）ホームページより)

問 NPO 法人や自治会・町内会、同窓会のような非営利の活動を行っている団体も、「個人情報取扱事業者」として、個人情報保護法の規制を受けるのですか。

答 個人情報保護法にいう「事業」とは、一定の目的をもって反復継続的に遂行される同種の行為の総体を指すものであり、営利・非営利の別を問いません。したがって、非営利の活動を行っている団体であっても個人情報保護法の義務規定の対象となり得ます。

ただし、自治会や町内会については、5,000 人を超える者で構成される組織は少ないとから「個人情報取扱事業者」に該当しないことがほとんどであると考えられます。

◎ 個人情報の取得について、おすすめの手順

- 1 目的を明確にします。
- 2 目的を達成するために、必要最小限の情報をします。
- 3 目的を達成するために、適正に管理します。
他に、電話番号は「自宅・携帯」の選択制にする等。

【市が民生委員へ依頼している要援護者調査の個人情報取得手順】

- 1 要援護者と思われる人へ、災害時要援護者名簿登録に係る周知用チラシを配布し、制度の説明を行います。
- 2 台帳登録を希望する場合は「盛岡市災害時要援護者台帳登録申込書」を記入し、提出してもらいます。（同意方式）

【活動編】

第3 災害発生時の情報の伝達

1 支援者への伝達

(1) 広報

テレビ、ラジオ、広報車による情報提供のほか、ホームページ等のインターネットによる情報提供を行います。

(2) 電話

被災地が限定される場合は、該当地域の民生委員、協定を結んでいる自治会長・町内会長、自主防災組織の代表者、支援者への連絡を試みます。

(3) 災害発生時における情報伝達の方法や手段として検討を要するもの

ア 民生委員や支援者等へ電子メールでの連絡

イ 地区福祉推進会の電話連絡網

ウ 包括支援センター等の福祉サービス事業所への連絡

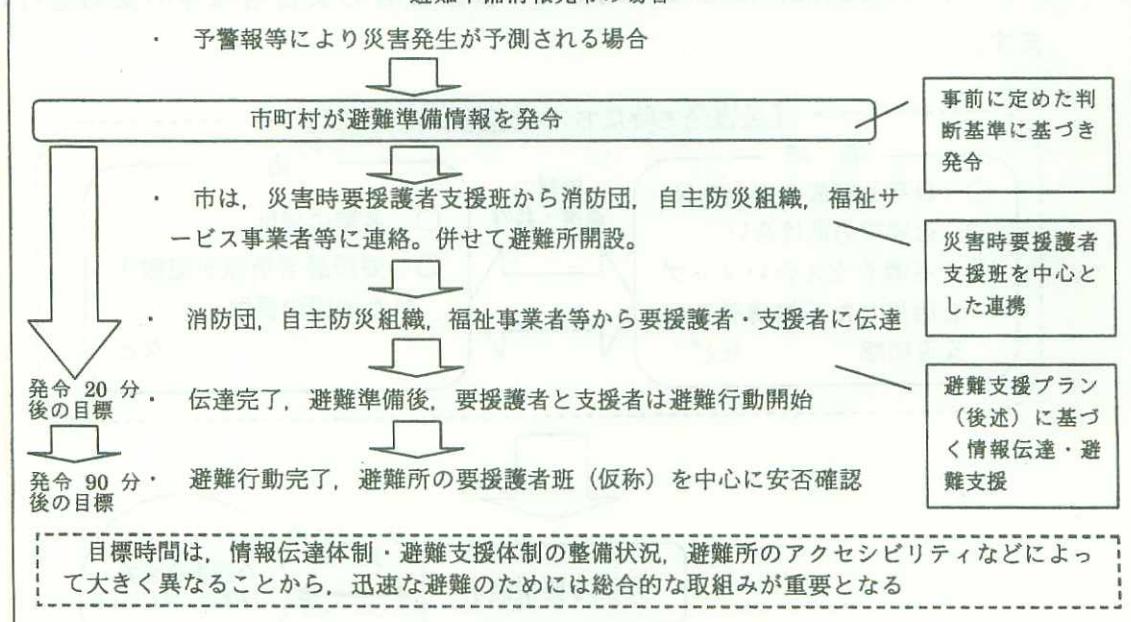
※ 電子メールアドレスが記録された「災害時における情報伝達一覧表」の作成が必要

2 要援護者への伝達

(1) 上記の広報によるもののほか、ファクシミリなど個別計画に記載された方法での情報提供を試みます。

(2) 地域支援者を含む、隣近所の住民による「声かけ」を行います。

【集中豪雨時等における対応イメージ（災害時要援護者の避難支援ガイドラインより）】
避難準備情報発令の場合



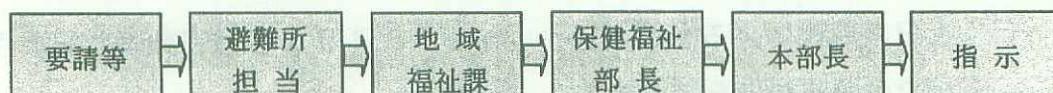
第4 避難誘導と安否確認

1 避難経路の確認と避難誘導の方法

- (1) 避難は原則として徒歩によるものとし、できるだけ集団で行います。
- (2) 夜間や増水なども想定し、危険な箇所を避けた経路とします。
- (3) 平常時から福祉施設や学校施設などの地域資源や狭隘道路などの地域実情を加味し、避難経路の検討を行います。
- (4) 支援者は、地域のリーダーとなる組織と協力し、要援護者の移動手段や誘導方法について事前に決めておきます。

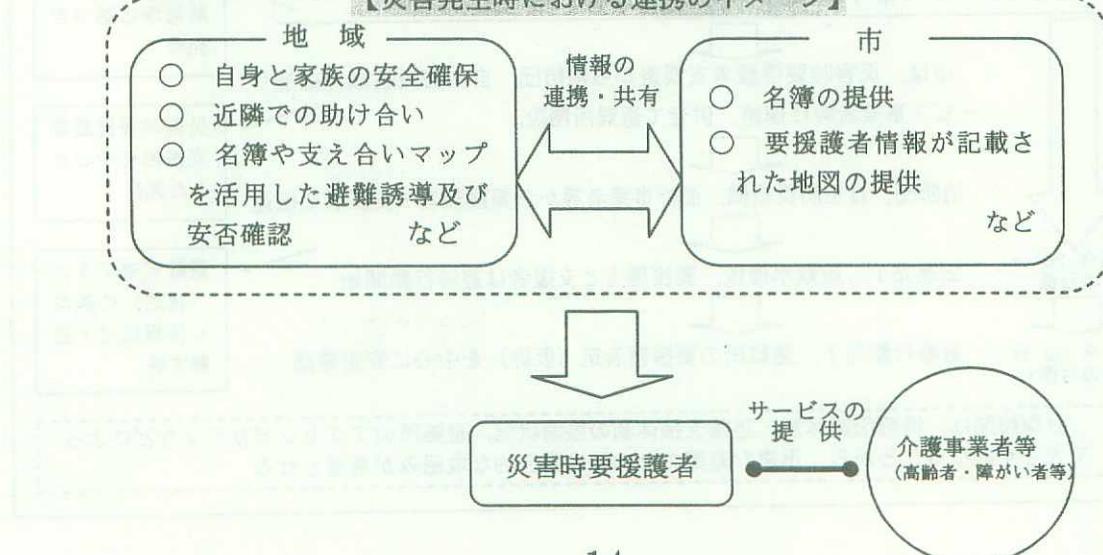
2 要援護者の安否確認

- (1) 名簿の所有者は、各避難場所において民生委員や地域住民と協力し、要援護者名簿及び要援護者が表示された地域支え合いマップ等の地図により、速やかに安否確認を行います。
- (2) 安否確認ができない要援護者がいる場合は、避難所担当の市職員を通して、本部や各避難所等と連絡を取り、所在の確認を行います。また、市は、必要に応じて、消防機関等に救助要請を行います。



- (3) 市は、社会福祉施設等に入所している要援護者の安否確認を行うとともに、施設の被害状況及び負傷者等の情報収集を行います。
- (4) 市は、災害状況に応じて市内全域の要援護者の安否情報等の集約を行います。

【災害発生時における連携のイメージ】



第5 避難場所における支援

1 被災した要援護者への支援

- (1) 要援護者の担当者を定め、福祉事業者（介護サービス事業所等）から情報収集するなど高齢者や障がい者等の福祉ニーズを把握します。
- (2) 必要に応じ、市は、病院や施設への移送の措置を講じます。
- (3) 盛岡市社会福祉協議会の災害救援ボランティアセンター本部に、必要なボランティアを派遣要請します。
- (4) 保健所や災害ボランティア等と連携し、避難場所における相談体制を整備します。

2 災害情報、応急対策の伝達

ラジオはもとより、手話通訳者等のボランティアと連携し、視覚障がい者及び聴覚障がい者との情報伝達システムを整備します。

3 本部や各避難所等との情報共有

情報板を設置し、本部からの情報や他の避難所の状況等をお知らせします。

4 福祉避難所の設置

要援護者の中には、身体介護や健康相談等の特別な配慮が必要とされる人もおり、一般的の避難所とは別に、特別な配慮がなされた避難所（以下「福祉避難所」と略す。）の設置が求められることが想定されます。盛岡市地域防災計画において、災害時要援護者収容避難場所が指定されていますが、福祉避難所には介護施設も適していると思われます。しかし、介護施設における要援護者の受け入れには限界があるため、緊急入所できない人のために、災害時に福祉避難所として協力してくれる施設と協定の締結や、身体介護や健康相談等ができる体制を平常時から整備しておくことで、福祉避難所の確保に努めます。

福祉避難所の設置場所としては、次の例を検討するものとします。

- (1) 市営アパート、かつら荘、つどいの森などの公的な宿泊機能を持つ施設
 - (2) 民間のホテルや旅館
 - (3) 教室・保健室を含め、一般の避難所に要援護者のために区画された部屋
- ※ 福祉避難所が設置された場合は、必要な情報を伝達することとなります。

第6 地域防災力の強化

1 地域支援体制の整備

災害時要援護者の避難支援を継続したものとするために、次のような取組みが考えられます。

- (1) 防災や避難支援活動について、地域のリーダーとなる組織*の決定
※ 消防団、自主防災組織、町内会・自治会、地区福祉推進会、地区民生委員協議会、マンションの管理組合など
- (2) 個別計画を基にした、日頃から、隣近所などで行う見守り活動や声かけなどの取組み
- (3) 地域の活動や行事と防災活動を結びつける取組み

【自主防災組織の手引き（消防庁）より】

地域の活動や行事と結びついた連携の考え方

地域の活動や行事と防災活動と結びつけることによって、防災活動は地域における活動の幅を広げる有効な手法となる場合がある。

例えば、だんじり祭りで有名な岸和田市では、だんじり小屋という拠点や小屋の中にある様々な資機材、さらにはお祭りを支える人的ネットワークといった地域資源を、いざというときに防災への転換可能なハード（拠点）やソフト（ネットワーク）として有効活用し、防災への取組みを進めている地域がある。

このように、地域の行事や活動のなかには、地域防災に結びつくテーマや技術、資源、ネットワーク等、いざという時のための訓練や災害時の活動に転換できるものが数多く備わっている。

こうしたことは、お祭り以外の活動にも、日常的な教育、福祉、環境美化、青少年健全育成等各種の地域活動でもみられ、暮らしと結びついた防災活動は、住民にとっても、普段の活動の延長線上に自主防災活動があるという意識の高揚にも繋がるため、自主防災組織を長続きさせ、活動の活性化にも繋がる効果的な取組みといえよう。



■ 地区運動会（防災競技）に防災の項目を取り入れることで、地域行事に防災活動を結び付けている。（広島県呉市）

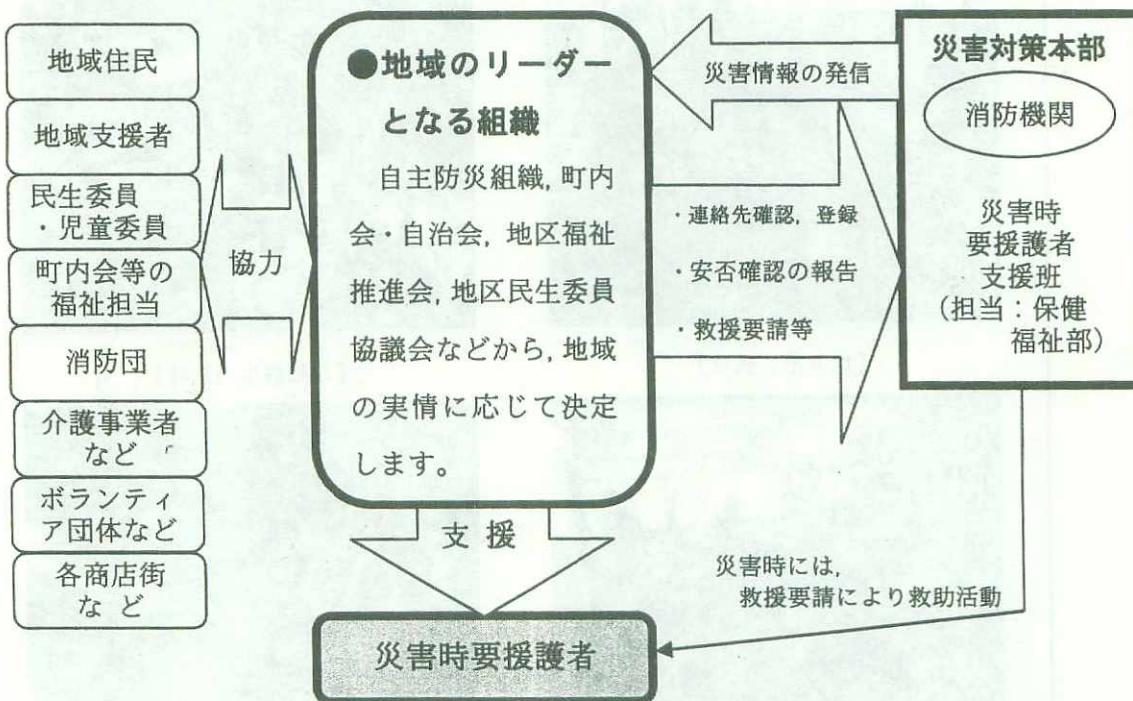
2 地域における支援体制のイメージ

防災や要援護者の避難支援活動について、地域のリーダーとなる組織を決めることにより、前記第1から第5までの取組みが推進されることが期待されます。

体制が整えば、次の取組みを行うことができます。

- (1) 要援護者は、地域福祉課に地域のリーダーとなる組織の代表者及び災害時の連絡先を登録します。<自助>
- (2) 地域福祉課は、登録された連絡先に、災害対策本部から発信する避難勧告等災害情報を発信します。<公助>
- (3) 代表者は、要援護者名簿等を基に地域の要援護者の安否確認の集約と報告を行います。<共助>

【イメージ図】



● 地域のリーダーとなる組織の役割

(平常時)

- ①盛岡市保健福祉部地域福祉課へ支援主体となる団体の登録
- ②要援護者避難支援に向けた情報伝達や避難誘導訓練等の実施

(災害時)

- ①要援護者名簿により地域の民生委員や消防団、地域支援者等の協力を得て地域の要援護者の安否確認と集約、被災情報の把握
- ②集約した確認情報を災害対策本部へ報告
- ③災害対策本部は報告を受け、救援等、必要とする対応を行います

3 避難支援訓練の奨励

避難支援訓練等を実施することにより、要援護者支援に対する気付きや見守り活動意識の高まり、要援護者の支援環境が整備されていくことが期待されます。

- (1) 搬送訓練など避難所施設と地域住民の連携に重点を置いた内容とし、災害時に、地域住民の協力が得られる環境づくりを推進します。
- (2) 要援護者名簿を活用して要援護者に配慮した避難訓練（防災訓練）の実施。（訓練時だけが等に対する補償について、ボランティア行事用保険（社会福祉法人全国社会福祉協議会）へ加入するなど配慮も必要です。）

【盛岡市内で行われた避難訓練の様子】

盛岡市内においても、災害時要援護者の避難支援に取組む町内会・自治会等が増えてきています。写真は、盛岡市内で行われた「地域支え合いマップ」を活用した防災訓練の様子です。

【災害時要援護者を、リヤカーで搬送】



【自主防災組織による避難誘導】



【炊き出し訓練】



【心肺蘇生の訓練】



- (3) 先行事例を紹介するなど、地域による、支え合いマップづくりを支援します。
- (4) 情報伝達訓練、要援護者の声かけ訪問等
- (5) 図上演習の実施（D I G：「大人も子どもも、誰にでも出来る」災害図上訓練で、地域の地図を参加者が囲み、災害への備えや対応をイメージトレーニングするもの。D I G : Disaster (災害), Imagination (想像力), Game (ゲーム) の略。）

4 要援護者避難支援に係る理解の促進

- (1) 広報等を通じて、要援護者避難支援の重要性を周知します。
- (2) 研修会などを通じ、要援護者避難支援の地域リーダーや災害ボランティアを育成し、情報を共有できるネットワークを構築します。

5 災害に備えた環境の整備促進

- (1) 市は、保健福祉部を中心に「災害時要援護者支援班」を設け、要援護者の避難支援業務を行うものとします。

＜災害時要援護者支援班のイメージ＞

- 位置付け
 - ・ 平常時は、保健福祉部と総務部消防防災課で横断的なプロジェクト・チームとして設置。
 - ・ 災害時は、保健福祉部に設置。
- 構成
 - ・ 平常時は、班長（保健福祉部長）、班員（保健福祉部各課担当者、総務部消防防災課担当者）
 - ・ 災害時は、基本的に保健福祉部で構成。
- 業務
 - ・ 平常時は、要援護者情報の共有に関する事務等
 - ・ 災害時は、避難準備情報等の伝達業務、災害時要援護者の安否確認・避難状況の把握、避難所との連携・情報（要援護者名簿等）共有等

- (2) 市は、介護施設や民間の宿泊施設と、大規模災害発生時の災害時要援護者受け入れに関する協定書の締結への取組みを行います。
- (3) 市は、車椅子の搬送可能な車両を所有する事業者と、大規模災害発生時の災害時要援護者搬送に関する協定書の締結への取組みを行います。
- (4) 市と地域は協力し、次のことを周知するなど、地域支援者の確保に努めるものとします。

＜地域支援者について＞

- 自分の身の安全が第1
- 支援者は、何らかの助けができるのであれば、2番目に災害時要援護者を助けに行くもの
- 支援者には、自分の家族・災害時要援護者と共に避難所へ避難するようお願いするもの
- 要援護者の自宅周り、あるいは危険な場所まで支援者が行って捜索するのではなく、「避難所へ情報提供をお願いします。」と説明することで、2次災害の防止を図ります。

【活動編】

(5) 地域支援者が確保できない要援護者のために、次の方法を周知するものとします。

<地域支援者の確保が困難な場合の対応について>

- 2名の避難支援者を確保する場合が難しい場合、地域の自主防災組織等を支援者とする方法もあること。(マンツーマンディフェンスではなく、ゾーンディフェンスの考え方。)
- 自主防災組織の中で、情報伝達者等の役割を決める方法
- 地域の事業者と協力した避難支援体制の構築

(6) 市は、他地区のモデルとなる要援護者避難支援事業を実施します。

(例) マップづくりの支援、ワークショップの開催、防災訓練の情報提供など

(7) 市は、避難を助けるという目的を伝えやすくするため、現状の地域支援者等の名称検討を行うものとします。

第7 避難支援プラン個別計画の策定

1 個別計画策定の取組み

地域では、支援者や要援護者への避難情報の伝達及び避難支援等を確実に実施するため、あらかじめ、要援護者本人も参加し、支援者、避難所、避難方法等について確認し、避難支援プラン個別計画（以下「個別計画」と略す。）を策定するものとします。

なお、個別計画の様式は、別に定めるものとします。

2 策定した個別計画の取扱い

- (1) 上記1により策定した個別計画を市へ提出するとともに、要援護者本人、支援者、自主防災組織等へ配布するものとします。
- (2) 個別計画の情報は、個人情報に配慮し適切に管理するとともに、隨時、更新していくものとします。このため、保管場所などを含めて、個人情報の取扱い等に関するルールを地域で定めておくものとします。
- (3) 個別計画は、防災だけでなく、日ごろの声かけや見守り活動等地域における各種活動に活用するものとします。

【個別計画について】

「避難支援プラン・個別計画」については、災害時要援護者の避難支援ガイドライン（平成18年3月：災害時要援護者の避難支援に関する検討会）で示されています。

盛岡市災害時要援護者台帳の内容と共通する部分が多いことから、盛岡市災害時要援護者の台帳登録等に関する要綱で登録する情報とされた項目に次の項目を加えたものを、「盛岡市災害時要援護者避難支援プラン個別計画」とします。

- ① インターネットも含めた情報伝達手段
- ② 家族構成・同居状況等
- ③ 避難勧告等の伝達者・問合せ先
- ④ 一次避難場所（近所の避難場所）
- ⑤ 市指定の避難場所
- ⑥ 避難時の注意事項等
- ⑦ 関係機関の連絡先

3 その他

- (1) 個別計画の策定は、地域支援者が見つからない人を優先する方法や、地域支え合いマップなどを作成しながら進める方法などで行います。
- (2) 市や社会福祉協議会は、地域住民全体に対し、個別計画の策定等について説明する機会を設けるものとします。

【地域支え合いマップについて】

1 地域支え合いマップとは

地域の地図に、災害時要援護者、地域支援者、緊急避難場所、避難経路、その他必要な情報を書き込んだもので、災害等発生時等に活用できるものです。

2 長野県ホームページより

マップの作成過程を通じて地域住民に支え合いの地域福祉文化を育む手段として注目されている「住民支え合いマップ」の手法をモデルとした災害時要援護者避難支援計画の策定を進めています。

3 岩手県の取組み

モデル事業等で支援を行っており、盛岡市では平成19年度に加賀野地区で実施。